

齊間満

原発の来た町

原発はこうして建てられた

伊方原発の30年

さいま みつる
斎間 満

原発の来た町

原発はこうして建てられた

伊方原発の 30 年

はじめに

2006年10月17日、愛媛県八幡浜市と伊方町を購読エリアとするローカル紙「南海日日新聞」の社主であつた斎間満さんが永眠されました。斎間さんの著書『原発の来た町－原発はこうして建てられた／伊方原発の30年』は、2002年5月、南海日日新聞社から刊行されましたが、いまは在庫切れとなっています。

この本をぜひもっと多くの人に読んでもらいたいと考えた反原発運動全国連絡会では、斎間さんの承諾を得て、いくつかの出版社と相談し、新しい本として出版できるよう本文の記述を年代順に並べかえるなどの編集作業を行ないましたが、残念ながら販売の見込みが立たず、頓挫してしまいました。

出版が難しい中、それでもできるだけたくさん的人に読んでいただきたく、ここに掲げさせていただきます。

なお、「南海日日新聞」は匿名報道の実践でも知られる新聞で、斎間さん著『匿名報道の記録－あるローカル新聞社の試み』が2006年6月、創風社出版（愛媛県松山市みどりヶ丘9-8、089-953-3153）から刊行されています。併せてお読みいただければ幸いです。

2006年10月

反原発運動全国連絡会

【 目 次 】

まえがき 小出裕章

年表・伊方原発をめぐる動き

I. 原発はこうして建てられた

伊方原発誘致ドラマの幕開け

反対決議を無視 漁協総会のてんまつ（その一）

海は奪われた 漁協総会のてんまつ（その二）

原発が来た町の最初の犠牲者

不当な住民弾圧のはじまり

◆ 一号炉訴訟に判決（西園寺秋重）

II. 安全協定無視の二号炉建設

八人を逮捕したのは警察か海上保安部か

三号炉建設へ

金をめぐる争い

魚大量死

◆ 一号炉訴訟控訴審判決（近藤誠）

III. 出力調整試験

反原発ステッカー事件

針金一本切ったとして逮捕

原発真近への米軍ヘリコプター墜落事故

IV. 伊方原発のいま

金を巡って四電VS県・伊方町がバトル

◆一号炉訴訟最高裁判決（広野房一）

伊方原発沖に横たわる活断層

町長選挙の裏に原発利権

使用済み燃料、六ヶ所へ

JCO事故の後で

◆二号炉訴訟に判決（中野正明）

V. 原発と地域

原発で町はどう変わったか

事件・怪奇な出来事

あとがき

著者紹介

まえがき

一九七八年四月二五日、松山地方裁判所の玄関から「辛酸亦入佳境」の垂れ幕を持つた住民が飛び出してきた。七三年から始まつた四国電力伊方原発（愛媛県伊方町）二号炉の設置許可取消しを求める裁判で住民が敗訴した瞬間であつた。この垂れ幕の言葉は一九〇七年六月、谷中村の強制破壊を前に田中正造が書いたものであつた。

一九世紀から二〇世紀に移る頃、日本は日清・日露の戦争を勝ち抜き、列強諸国の仲間に入ろうとしていた。そのためには鉱工業を中心に国内産業を飛躍的に増大させが必要とされた。栃木県足尾の銅山はその中心を担つたが、銅山の銅毒は渡良瀬川下流一帯の田畠を汚染し、多数の農漁民の命を奪つた。田中正造は帝国議会の議員として一〇年にわたつて、国と企業が一体となつた自然破壊と人民殺戮を告発し続けた。

しかし富国強兵の名分の前に議会は無力であり、人民の被害はますます拡大した。一九〇〇年二月一七日、正造は「亡国に至るを知らざれば之れ即ち亡国の儀につき質問書」を提出して議会を捨てる。その中で彼は「民を殺すは國家を殺す也。法を蔑ろにするは国家を蔑ろにする也。皆自ら国を毀つ也。財用を濫り民を殺し法を乱して而して亡びざるの国なし、之を奈何」と書いた。

東京を流れる江戸川に鉱毒が拡大するのを嫌つた政府は、利根川・江戸川の分流点であつた関宿で

河川改修工事をして渡良瀬川を現在の利根川に流すとともに、谷中村を水没させて鉛毒溜にしようとした。正造は「谷中問題は日露問題より大問題なり」として谷中村に入村、弾圧される村民に全身全靈をかけて寄り添つた。しかし、国・企業・官憲一体となつた攻撃で村民の住居は強制破壊され、村は水底に沈められた。以降、正造は利根・渡良水系の河川調査を進め、自然を守ることの大切さを説き続けた。一九一三年九月四日の昼下がり、彼は生涯を捧げた河川調査の途上、倒れた知人宅で亡くなつた。少し前の日記にはこう書かれている。

「対立、戦うべし。政府の存立する間は政府と戦うべし。敵国襲い来たらば戦うべし。人侵入ぎば戦うべし。その戦うに道あり。腕力殺戮をもつてせると、天理によつて広く教えて勝つものとの二の大別あり。予はこの天理によりて戦うものにて、斃れてもやまざるは我が道なり。」

伊方原発を含め日本の原子力発電はエネルギー需要を満たすために必要だといわれる。その大義を振りかざす国の周りには、利権を求める集団や個人が集まり、権力・金力をふんだんに使つて住民から土地と海を奪つた。伊方原発は動きはじめ、そして今も動き続け、裁判も敗訴した。齊間さんが本書で詳細に、ある時は淡々と、ある時は怒りを込めて事実を書き留めているように、行政・議会・司法、そして警察・さらに学者までが一体となつた原子力の推進は苛烈であり、住民の力はあまりにも弱い。刀折れ矢尽きるように、いや住民ははじめから刀も矢も持たず、ある時は警察に弾圧され、ある時はだまされ、ある時は私財を抛つたあげくに倒れていつた。残つた者も自分の命を削るように抵抗を続けてきたが、闘いの当初若者であつた人々もいまや老年にさしかかつてきただ。

齊間さんは一九六九年伊方原発の誘致話が表面化して以降、ほとんど自らの一生をかけてこの問題に取り組んできた。新聞記者として、一人の住民として、裁判の原告として長い長い闘いであつた。その彼も二号炉訴訟の判決を前に病に倒れ、本書は闘病中の力を振り絞つての刊行である。正造さんが最後まで闘いをあきらめなかつたように、齊間さんの闘いも彼の生命のあるかぎりこれからも続くであろう。詳細な事実を記録し広く知らせるという本書のような闘いは、余人をもつて為しがたいものであり、齊間さんがこの時、この場所に生きていてくれたことをありがたく思う。

ただの庶民たちにとつて、苦難の歴史は今後も繰り返し、長く続くであろう。しかし、齊間さんが担つてきた闘いこそ「天理によつて広く教え」るものであり、「斃れてもやまざる」闘いである。齊間さんに幸あれ。伊方の住民たちに幸あれ。

—100—年—1月—25日 記

京都大学原子炉実験所 小出裕章

【年表】伊方原発をめぐる動き

1969. 7	伊方町議会が原発を誘致
70. 9	四電、原発建設を正式決定
10	伊方町原発誘致反対共闘会議結成
71. 4	町見漁協総会で原発反対を決議
12	町見漁協総会で漁業権放棄
72. 5	四電、1号機の設置許可申請
8	伊方原発建設反対八西連絡協議会結成
11	1号機の設置許可
73. 1	住民が設置許可に異議申し立て
5	異議申し立て棄却
6	建設着工
8	住民が松山地裁に設置許可取り消しを提訴
76. 3	愛媛県、伊方町、四電の間で安全協定調印
8	初の核燃料搬入
77. 2	1号機が初臨界
3	2号機の設置許可
9	1号機が営業運転を開始
10	1号機裁判一審が結審
78. 2	2号機が建設着工
4	1号機裁判に松山地裁で棄却判決、住民側は高松高裁に控訴
6	住民が2号機の設置許可取り消しを松山地裁に、弁護士をつけない本人訴訟で提訴
79. 3	スリーマイル島原発事故
80. 5	四電、3号機の建設計画を県、町に申し入れ
7	四電が伊方町議を供応
9	伊方町議会が3号機増設促進を可決
10	県議会でも促進決議
81. 9	原発周辺で魚の大量死が初発生
82. 3	2号機が営業運転を開始
84.12	1号機裁判に高松高裁で棄却判決、住民側は最高裁に上告
86. 4	Chernobyl 原発事故
5	3号機に設置許可
6	宇和海漁協協議会総会で、核燃料輸送船の 宇和海・豊後水道航行に反対する決議
11	3号機の建設着工
88. 2	2号機で出力調整試験
6	原発近くに米軍ヘリ墜落
89. 6	原発近くに米軍ジェット機が墜落
91. 2	美浜2号機で蒸気発生器細管破断事故
92.10	1号機裁判に最高裁で棄却判決
94.12	3号機が営業運転開始
96. 5	高知大岡村教授が「伊方灘海底に活断層」との論文発表
99. 9	六ヶ所再処理工場へ使用済み燃料を初搬出 J C O 臨界事故
2000.12	2号機訴訟に松山地裁が棄却判決、控訴せず

I. 原発はこうして建てられた

伊方原発誘致ドラマの幕開け

新愛媛新聞、一面トップで報道

四国の西の端、九州に向かつて細長く豊後水道に突き出た佐田岬半島の中ほど、愛媛県西宇和郡伊方町に原子力発電所の誘致話が表面化したのは一九六九年七月である。

当時、高知新聞が四国ロック紙発行の野望を抱いて、隣接の愛媛県に乗り込んで子会社として創刊した新愛媛新聞が、七月八日付けの一面トップで報じた。それは、同町と四国電力（四電）の間で原子力発電所の設置問題がひそかに話し合われ、すでに用地買収交渉まで進んでいることを明らかにしたものだった。

トップ記事は、同紙の八幡浜支社長・田中耕一郎さんの筆によるものだつた。そして筆者は、当時同支社の駆け出し記者で、田中支社長の指示で現地入りし八日付けのトップを飾つた写真を撮り、現地の人たちの話を取るために取材に走つた。

三〇年前、原発立地の白羽の矢が射たれた場所は、「鳥も通わぬ岬十三里」と語られた細長い佐田岬半島の中ほどにあつた。ヘアピンカーブが連続した、国道とは名ばかりの狭い道路からそれで山道に入り、瀬戸内海側に越した崖つ淵の海岸だつた。

そこには、山の中腹から海岸に向かって、崖沿いに這いつくばるようにして古い家が一五戸ほど建っていた。ところが、明らかに人が住んでいるとみられた一四戸は、戸口から中に向かって叫んでも応答はなかつた。戸は開くが人影もなかつた。やむなく、炉心予定地と見られる民家から三〇〇メートルほど離れた海岸へ行こうと雑木林に入ると、そこでやつと畠仕事をしている男女に出会つた。

「電力会社の人かと思った」と筆者の姿を見て言つた夫婦らしい中年の二人は、ボーリング調査がすでに行われていることを教えてくれた。この時、すでに一四戸は四電と家屋の立ち退きに仮調印していた。しかし、四電は地元の人たちには何のための調査、仮調印かは明らかにしていなかつた。「何かできるのですか?」と、二人に逆に問われた。

そして、「あっちの岸に行くのはいいが、この谷はマムシが多いから気をつけて」と、注意を一言付け加えられた。とたんに筆者の足はすくんだ。それまで、脛まである雑草をかき分けて歩くのもなんとも思わなかつたのに、足が動かなくなつた。

それでも、教えられたように拾つた木切れで雑草を叩きながらウサギ道を歩き、急斜面の谷川沿いに下り、やつと海岸に辿り着いた。小石がしき詰まつた海岸には、ボーリング跡を示すクイが幾つかあつた。

「原子力発電所／伊方町に誘致の動き／用地買収を始める／九町越の約五十ヘクタール」七月八日付けの新愛媛の記事は、同町だけではなく周辺市町村、県下に大きな波紋を起こした。一般住民だけではなく、政界、経済界までも波及していくつた。

電力、町の素早い対応

四国電力の対応は素早かつた。

新愛媛が報じた八日、香川県高松市の本社と愛媛県庁で、それぞれ「伊方町では、すでに土地条件のあらまし

などを専門家が調べているほか、予備調査を始めている」と、伊方町に原発建設の計画を進めていることを表明。その時点で、関係地主、漁協などと予備調査の交渉を始めていることなどを発表した。

しかし、同日、伊方町で記者会見した山本長松町長は、関係地主一二〇人のうちすでに七〇人が、仮契約を済ませていることを明らかにした（二九日付け朝日新聞は、関係地主一二九人のうち、一一〇人が土地売却の仮契約を承諾、と報じている）。さらに伊方町議会でも、先進地である福井県敦賀市に視察に行くことを決めていた。

その後の伊方町、町議会の動きも四電に劣らぬ素早い動きだつた。

七月二八日には臨時町議会を開き、「原発誘致」を満場一致で決めるとともに、「原発誘致特別委員会」を設置、対策費二二〇万円を予算化した。議会で明らかにした登記上の地主は一二九件、うち条件付き売買契約の調印を終了している者は一一〇件、対象面積は三八万二二一〇平方メートル（総面積では四五万一三六〇平方メートル）。ちなみに、新愛媛が特ダネ報道した二日後の六九年七月一〇日付けの朝日新聞は、当時の高田建一町議会議員の「町議会でも一年ほど前から話があつたが、秘密に進めてきた。いま表面化してしまうとは」とのコメントとともに、「原発問題の会合も関係ない別の名目で開くという気の使いようで秘密を守つてきた」と、住民をカヤの外に置いた体制で、原発推進を図ってきた行政や議会、電力会社の姿勢を明らかにしている。

また、一〇日付けの新愛媛では、町見漁協組合の重岡太守組合長が「四月ごろに町長から話があつた。町の発展を決める重大な事なので賛成している」とも語つている。

記者クラブ出入り禁止に

ところが、一面トップのこの特ダネ記事で、筆者や田中支社長ら新愛媛は思わぬ荒波を被ることになった。記事が報じられた数日後、新愛媛の記者は当時八幡浜市役所の二階、市長室前にあつた八幡浜記者室の出入りを禁止された。全国紙や地方紙、テレビ局の記者で組織する八幡浜記者クラブから、「謹慎処分」を受けたのだ。

理由は「協定を破り、原発誘致の記事を書いた」ことだった。駆け出しのペイペイ記者だった筆者は事情がよくわからなかつたが、協定は「町や四電の発表を待つ、発表後各社が一斉に報じる」との申し合わせだつた。四国で初めての原発誘致の話が実現するニュースはネタとしては大きかつた。それだけに各社はそれぞれ独自に原発誘致の情報を得ていた。しかし、全く秘密にされていたわけではない。すでに、新愛媛が特ダネに報じる前に、八幡浜市内のローカル紙が、何度か伊方町に原発誘致の動きが進んでいることを報じていた。

ところが、どこでどう話し合われたか、駆け出し記者の筆者には不明だつたが、日本新聞協会に属する全国紙や地方紙、NHKや民放テレビ局などの記者で組織する、八幡浜記者クラブでは、「県、町、四国電力の発表をもつて報じる」趣旨の申し合せがなされていた。

ただ、当時の記者クラブ員たちのために弁明すると、彼らも指を食わえてじつと待つていたわけではない。それなりに町や四電に対し、計画や土地買収の動きを取材したり、町や四電に報道解禁の時期をつづいていた。が、それは断片的のものにすぎなかつた。

田中支社長もそうした動きをしていた記者の一人だつたが、ある日、「町や四電の言うままでは、原発ができるてしまう。もう、土地の買収交渉に入つてゐる」と、怒つたように語つた。そして、部下である筆者に建設予定地の現地の写真と地元の人たちの証言を取材することを指示した。

田中支社長の予感は的中していた。前記のごとく、新愛媛が書いた時点では原発誘致のニュースは伊方現地ではすでに古くなつていた。記者クラブは町と四電にまんまと一杯食わされたのだ。いや、町と四電は、クラブの協定というしがらみに縛られ、そして発表報道に浸つていた記者クラブの弱味をみごとに突いた――と言うべきなのだろう。

話は少しさかのぼる。

四国電力の伊方町への原発建設計画が表面化する二年前の一九六七年、四電は伊方町から約五〇キロ南の北宇

和郡津島町の大浜海岸を原発建設予定地に上げていた。ところが、激しい住民の反対運動に合いボーリング調査までしながら「地質が悪い」ことを理由にして、六八年一月一二日に断念を表明していた。

その時は、四電、津島町とも早くから原発建設計画を公表していた。断念せざるをえなくなつたのは、早すぎた公表が住民の反対運動を強固にしたという反省があった。この津島町の撤を伊方町では踏まないために、四電、行政側はマスコミ対策を綴つたのだ——と語られた。その結果が、「マスコミと申し合わせ、秘密裏に進める」ことだつた。

話を元に戻す。

記者クラブ出入り禁止処分を受けた筆者は、ビールケースを持つて各新聞社、テレビ局の支社や通信局を回った。協定を破つたお詫びだつた。そして、当時、クラブで一番若輩者だったこともあって、筆者は新愛媛のライバル紙愛媛新聞の記者に、何かと雑用をさせられたりと、しばらくはイジメられるはめになつた。

記者は歴史の証人

ただ、当時の八幡浜記者クラブに席を置いていた記者たちの名誉のために付記しておくと、彼らは四電や行政の側にドッپリと浸かつて、原発誘致の動きを軽視していたのではなかつた。表面化した後の原発報道を追いかけていけば、当時の記者の奮闘ぶりが見えてくる。

その一例を紹介する。七三年二月二十四日付けの毎日新聞は、賛否両論が激しかつたころの警察の姿勢を次のように報じている。

「過去四年近く、毎日警備員を『伊方番』に派出して、反対派の動きを克明にチエックし四電と『一体』になつて原発を守ってきた警察。昨年八月の労学共闘メンバーへの伊方町職員の暴行事件の同署の処理、四電原発準備所職員と同署幹部や警備課員とのなごやかなつながりを見てきた人たちは、『警察は中立』と額面通り受け止める

事は出来ぬだらう」

これには、当時の八幡浜警察署長の渡辺保さんが「こんな記事を書かれると困る」と、菅田記者に囁みついたところが、菅田記者は負けてはいなかつた。

「ウソを書いていますか。書いていたら、（毎日新聞社の）どこにでも抗議して下さい。中立を疑われる警察の姿勢の方が問題でしよう」と、逆に食つてかかつた。

後述する町見漁協の海売り渡しの総会報道でも見られるように、当時の記者たちは不正なやり方は許されないとの姿勢で、体当たりで取材した。四電に抗議文を突き付けたことは数知れない。

七一年四月、四電が資材運搬用の道路を農地転用許可も出さずに行つていたのを暴いたのも、記者クラブの面々だつた。権力や大企業の不正や不法に厳しい姿勢を見せていた。少なくとも当時駆け出し記者の筆者にはそう映つていた。

こんなエピソードも記憶している。年月日は忘れたが、記者クラブの数人の記者たちが、当時は「バー」と呼ばれたなじみの飲酒店で騒いでいた。そこへ、四電伊方原発建設準備所PR課の小野道男課長たちが入つてきた。軽く挨拶したが、お互いに別々の席で杯を交わしていた。

問題が起きたのは、記者クラブの面々が勘定を払う段階になつてだつた。

店側が「戴いています。先ほど出て行つた四電の人」と、支払いを受け取らなかつた。とたんに、記者たちの顔色が変わつた。

翌日、八幡浜市昭和通りの四電八幡浜営業所裏にあつた原発建設準備所へ毎日新聞の菅田、朝日新聞の安延、南海放送の河田記者らが押しかけた。応接室で対応した小野PR課長の目の前の前のテーブルの上に、「酒くらい自分の金で飲む。バカにするな！」と彼らはお金を叩きつけるように置いた。

先輩記者たちの尻にくつついて同席していた筆者は、その時の光景を三〇年経つた今も記憶している。先輩た

ちの怒りの姿が、四国の片田舎で記者を続けてきた以後の筆者の人生に、少なからず影響を与えたと言えばおおげきだろうか。

しかし、こうした記者たちも、記者クラブという得体の知れない組織に、自らを縛りつけていたことに気づかなかつたのだ。そしてこうした記者クラブのあり方が、結果的には住民を軽視した中で、原発を誘致することを容易にさせたとも言えたのだ。伊方原発誘致のドラマは、こうした中で幕が開いた。

反対決議を無視 漁協総会のてんまつ（その1）

海を買い取る必要

原発を建設するのには、土地とともに海（漁業権）を買い取ることが必要だつた。原発は、膨大な量の温廃水を、捨てなければいけないからだ。ちなみに、三基の伊方原発が排出している温廃水の量は、毎秒一四一トン。これは四国で最大の流量を誇ると言われる徳島県・吉野川の水量と匹敵する。

大量の温廃水をタレ流されると、海は環境の変化を起こすのは当然だと言える。それは同時に、その海域で何百年も前から生活の糧を得ている漁師にとつては死活問題となる。

四国電力が伊方原発建設計画で、漁業権放棄を求めた海域は、漁業権消滅海域が一六万五〇〇〇平方メートル、埋め立て部分は五万四〇〇〇平方メートル、漁業権制限海域三九万平方メートル、合計すると六〇万九〇〇〇平方メートルに上る。そして、温廃水の影響部分は四四〇万平方メートルの海域に至る。

この海域は、伊方町の町見漁協と有寿来漁協の二つの漁協が漁業権を持つていた。その中でも町見漁協が漁業

権を持つ海域は、漁業権消滅海域など三四万平方メートル、温廃水の影響海域は二八〇万平方メートルを有していた。つまり、町見漁協が漁業権放棄することを拒否したら、原発建設は実現しなくなるのだ。それだけに、四電側にとつて、漁協に漁業権放棄をさせること、海を買い取ることは、建設予定地の買収とともに最大の課題だった。

一年間に三回も総会開く

伊方原発建設計画が表面化した翌年（一九七一年）、町見漁協理事者は、四月二十四日、一〇月一二日、一二月二六日と一年間に三度も総会を開いた。

わずか一年間に三度も総会を開くのは異常な事態だった。異常な事態が起きたのは、定期総会で「原発絶対反対」を決議した組合員の総意を破り捨て、「漁業権売渡し」を強行にもぎ取るためだつた。

そして、こうした異常な事態を引き起こした組合運営のウラには、四国電力と県が一体となつて、漁協理事者をあやつり、漁民の意志や心を金と権力で切り裂いて行つた姿がかいま見えていた。

「原発総会」とも言うべき、七一年に行われた三つの総会を、当時の新聞報道、当事者の証言、取材メモ、そして三〇年近くたつて明らかにされた四電の秘密文書などで振り返つてみよう。

まず、「原発絶対反対を決議」した定期総会から見る。

四国電力が、伊方原発建設予定地の前面海域に最大の漁業権を持つ町見漁協（重岡太守組合長が七年一月死去後は、松田十三正組合長・二〇七人）と伊方原発建設計画に伴う漁業補償交渉を、密かにはじめたのは七〇年一〇月からだつた。

しかし、この交渉は、漁協側は組合員に賛否を諮つたものでも、漁業交渉委員会を設置して行つているものでもなかつた。松田組合長ら理事が「任意」に行つてゐるものだつた。が、すでに七年四月二十四日の定期総会ま

でに五回の交渉が行われていた。漁業補償額も、当初の漁協側の要求一四億円、四電側回答一億七千三〇〇万円から、漁協側七億四〇〇〇万円、四電側二億五八〇〇万円まで歩み寄っていた。

漁協理事者は、この莫大な漁業補償額を漁民に示し、漁業権を放棄、海を四電に売り渡すことを迫ろうと目論んでいた。四電に海を売り渡すには、総会で組合員の賛成多数を得る必要があつたのだ。いくら、理事者と四電が合意を交わしても、海を売り渡すことはならなかつた。

ところが、七一年四月二十四日の定期総会は、理事の思惑に反して、原発反対が多数を占めた。つまり、漁協は原発建設に反対し、海を売り渡すことを拒否したのだ。漁協理事と四電の間で進められていた補償交渉も、この反対決議で漁民に破棄されたのだ。

四電の側から言えば、社運を懸けた原発建設計画は大きな暗礁に乗り上げた形となつた。それも、表面化した中での出来事だつただけに、泡を食つた。それだけに、この日から四電の町見漁協組合員に対する、激しい切り崩しが始まつた。漁協組合員一人一人の原発に対する賛否の意志はもちろん、家族構成から、姻戚関係、影響力のある知人や友人まで、プライバシーを細部にわたつて調べあげ、「どうすれば、その組合員を原発賛成派として説得できるか」まで結論づける激しいものであつた。

後で詳しく触れるが、こうした調査や資料作りは、四電職員や退職者（O.B.）が、組合員と接触しながら記録していくつた。つまり、四電職員は町役場の職員と共に住民のプライバシーの侵害、漁民の思想チェック、管理を行つていつたのだ。それは、決して四電職員が自主的に行つたものではない。四電という企業が、社命で住民のプライバシー、思想調査を行つたということである。

読者には、このことを頭においていただいて、まず四月二十四日の一回目の総会から振り返つてみたい。

絶対反対を決議

七一年四月二四日午後一時半から伊方町九町の町見農協二見支部で開かれた定期総会には、組合員一六五人（委任状三五人を含む）が出席。前年度の予算、決算などの審議の後、四国電力と漁協理事者との間で前年から進められている原発建設計画に伴う漁業補償交渉の経過が、松田組合長から報告された。問題はこの後に起こつた。総会の翌日四月二五日付けの新愛媛は、総会での理事者（役員）と組合員のやり取りを次のように報じている。

「組合員の中から『交渉委員会を作る前に組合委員に賛否を問、条件についても相談すべきではなかつたか』と、鋭い質問が出された。これに対して、松田組合長は『反対しても原電は強行に建てられる。それより条件交渉したほうが、みんなのためだと考えた』と幹部の意見を答えた。

しかし、組合員からは『組合員の中には全面反対の人もいる。その説得にも努めず、組合員をツンボさじきにしていた役員の考え方方が問題だ』とつめ寄つた。松田組合長は『反対すれば成田空港の二の舞になるだけだ。それでもいいか』と反論。組合委員は『漁場を潰され、どこで生きれるか。みんなの総意なら成田の二の舞いもいい』と追及、激しい応酬になつた。一時は興奮した組合員の中から『バカヤロウ』『役員は総辞職しろう』と、激しい言葉があびせられ、会場は混乱した。」

「午後四時、組合員の中から『絶対反対。条件つき反対。賛成の三案で採決をとつてほしい』との提案があり、採決したところ、三分の二以上の組合員が絶対案に同意した。これにより同漁協の態度は一転して、交渉委員のこれまでの交渉は白紙撤回されるとともに、四国電力側に原電設置反対を通告することになつた」「差別語を含むが、原文のまま引用する」

ところが、この漁協の「絶対反対決議」は四電側に伝えられなかつた。

組合長の工作

町見漁協が定期総会で「原発絶対反対」を決議してから二八年、九七年一〇月九日付け愛媛新聞「悩む巨大プラント／伊方原発20年」の中で、松田組合長の長男、松田文治郎さんは定期総会後の父親の行動を、回想して次のように語っている。

「（組合長だった父親は総会後）その足で八幡浜市の四電伊方原子力建設準備所に行き『漁業権は売らない』と通告し計画はとん挫するはずだつた。そうしていたら原発はなかつたかも知れない。骨肉の争いも、相次ぐ事故も。だが、そうならなかつた。

『あの騒然…とした中の反対決議を四電に通告すべきか否か（有効か無効か）、大事やけん、よう考えて○か×を書いてわしの自宅に郵送してくれ』。父は総会後開いた理事会でこう言い、散会した。通告引き延ばしにかかりたのだ。翌日には理事全員から返事がきた。八通すべてが○。『通告すべき』と答えは出た。

その後親子で飲んだ。

文治郎よ、わしは通告せんつもりよ。ここで通告したらどうにもならん。

どういうことぞ。みんな○で返事が来とる。

結果を知つるのはわしだけじや。わしを入れて九票。皆には○が二票、よつて反対決議は無効で通告せん、と伝える。

なんで○が二票ぞ。

○が一票なら理事がおら一人だけ○やつたのかと疑う。けど二票なら、おらのほかにもあと一人おつたのかと信ぴょう性があろうが。

あのころ、ほぼ毎晩、四電のB所長代理（故人）が来て夜中過ぎまで二階で父と相談を重ねていた

文治郎さんは、四電の当時の所長が、毎晩、松田組合長宅を訪れていたことも証言した。

四電側に漁協の漁業権売渡し拒否の決議は、いつでも伝えることはできたのだ。いや、新聞に大きく報じられた漁協の「原発反対」の意志を、四電が知らないことはなかつた。文治郎さんが語つたとおり、松田組合長が総会の決議を故意に四電に伝えなかつたこともあつたが、四電が漁協組合員の意志を無視したのも事実だつた。

そればかりではない。毎晩、松田組合長宅へ足しげく訪れていた四電は、次の臨時総会開催に向けての工作を、松田組合長に伝授していたのだ。その後の総会は、四電幹部が夜な夜な松田組合長方に通つて何を綴つっていたのか、窺い知ることができる総会ともなつた。

海は奪われた 漁協総会のてんまつ（その二）

怒号の中で強行採決

一九七一年一〇月一二日、町見漁協は二回目の臨時総会を開いた。四月の定例総会に続いて、原発建設に伴う漁業権放棄を問うものだつた。

『伊方町誌』（八七年版）は、この総会の結果を次のように書いている。
「開会冒頭から組合員の除名、脱退問題をめぐり反対、賛成両派の組合員で激しく対立、怒号の中ではあつたが原子力発電所設置を賛成多数で決議した」

怒号が飛び交う総会はどんなものだつたのか。総会の翌日、一三日付けの愛媛新聞は、「組合規約無視の不法集会／休憩中の强行採決／議事進行・理事者側に不手ぎわ」の見出しで、次のように報じてゐる。
「アツという間の採決だつた。議長選任も騒然たる中で正式には決定せず、反対派組合員に詰め寄られた理事者

たちはガタガタふるえる。休憩一時間、ふわりと立ち上がった山口議長？は会議再開も告げず、突然『採決します』と議長席で宣言、激こうした反対派組合員数人が走り寄つて山口氏を取り囲み、カベに押しつけようとしたところ、事態に驚いた賛成派組合員が総立ちとなつた。このとき同氏は『議案は先に出しているので賛成多数と認めます』と議長席でポツリ一言。総立ちの賛成派組合員も、拍手どころか一瞬ポカンとした表情。賛成派ならこの採決にとび上がつて喜ぶはずだが、事態を心配して総立ちとなつた現象を同氏は賛成と自分勝手に判断、決定する始末。おまけに閉会を告げたものの組合員にはわからないまま、途中から姿を消し、松田組合長があわてて『流会』と宣言、反対派の詰問で『閉会』の間違いだつたと訂正する混乱ぶり。とにかく組合幹部の総会運営上の不手ぎわで議案審議や採決も組合規約無視しためちゃくちや総会だつた』

臨時総会が「めちゃめちゃ」であったと報じていたのは愛媛新聞だけではない。一四日付けの朝日新聞も「混乱の中で『賛成』強行可決／採決の効力に問題／役員会開き検討へ」との見出しで、「議長選出も議案審議もできない混乱が八時間も続いた。同九時すぎ、休憩のあと、松田組合長が議長に指名した山口幹事がいきなり再開を宣言、議案上程なしで採決にはいる旨を告げ、会場が大混乱に陥つた中で、可決を宣言した。しかし、松田組合長ら役員は採決の方法に問題があつたとして、『採決が成立したかどうかは分からぬ』とし、改めて役員会を開いて、採決の有、無効を協議することにした」と報じ、さらに議事録も残つていなかつたことも報じている。

県が影で糸を引いた総会

臨時総会の決定はこうした混乱の問題ばかりではなかつた。一四日付け朝日新聞の解説は「この総会では、原発建設の柱としている県が陰に陽に工作を進めていたことが明るみに出た。県の指導下で、こうした非民主的な組合運営が行われた事は、この問題がどういう形で終息するにせよ、大きなしこりを残すことになり、他への影響も無視できないものになりそうだ」、愛媛新聞では「総会の議事進行については、待機していた県職員が間接

的に指導、助言したものとみられるが、いくら原発建設上最大のヤマ場といわれる漁業補償問題でも、組合員同士のいがみ合いの原因は漁協幹部の総会運営の不手際にあり、議長独断の採決でしやにむに原発設置賛成を押し通そうとしたのも、県の指導ではないかと非難する声も開かれた」と、筆を揃えて明記した。混乱の総会のウラには県の策略があつたことを報じたのは朝日と、愛媛ばかりではなかつた。

ところが、漁協役員らは総会から二日後、「総会は有効」として四国電力に対して漁業補償交渉の再開を通告。四電もこれに応じる意志を示した。

反対派組合員は一月六日付けで県に対して総会の無効を訴えた「町見漁協総会の異議申立書」を提出、さらに伊方原発反対共闘委員会とともに、二七日に県に対して「総会は強行採決で無効だ」と申し入れた。

しかし、県は「漁協の理事者、議長からの報告を受けた限りでは有効だと思つてゐる」「検討してみる」との姿勢を崩さなかつた。

県としては当然の姿勢だろう。自分たちが漁民を指導してデッチあげさせた総会である。口が裂けても無効とは言えなかつた。

「流会」が「採決」に

余談になるが、筆者も記者団の一員として当日会場の片隅に、二〇人近くの記者たちと肩を並べて総会の取材をした。が、筆者が報じた臨時総会の新聞紙面は、他紙と違っていた。

先に記したように、朝日、愛媛は総会が混乱の中「強行採決」された、との見出しで報じた。毎日新聞など、他紙も同じだつた。が、筆者が属していた新愛媛の一三日付け社会面トップ見出しが「深夜の総会も紛糾、流会／原電賛否の再総会／議事まったく混乱／一時は強行採決も」だつた。つまり、筆者だけ流会になつたと、報じたのだ。

理由はこうだ。午後一時から始まり延々一〇時間にわたって行われた総会は、午後一一時ごろ、前述の朝日や愛媛の報じているごとく、山口議長の突然の採決に会場は大混乱となつた。

議長席に駆けつけて、議長に大声で抗議する者、組合員同士こずき合う者、我々記者団も、何がなんだかサッパリわからず、組合員らと同じく議長席に駆けつけた。

筆者も他の記者と同じく、賛成反対の組合員らに押されたり、こすかれたりしながら山口議長に「議案は誰が、いつ上程したのか」「議案の内容は何だったのか。原発建設賛成だけだったのか。漁業権放棄も含まれていたのか」「賛成は何人で反対は何人か」と確認を迫つた。同時に、議長席横の議事記録者の手から議事録を奪うようにして文字を確認した。それは白紙だった。

そうした混乱の中で、山口議長は記者団の質問に答えられず、「流会、流会！」と投げ捨てるように言い放つた。筆者は、議長にその言葉を二度、三度確認し会場の外へと走り出た。午後一一時が最終版の原稿の締め切り時間なのである。当時の整理部の兵頭部長に「必ず原稿を送れ、紙面を空けて待つていて」と、原稿の行数まで決められクギを刺されていた。会場近くの雑貨屋に、電話を借りる予約をしていた。その雑貨屋へと走り込み、息を切らせながら文字通り口述筆記の原稿を送つた。

ところが、ホッとしながら会場に帰ると、他の記者たちに「満ちゃん、組合長が採決と言つてるぞ」と、声をかけられた。慌てて、松田組合長に「議長は流会と言いましたよ」と詰め寄り、見渡すと山口議長がいない。「逃げた、逃げた。どこへ行つたか消えたよ」と、記者たちも怒りの表情だった。

筆者はそこでもまた、雑貨屋へ走る羽目になつた。すでに、戸締まりしていた雑貨屋の戸を叩き、再度本社の整理部に電話を入れると、受話器の向こうから兵頭部長のドナリ声が飛び込んできた。「バカヤロウ、何時だと思つている。輪転機は回つていいよ！」。

かくして、新愛媛新聞だけ、町見漁協の臨時総会は「流会」と報じられた。

もう一つ、記憶に残っている光景がある。議長を務めた山口雅雄幹事が、休憩のたびに会場から出て、会場横の道路に駐車した車の人物と話し合っていた姿だ。それは筆者だけが目撃した光景ではない。

定例総会で二〇一人いた正・準組合員が、わずか半年後には一七八人に減っていたことをめぐつて、組合員から「二三人が脱退、除名されている理由は何か。この中には地区内に住所を持ち、漁業に従事している者もいる」「組合員の加入、脱退、除名は総会に諮り決めなければいけないと、定款に決められているはずだ」と質問が相次いだ。これに対して役員側が、「住居が地区にないからだ。それ以上言う必要はない」と、つっぱねたことから騒然となつていた。そうした最中、隣に座つていた地元民放放送局の記者が「何で休憩のたびに議長は下に降りるのだ。小便にしては頻繁過ぎないか」とポツリと疑問の言葉を発した。それをきっかけに、休憩のたびに記者がそしらぬ顔で代わる代わる議長の後をつけた。議長は休憩のつど、道路に駐車した車の中の数人と言葉を交わしていた。車の中の人物は暗くて、判然としなかつた。が、見慣れた県職員の姿があつた。「四電の〇〇もいた」との話もでたが確認できなかつた。この目撃が、朝日の解説文となり、愛媛の記事になつた。

役員を追い込んだAさんの存在

この総会には、もう一つ特筆しておかねばならないことがある。この日の総会で、漁協役員を追い込んだのはAさんの存在が大きかつた。彼は、反対派組合員の先導的役割りを示し、組合役員のズサンな総会運営を次々指摘した。役員は、彼一人に追い込まれたと言つていいくほどの、的確な追及だつた。

総会の翌日、筆者は当時の朝日新聞八幡浜通信局の記者と瀬戸内側の小さな漁村に住むAさんを尋ねた。彼は声を潰していた。総会で叫びすぎたのだ。漁具が散乱する土間に座り込んだ筆者らに、絞り出すような言葉で彼は今後の鬭争を熱っぽく語つた。

「議題もない総会が成立するはずはありません」。彼は目の鋭い光だけ印象に残る日焼けした浅黒い顔でキッパ

り語つた。が、その後、総会結果は、県行政や漁協役員たちの公権力で、彼の思いとはウラハラに「成立」へと、強行に流れを作られていくことになる。

そして、それまで幾度となく彼と接触していた筆者は、その日を最後に彼と会うことはなかつた。

最後になつたが臨時総会の会場は、町見漁協の近くにある町見漁協二見支所二階大広間で行われた。亀ヶ池と呼ばれる周囲二キロほどの淡水池のそばの支所周辺は、「原発粉碎」と書かれた、ノボリ旗やプラカードを手にした約二〇〇人の伊方原発設置反対共闘会議の住民たちと、愛媛県警が派遣した五〇人の機動隊員、そして漁協がこの日のために雇つた警備会社のガードマン、さらに住民の姿に扮した四国電力の社員たちが徘徊し、朝から騒然とした空気が流れていった。

もう一つ余談を付け加えておくと、開会前、会場にオートバイで駆け付けた筆者が一番先に出会つたのは四国電力社員のBさんだつた。彼は、母の再婚相手である当時四電社員だつた義父の同僚だつた。マージャン好きの義父と卓を囲むために、筆者が十代のころは我が家にも時々顔を見せていた四電社員の一員だつた。

その彼が、総会の日、この地方で「ちゃんちゃんこ」と呼ばれる甚兵衛を羽織り、会場近くの路地を歩いていた。それは一瞬、地元の住民と見間違う姿だつた。驚いて思わず挨拶した筆者を避けるようにして彼は路地裏に姿を消した。

そのBさんの姿は、三〇年近くたつ今も、脳裏に残つてゐる。しかし、それ以来、このBさんは出会つても言葉はおろか、会釈さえしなくなつた。それは、原発反対の息子を持ち、四電内では電産労組の最後の生き残りだつた義父に対しても同じだつたようだ。

三回目の総会 話を元にもどす。

不法と力で「原発建設賛成」を勝ち取った町見漁協の理事者と四国電力は、一〇月の総会直後から漁業補償の交渉を再開した。そして約一ヵ月には補償額は六億五千万円で話し合いがついた（四国電力「伊方原子力発電所建設に伴う漁業補償交渉経過」）。四月の定期総会の時の四電回答より一六〇%ほど増額されていた。

海を売り渡す金額を決めた同漁協の次の問題は、原発予定地前面海域の漁業権放棄である。漁業権放棄の賛否を問うた臨時総会をどう乗り切っていくかが、同漁協、四電、そして伊方町、県、それに警察に残された次の大いな課題となつた。

三回目の総会は、年の瀬も迫つた一二月二六日、クリスマスの翌日に行われた。しかし、今度はなぜか、四月、一〇月の時と会場が変更され、町見農協本所になつた。場所も人家がまばらな加周地区の中で、さらに孤立したように広場の中に建つっていた前回の町見農協二見支所と違つて、同町で二番目に人口が密集している地区にある施設だつた。おまけに、隣りが八幡浜警察署町見駐在所、前に消防倉庫という「治安」には、最適の場所だつた。後述するが、なぜ、町見農協本所が選ばれたのか、三〇年後にうかがい知らされることになる。

反対漁民が退場した後で

まず、臨時総会である。午前九時から開会された。一二月二七日付け愛媛新聞は一面トップに「漁業権放棄を可決／反対派が総退場／きょう四電と調印」の見出しを掲げて次のように報じている。

「総会は冒頭から法の解釈をめぐり理事者側と反対派組合員が激しく対立し、一時は賛成、反対両派組合員同士がつかみ合うなど波乱を呼んだが、賛成多数を確保する理事者側は『漁業法により漁業権放棄は総会決議前に、関係漁民の書面による三分の二以上の同意が必要で、同意書を公表せよ』とする反対派の主張を退け、水産業協同組合法による『半分以上の出席で正組合員の三分の二の同意』の適用で漁業権の放棄を決議、同町大成地区漁民を中心とする反対派組合員は決議前二〇数人が涙をのんで総退場、投票を放棄した」会場には、一〇月の臨時

総会には会場に入れなかつた県水産課の二人の職員が、当初から「来賓」として役員の横に席を並べてもいた。

当時の愛媛新聞八幡浜支局長の梶原記者は解説で「漁業権売渡の賛否をきめる臨時総会は、さる一〇月一二日理事者（役員）側が強行採決した混乱のテツを踏まないことを前提に開会されたが、前回ほどの混乱はなかつた」というものの、反対派組合員退場という状況下で前回と大差のない一方的な採決となつた「反対派組合員は『三分の一以上の伊予灘側組合員三四人の反対同意を得て』いる。一部組合員が反対、賛成の二重署名をしていないか。このため同意書に署名した組合員の氏名を公表せよ」と理事者を追及した。理事者側は二重署名が発覚すれば組合員のプライバシーが表面化、流会をねらう反対派のペースに巻き込まれる——などを懸念して反対派の申し入れを拒否したものとみられる。六時間に渡り反対派組合員と理事者側の押し問答が繰り返されたが、反対派陣営としては今まで原発反対へ歩調を揃えていた伊予灘側鳥津地区の組合員が補償交渉妥結後、急に乱れたのが大きく響き、組合役員の職務執行停止仮処分申請の公判も意味がなくなつた（川口原発設置反対共闘委員長）状況下では、流会を主張して漁業権放棄の賛否投票を棄権、総退場しなければならなかつたのもやむを得なかつたろう。

漁場を放棄するのは伊予灘漁民であり、反対派にとつては死活問題だけに、自分たちの主張が組合幹部に受け入れられなかつたことは身を切るよりもつらいことだつたに違いない」

Aさん、姿消す

筆者は、このときの総会の取材はできなかつた。本社整理部に転勤になつていたからだ。が、一二月の総会の会場には、一〇月の臨時総会で反対派組合員の先頭に立つて理事者を追いつめた、伊方原発反対共闘委員会副会長のAさんの姿が見えなかつた——と、総会を取材した同僚の記者から聞かされた。

一〇月の臨時総会後、「Aさんは四電に金を積まれた」「一時行方不明になつた」と流れたウワサ話が、ふと脳裏を横切つた。日焼けした浅黒い額、ふだんは話下手でボツリボツリと語る。総会に見せる激しい、回転の早い

言葉は、その姿からはとても想像できないほど静かだ。

そんなAさんの話を、護岸工事現場に座り込んで聞いたのを思い出した。「漁師と言つてもワシらは、こんなこともせな食えませんけん」と、寂しそうに笑つた表情が、浮かんで消えなかつた。

梶原記者が明記していた「反対で歩調をそろえていたが、乱れた鳥津地区」は海に面した小さな集落だつた。当時五一戸のうち五〇戸が原発に反対だつた。そしてそこはAさんの住んでいた地区だつたのだ。彼は、同地区が地区挙げて反対していた時のまとめ役で中心的な存在だつた。

貧しい漁村に札束がばらまかれ、そしてその札束に思わず手を伸ばした者がいたとして、その貧しき者が責められるのか。ばらまいた者は責められないのか。札束は、貧しくとも支え合つて生きてきた者たちの心を、二度と元に返せぬほど深く傷つけているのではないか。筆者の原発への不信感は、ここから生まれた。

四電の秘密文書入手

そして、この一二月総会から二〇年後の一九九〇年のとある日、伊方原発一号炉誘致当时、行政、四電側の誘致担当として動いていた人物から、マル秘の赤印が押された文書の束をもらつた。

「原発誘致当时、誘致した側の人たちの証言を聞きたい」と、筆者が彼に取材したのが知り合つきつかけだつた。彼は、「当初はほんとに安全を信じていたし、人口減の歯止めになると思っていた。しかし、過疎化の歯止めにもならなかつたし、安全でもなかつた」と原発誘致に力を注いだ現職を退いた後、原発に不信感を抱き始めたことを率直に語つた。

その彼が突然、「ワシはいつ死ぬかわからん。あなたに渡しておく」と、風呂敷づみを筆者の勤めるローカル紙の事務所に持ち込んだ。それは伊方原発一号炉誘致当時の文書の山だつた。

その中には、七一年一二月に開かれた臨時総会の裏舞台を示す資料も含まれていた。

「町見漁協総会」／行動計画／総会開催 S46、12、26（日）9時／会場 伊方町町見支所階上町見公民館／編成配置表題がペン書きされたマル秘印が押されたA4サイズの綴りは、「社外関係」と書かれた文書、「極秘」の印の押された会場周辺の見取り図や「町見漁業協同組合名簿」と題したものと合わせて八枚だった。用紙は四電の専用レポート用紙を示す「四国電力株式会社」の文字とともに、八幡浜市内に存在する印刷会社名が欄外に印字されていた。おそらく、四電がその印刷会社で作らせたものなのだろう。

ワープロやパソコンのない時代である。手書きの文書の実物は写真で掲載するが、まず「行動計画」文書を見てみる。

「会社関係総員37名＝女子を含まず／準備所28名／本店2名／松山2名／松山（電）3名／宇和島（電）1名／八幡浜（営）1名」

と書かれ、その下に枠どりで縦列に「対策本部」「準備所班」「道路班」「たちばな班」「汐屋班」と区分けされている。そして、横列には班ごとに「任務」「場所」「人員」「氏名」「携行品外」「配車」「備考」と、詳しく明記されていた。最後に「参考」欄が設けられ、そこには「12月25日現地宿泊者」として、「（会社）たちばな」に岡本、小野など、元四国電力・電産労組出身の県会議員、当時の四電原発準備事務所のPR課長ら六名の名前、「（組合）汐屋」に山口、古田、山下など五名、「（県）とよ」に高市、渡辺、屋内ら一一名。さらには、当時の現地輸送車の一〇名の名前が記されていた。

「社外関係」の文書も四電のレポート用紙で、枠どりで任務や氏名欄など内容は、同じだった。つまり、総会

前日から、漁協役員、四電職員、県職員関係者は会場周辺に宿泊し、翌日の総会に備えていたのである。

ちなみに、「対策本部」の欄を見ていくと、任務は「本店、県、町等への連絡および必要事項の指示ならびに総会関係設営事項、その他」。場所は「準備所」、人員は「10人」氏名は山下、平尾など当時の原発建設準備所長らの名前が並ぶ。携行品はないが配車として「乗用車、ライトバン」が各一台ずつ記入されていた。

これが、「道路班」になると、携行品外が「トランシーバー」、双眼鏡二、配車も「ハイヤー」とし、備考欄に「総会開始後、汐屋に合流」と明記されている。トランシーバーは携帯電話のない時代としては、遠くに離れているもの同士が話し合うのに重要な機器だった。しかし、双眼鏡まで用意していたのには驚いた。

「汐屋」は、町見（九町）地区がまだ海路が主要路だった町見村時代、定期航路の発着場のあつた港にあつた。かつてこの村が海で栄えていた時代を偲ばす姿を残した旅館だった。今では、電話帳にまで「伊方発電所宿泊協力店」と明記するほど、原発に力を入れている。「たちばな」は、支所の前にあつた。協力店の明示は、汐屋と同じである。

話がそれた。「社外関係」をめくり、「奥田班」に目を通すと「会場の状況および必要項目をたちばな班に連絡」の任務を負い、当時の原発誘致の住民工作のウラ舞台で動き回っていたと言われていた融心会役員や町見漁業組合長の息子（松田文治郎さん）らの名前とともに、四電社員の名前が明記されていた。

余談だが、ここに明記されていた四電社員（当時、原電建設準備所 P R 係長）は原発問題が起きるまで、八幡浜営業所の技術職員で、義父より若いこともあって平職にあつた。が、営業所勤務から原発誘致担当にバッテキされた彼は、持ち前の雄弁さで住民工作に活躍し、退職時には役職の地位に出世していた。地図見取り図は、会場の町見支所周辺の家屋を「平屋」「二階建」「三階建」と、一目でわかるように細かく区分、さらに会場となる町見支所の間取り図が附させていた。

「電話系統図」には「町見漁協」「警察駐在所」「伊方町役場」「本店」「準備所」から「県庁」「八幡浜県事務所」まで、一六カ所の電話番号を記入。驚くことに、その電話も「公衆電話」「臨時電話」「社内電話」など八種類が用意されていることが明記されていた。

組合員の原発への対応分類一覧表

驚かされたのは、これだけではなかつた。受け取つた書類の中には「町見漁協／原電設置賛否一覧表」とマル

秘の印が押された文書も出てきた。つまり、一〇月一二日、筆者が取材し「流会」と報じた一回目の臨時総会前のものだ。

その文書も手書きのものだつた。それは「46、9、18現在」の文字とともに「伊方原子力建設準備所」と、制作、所有者と思われる名前が明記されていた。

文書は横列に「全組合員の場合」「正組合員のみの場合」など二つに大別され、その下の枠に○、○、○、さらに「請」、同要、△、×、亡、転の欄が全組合員、正組合員別に細かく分けられている。欄外には、この印の説明がなされていたが、それによると○は賛成、請は臨時総会召集請求書、同は同意書、要は要望書、△は態度保留、×が反対、亡が死亡、転が転出である。○、○に付いての説明はなかつたが、後で示す個人調査文書からして、賛成の強弱を示したものと見られる。

縦列には「伊予灘側」「宇和海側」と組合員が属する一二の集落名が記され、組合員の人数やその動向が、一目でわかるようになつていて。同様な書類は、「9、18現在」のものだけではなかつた。「46・8・13」「46・8・4」と、さかのぼつた日付のものも含まれていた。「46、8、4」の文書には「態度不明組合員については、8／12までに賛成工作を実施し、8／13その結果を集約する」との指示も書かれている。

そして、「町見漁協／原電設置賛否一覧表」の基礎資料となる、組合員全員を個人別に調べた調査票も存在していた。

「町見漁協組合員名簿／46、9、13」の表題の文書は8ページまでページが記入され、一九九人の名前が集落別に、さらに漁業の種類別に書かれていた。

さらに、これまでの文書と同じく、○は賛成強度、○は同中、○同弱、×は反対、△は態度不明と原電への賛否の意志を示す記入の注意が欄外に明記されている。が、この文書には「備考欄」が付けられ、「出稼ぎ、漁業なし」などとともに、「法定脱退者」など細かな記入。組合員の資格調査したことまで示していた。注目されるのは「投

票結果」の欄が設けられていたこと。そこには一五五人の組合員について◎、○、△、×の印が付けられていた。ただ、この中に□の印が四個見られたがその説明書きはなかつた。

別資料の「組合員動向（反対）」とのブルーコピーには、当時反対派組合員だつたと見られる正組合員四五人、準組合員一人、態度不明者五三人の面接状況が、詳細に記入されている。

そしてこの中に、一〇月の臨時総会で反対派の中心的な活躍を見せた、Aさんに関する記述を見つけた。

「△△の弟、□○といふこと、反対共闘委との結び付きが強く最後まで反対すると思われる。自分の存在を認めてもらいたい性格で、簡単には後には引かない。最終的には金と考えられる」。摘要欄の小さなエンピツ文字は、そう書かれていた。

「金を掴まされたらしい」——三〇年前のAさんの姿とウワサ話が、ブルーコピーの手書きの小さな文字を読み進んでいると、鮮かに蘇ってきた。

金と権力に翻ろうされた漁民

さらに、四電・伊方町のマル秘の印が押された文書がAさんの評価を記していた日から二六年後の九七年一月、愛媛新聞の企画記事「悩む巨大プラント／伊方原発の20年」の中に、Aさんの証言を目についた。

「伊方原発設置反対共闘委員会ができた。Aさんは漁民代表として副委員長になつた。委員長は山本氏の前の中川口寛之さん（故人）だつた。

『日夜デモ、デモ』の日々。暗いうちに起き、山を越えて役場のある湊浦まで片道七キロを歩いた。全員ハチマキで子ども連れ、弁当持参で役場前に座り込んだ。デモの日は帰り道も暗かつた。

闘争で漁に出られない日が続く。冬、男は出稼ぎに行つた。連夜の四電接待、タクシー券の束。一人抜け、二人抜けた。『弁当代から何から闘争でゼニは使つた。カンパで松山に行つても旅費の方が高い。いり銀（貯金）

がゼロになつて、これが限界じゃ思うて、それもあつてやめた』
みんな貧しかつた。

反対共闘委結成から二年八ヶ月後。Aさんは県庁の知事応接室にいた。彼を数カ月間説得してきた西宇和郡選出の土居一豊県議（当時）も一緒だつた、

『A君の願いを聞かせて欲しい』白石知事（当時）が切り出した。『知事さん、岬半島は陸の孤島です。これを解消してやんなはい。道路網をお願いしますらい』石油が枯渇するというのなら原発も致し方ない。そう思うようになつていていた。

『分かつた。私の権限で出来る公共事業を半島に優先しよう。この男（土居県議）が責任をもつて使いをする。ほかにないか』『私は岬半島を開発してもうたら、もう何も要望はございません』

少し長い引用だが、愛媛新聞の記事と二六年前、四電が書き記したと思われる「マル秘文書」を読み合わせてみると、Aさんの変転が自ずと浮かび上がつてくる。そして、そんなAさんの変転の背後に、巨大な企業や行政が抱えている計り知れない、権力や金力の黒い霧が流れるように見え隠れするのを、見る思いがする。

その後のAさんは、三号炉誘致当時には、今度は誘致側のまとめ役として、活躍した。

「反対を賛成に変更させる」

話を再び元に戻す。四電が書き記したと思われる「マル秘文書」束の中から、最後に出てきたのは、「参考」の赤印が押されている文書だつた。それは「積極的賛成者の主たる意見」「8／9～11」の日付が記され、A4版の用紙二枚にわたり、賛成派漁協組合員から聞き取り取り調査をしたものとみられる意見が書かれていた。それは反対派組合員の切り崩し、臨時総会への取り組みなどの意見が主だつた。

四電や町、県ら原発推進派は、賛成派漁業組合員から仲間を傷つけ、籠絡する方法を聞き取つていたのだ。そ

れは、次のように書かれているが、籠絡というたやすい話ではなく、仲間を裏切ることをけしかけ、仲間割れを煽つていたと言うべきものだろう。

「補償額に重きをおいていいない。それよりも運転後のマスコミ公害や不安感に対する万一一の場合の処置がどうなるか等について、明らかにすることが、問題の解決に必要であり効果的である」「反対派の口実を防ぎ、役員並びに賛成協力者の活動を活発にするためには、早く原電賛成に切り換える必要がある（現在の気運を冷却してはいけない）」「親兄弟がいがみ合つてまで賛成の立場をとつているのに、会社の態度は弱腰過ぎる。工事はどんどん進めるべきである。今の状態では賛成者が脱落していくであろう」

「決議方法を記名投票にすれば、総会召集請求署名者については、中心者において責任を持てるので、必要な数を確保でき次第、なるべく早く臨時総会を開くべきである。小さい部落へひんぱんに会社の人が来ることは、かえつてマイナス（反対派をしげき）であり無益だ。（鳥津、加周、田之浦）」「最終的には組合員の2／3以上の賛成を必要とするが、現状では非常に困難と思われる。これを確保するためには、先ず原電設置反対を賛成に変更させる必要がある」など、一〇項目。

それは、反対漁業者への対策と臨時総会乗り切りへの意見である。注目されるのは、この時点（八月九日——一〇月一二日の臨時総会の二ヶ月前）で、反対者が多かつたが、それを突破するためには、臨時総会を「原電設置反対を賛成に変更させる必要がある」と記している点である。

七一年四月、定期総会で決議した「原発絶対反対」を、一〇月一二日に「原電設置賛成」に「転覆」させるためのシナリオ作りは、定期総会後から進められていたことを明確に示す文書だった。議案も上程されず、その上会場外から県職員が指示し、強行採決され、そして強行に原発設置賛成が可決された一〇月の臨時総会は、現状では困難と思われる反対多数を、「賛成に変更させる必要」から仕組まれた総会だったのだ。

反対派組合員が、県に訴えた「町見漁業協同組合臨時総会並びに決議に対する異議申請」は、虚しい訴えでし

かなかつた。

原発が来た町の最初の犠牲者

夫婦・親子の絆切り裂く

原発建設用地の土地買収問題が起きていた時代、特筆しておかねばならない事件がある。井田キクノさんの自殺である。

原発立地計画場所の同町九町越しに広大な土地を所有する井田さん一家は原発が来た町の最初の犠牲者である。それはキクノさんの死だけにはとどまらない。夫婦、親子の絆を切り裂いていった。原発建設計画を押し進める者たちが、地元の人々の心や生活をどれだけ傷つけ、踏みにじつてきたかの不幸な証だった。そしてそれは、原発の町の人々の将来を暗示した事件ともいえた。

伊方町議会が、原発誘致を決議して四年後の一九七三年四月のことである。

二〇日午前九時ごろ、西宇和郡伊方町九町の井田キクノさん（当時七二）が、自宅納屋でナイロンテープで首を吊つて死亡しているのを、夫の井田与之平さん（同八三）が見つけた。

八幡浜警察署の調べでは自殺と見られた。

当時の毎日新聞（七三年四月二二日付け）は、自殺の理由を次のように報じている。「井田さんは伊方町の資産家。現在四国電力が同町九町越に建設を急いでいる伊方原子力発電所用地の地主の一人。与之平さんは建設反対派で、用地売渡を求める四国電力の要求を拒否、四電の買収工作が激しくなった四六年（注・七一年）初め

から同町町見（注・伊方町九町）の人たちと「自然を守る会」を結成、同地区の原発反対共闘委（川口寛之委員長）の人たちと原発反対運動を続いている。また、与之平さんは町村合併前の町見村長をしていたこともあつた。ところが、四五年（注・七〇年）春、キクノさんは夫の与之平さんが建設反対派であることを知りながら、再三にわたる土地売渡し要求に反対しきれなくなり、自分名義になつてある土地一五、三〇〇平方メートルを売り渡すことにして、土地契約に押印した。

与之平さん夫婦はこれがもとで夫婦仲が急に悪化、キクノさんはいたたまれなくなり、四七年（注・七二年）一月、与之平さんと大げんかして家を飛び出し、愛知県東海市に住む三男、Hさんに居候。別居生活をしていたが今月一七日にひよっこり伊方町に帰ってきた。

（中略）けんかするまで老夫婦だけで生活をしていた。近所の人の話では、『夫の意思に反して四電に土地を売り渡したことや裏切者と町民から陰口をたたかれていたことから、それを苦にしたものだ』と話しており、妻の死に驚いた与之平さんは『四電に殺された。土地は絶対に取り戻してみせる』と涙ながらに訴えていた』

自殺の真相を訴えるビラ

与之平さんは事件後、「皆さん＝聞いて下さい＝妻が自殺した真相はこうなのだ＝」と題した事件の真相を訴えるビラを作り、町民間に四電の悪いやり方を訴えた。

B4版のざら紙には二二〇〇字を使って、四国電力がキクノさんに取り入ってきた経過などを、次のように書き記していた。

「四国電力は『土地代は反当たり七万五千円、其以上の金額協力費で井田さんのように原発反対では結局収用法の適用になるでしょう、そうなつたら反二二万円は貰えない。土地代七万五千円以上会社は出さないから今の中に印を押して二二万円貰つたが得で、今日の規則では各人の名義の財産は主人の承諾を得ずとも処分出来るの

であるから主人の帰らぬ間に」と執拗に売却を強要され其気になつて薦められるままに主人に無断売却したのが離別にまで発展したのであります。

キクノが家を出る時荷物の運搬車の世話など一切、○○（原文は実名で、原発推進派の地元住民）がしたとの事である。そして四国電力はキクノを指定旅館清風荘にかくまつたのである。

四国電力は私の家庭を破壊しても自己の目的さえ達せば人はどうでもよいと云うその我利的悪辣さ大企業とも思えぬ卑劣さである。高等の学府を出た人は高い道義心と且つ人の師表たる義務があると私は考えて居た

四電が地元の推進派住民とともにキクノさんを匿つていたことを明らかにしていた。

文中には、与之平さんが原発誘致当初、「不本意ながら一度調印してしまつた」と、自らの過ちをも明らかにしていて、「四国電力の繁栄と人間生命と、どちらが大切なのか?」「妻は四電と、町長とその手先によつて殺されたのだ」と、痛烈な文章を書き記している。

与之平さんは伊方町に原発建設の話があつた当初は、原発予定地の地主たちで結成していた地主会の会長だった。が、その後、原発の危険性を知るに至つて原発の安全性に疑問を深め、実弟川口寛之さんが会長を務める伊方原発設置反対共闘委員会に加わり、反対運動を始めた。

キクノさんの死は、与之平さんにとっては、原発神話に疑問を抱き始め賛否の狭間に立つっていた時代だつた。そうした時の妻の死だつた。

しかし、与之平さんは負けてはいなかつた。自殺の真相を書いたビラを作り、四電の悪どい手口を町民に訴えて回つた。悲しみを力にしようと思死だつたのだ。

反対運動に加わつた後も、伊方原発一号、二号炉の設置許可取り消し訴訟の二つの裁判の原告になつて、九〇六年六月三日に百歳で亡くなるまで、不法で卑劣な方法で伊方町に原発設置を許した国と法廷で争つた。

読書家だった与之平さんは、妻を亡くした後は一人暮らしを続けていたが、生前、筆者に「騙される方も悪い

という者がいるが、騙すことは人を死に至らしめることにもなる。それでも、騙された方も悪いと言うのか」と、語つた。ちなみに、与之平さんの撒いたビラは次のように書いてている。

「孟子は人を殺すには兵を以てすると政を以てすると其殺はひとつであると言つてはいる。自ら手を下さずとも死に追い込んだ者は其者を殺しているのである。井田キクノは自殺した。しかしこれは四国電力と其走狗共に殺されたのであると私は断ずるのである」

キクノさんは、伊方原発（四国電力）が最初に死に至らしめた人だつた。

不当な住民弾圧のはじまり

裁判所が警察・検察を厳しく批判

裁判所が、被告には最低の刑罰しか課さず、逆に被告を逮捕した警察官に対して「住民を弾圧していると見られてても仕方のない行為だ」と厳しく批判した判決文が出されたのは、「反原発ステッカー事件・A子さん裁判」（後述）ばかりではなかつた。伊方原発闘争の歴史の中では過去にも、裁判所が警察検察の姿勢を厳しく批判した判決が出されていた。それは、警察、検察が電力の側に立つて住民の運動を取り締まつてきたという実態を指摘したものだ。

後で詳しく述べるが、裁判所に「住民を弾圧していると見られても仕方のない行為」と度々指摘されているその一方で、原発推進に加担する住民たちの反対派住民への暴力や傷害事件を見逃してきているという、差別と偏見に充ちた警察権力の行使がある。

しかし、こうした権力をカサに着、住民を差別したうえ、暴力的な警察権力の行使は、その後の愛媛県警の在り方を目の当たりにしていると、警察官自身の正義への意欲を喪失させ警察組織の崩壊へと繋がっているかに見える。伊方原発が導入された後、愛媛県警では組織内部の事件や汚職が続発する。それは明るみに出たものだけでも、警察官の自殺や上司への傷害、ウソの拳銃押収、さらに警察署長が親しい女性に犯罪リストを流したり、さては二〇数人の県警幹部が手形恐喝容疑に関連していた業者からゴルフ接待を受ける、政治家との癒着など、原発が伊方町に来てこの三〇年間、数え上げれば両手に足りないほどの不正や不祥事を続発させている。

差別や偏見、力にたよつた警察権力の在り方が、警察官に正義への意欲を喪失させ、夢や希望、義務感や責任感を失わせ、警察組織の崩壊へつながつていったのも決して偶然とは考えがたい。

軽微な反対派事件のみ起訴

ここで、裁判所が警察官に対し「住民を弾圧していると見られても仕方のない行為だ」と厳しく批判した事件を振り返つて見る。

一九七五年四月三〇日、松山地方裁判所刑事部の鍵山鉄樹裁判長と田村秀作裁判官は、暴力行為で起訴された二人の青年に、執行猶予一年、罰金五千円の判決を言い渡している。

二人の青年は原発反対運動をしていて逮捕、起訴されたものだが、この判決は最高懲役三年から最低罰金四千円とされた「暴力行為等処罰に関する法律」第一条のうち、最も軽い判決だった。そして、こうした軽い判決を出すとともに二人の裁判官は、判決文の中で、警察のあり方を厳しく批判した。判決文は次のように記している。

「八幡浜警察署の警察官らが、本件事件発生の以前から、被告人らに対しては、その行動を監視していると疑われるような行動をとつていたばかりではなく、住民に向けて被告人らを連合赤軍よばわりしたり、時として挑発行為とも思える不当な有形力を行使するなど、警察活動としてその適正さを疑われるような行動のあつたこと

を認めることができ、また被告人らの本件行為は、違法評価を免れないにせよ、その程度が比較的軽微であつて背景事情をも考慮すれば、起訴猶予処分であつても決して不当とは思われないにもかかわらず、あえてこれを起訴した点などをみると、弁護人、被告人らが、本件起訴に村して、被告人らを弾圧する意図のもとに不当になしたものとの疑いを抱くのも無理からぬ面があると思われる」。

つまり、「一人は有罪だが、事件は本来起訴するほどの事でもない軽微なものだ。こんな軽微な事件を起訴する警察、検察の行為は、反対派住民への差別と偏見に満ちていると言われても仕方がない」と裁判官が、警察、検察のあり方を厳しく批判したのだ。

裁判官の警察、検察への批判は、証人調べの時にも見られた。

検察側証人で出廷した当時八幡浜警察署警備課のH巡査は、二人を逮捕した模様を証言したが、逮捕された一人は当時の法廷を振り返り、次のように語っている。

「H警察官の検察、弁護士の証人調べが終わった時、裁判長がH警察官に『今まで、原発問題でトラブルなどが起きていたのですか』との趣旨で問い合わせた。H警察官は、これに対しても意気揚々とした感じで『トラブルは多い。住民同士がケンカしたり、こすり合つたりしたことがある。傷害なども起きたことがあります。二人の暴力行為には、そうしたトラブルを起こさないためにも厳罰が必要と考えました』と答えた。すると、裁判長は『二人は傷害ではありませんね、暴力行為ですね。傷害を見逃しておいて、なぜ暴力行為を厳罰とするのですか』と、問い合わせた。その途端、H警察官は息を飲み込んだまま、返答に詰まつて硬直したように立ちつくした。裁判長はそんなH警察官を見つめしばらく返答を待っていたが、返答がないのを確かめるように閉廷を宣言した。H警察官は、閉廷後頭も垂れて証人席に立つていたが、あの場面は今もハッキリ覚えている」

裁判官は、傷害事件を逮捕、起訴もしないのに、反対派住民の暴力行為という軽微な事件だけをなぜ逮捕、起訴するのかと、疑問を抱いたのだ。

事件はこうして起きた

ここで、二人の青年が逮捕された事件を、判決文を参考に振り返つて見る。二月一四日、伊方町加周の町見農協二見支所で同農協の役員と原発に反対する組合員らとの会合が行われ、当時の辻同農協組合長の進退問題が話し合われていた。組合長の進退問題の起こりは、七三年三月の同農協の臨時総会で伊方原発建設（一号炉）には、組合は中立の立場をとる——との決議がされていたにもかかわらず、辻組合長が原発ができることを前提とした、被害補償などを求める要望書を、四国電力に出していたことから組合内部で紛糾。辻組合長は古田正春専務と責任を取つて辞任することになつていていた。ところが、その後の理事会で「辞任しなくてよい」と決めたことから、再び紛糾。二月一四日に再度、反対派組合員たち一〇人ほどと役員たちの話合いとなつていて、事件はこの話合いで途中に起きた。

まだ話合いが続けられている中、辻組合長が席を立つて帰ろうとしたことから、部屋の外で経緯を見守つていた二人（当時現場にいた青年は実際は三人）が、辻組合長を囲んで押し問答になつた。この際、二人の青年が肩で組合長を押し返したり、背広を引っ張つた——というものだ。それが暴力行為として逮捕された理由だ。念のため書き加えておくが、叩いたりこざしたり、蹴つたりしたわけではないし、傷害罪でもなかつた。肩を押し返した程度だ。

ところが、青年たちは翌朝、突然逮捕されることになる。逮捕された一人は当時のことを振り返つて次のように証言している。

「二月一四日は、話合いは川口寛之伊方原電建設反対共闘会議会長らと行われていた。私たちは当時、学生や労働者で伊方原発反対労学共闘会議を組織していたが、組合員でないので仲間三人が、部屋の外で話合い結果が出るのを待つていた。ところが、まだ話合いの途中で辻組合長が部屋から出てきて、帰ろうとした。部屋の中から

『オイ、止めてくれ!』との叫び声があつたので、『まだ、話合いの途中でしよう』と組合長に話しかけて説得していた。ところが、組合長は突然、自ら壁に後頭部を打つけて『助けてくれ!』と叫んだ。その時に、これは『策略だ。図られたな』と思つた。翌朝、私も労学共闘が宿舎にしていた伊方町九町の井田与之平さん方の家畜小屋跡は、四〇人の機動隊に取り囲まれて、一〇数人の刑事が寝込みを襲つてきた。私を含め三人が逮捕されたが、一人は罪を認めた形で一週間ほどで釈放された。私ともう一人は黙秘を続け取り調べや犯行を否定した。結果二三日間勾留された。

肩を押し付け合つただけで、二三日間も拘置所に閉じ込められたのだ。恐ろしい話である。

警察がウソの発表

当時の警察の捜査の在り方を批判したのは、裁判所だけではない。七六年二月二十四日付けの毎日新聞は、当時の八幡浜通信局の菅田記者が、著名人の記事で次のように書き記している。

「こぜりあい」程度と思われる事件で八幡浜署が渡部署長の現地指揮で徹夜で事情聴取し、翌朝逮捕令状と家宅捜査令状を取り、署員二〇人も動員して執行するという処置をとつたのも異例。他に何か目的があつたのでは……と思わず首をかしげたくなる態度だつた』「抗議に對して渡部署長は『(組合長は) 服は破られ、頭にけがをしていた。加害者の氏名、住所もはつきりせず、逃げる恐れがあつたので翌朝逮捕した。家宅捜査は事前謀議も考えられるから。違法行為が明確で警察の責任上事件処理したに過ぎない。何ら他に目的はなく、住民運動には中立だ』と言つた。

だが、過去四年近く、毎日警備課員を『伊方番』に出して反対運動の動きを克明にチェックし、四電と密接な連絡を取り『一体』になつて原発を守つてきた警察。

昨年八月の労学共闘メンバーに対する伊方町職員の暴行事件の同署の処理、四電原発準備所職員と同署幹部や

警備課員とのなごやかなつながりを見て來た人々は、『警察は中立』を額面どおり受けとめることは出来ぬだろう」

この記事の中で、渡部署長の「服は破られ、頭をケガしていた」とのコメントは、全くデッチ上げ証言だった。警察、検察は傷害罪では、起訴していなかつた。裁判長に指摘されたように、「起訴するほどのこともない軽微な事件」に過ぎないので、もともと傷害などの証拠はなにも無かつたのだ。

渡部署長は、記者に対して逮捕した二人の青年の印象を悪くするため、ウソの発表をしたのである。そうした警察官としての自分の姿勢を、「住民運動には中立だ」と言つてはばからないのである。このこと一つを取り上げても、「『警察は中立』を額面どおり受けとめることは出来ぬだろう」とした、菅田記者の指摘はマトを射ている。

こうした渡部署長の姿勢は、警察自身の信頼を低下させるとともに、警察官そのものをも傷つけていくことになる

H巡査はなぜ拳銃自殺したのか

警察にとって、悲惨な出来事はこの判決や新聞報道の後に起きた。

法廷で裁判長から質問され言葉に詰まつたH巡査は、判決のあつた七五年四月三〇日から一年五ヶ月後、巡査部長に昇格していくにもかかわらず拳銃自殺した。そして、彼が壮絶な死を遂げたその日、伊方原発前の海上では、初めての核燃料を搬入しようとする四国電力と、これを阻止しようとする反対住民たち、そして搬入作業を守ろうという警備の警察官が、激しく衝突していた。

そうした二つの事件が同時に起きた七六年八月三一日、当時の新聞報道で二つの事件を振り返つて見る。

四電・伊方発電所一号炉に収められる初めての核燃料は、茨城県東海村の三菱原子燃料東海製作所で製作され

た。八月二九日に同製作所を出発、トラックで山口県徳山市まで運ばれた四〇体の核燃料は、三一日朝には下松葉港で山本共同海運の第一共山丸（一五〇〇トン）に積み込まれ、約五〇キロ南の伊方原発に向かつて瀬戸内海を真っ直ぐ南下した。

ところが第一共山丸は、伊方原発を目の前にして核燃料の搬入を阻止しようとする瀬戸内側海域を漁場にする三崎半島の三つの町の漁師たち約二二〇人が乗り込んだ四三隻の漁船に、行く手を阻まれて立ち往生した。漁船に取り囲まれて動けなくなつたのだ。

漁船の激しい反対運動に三時間以上も第一共山丸が動けなくなつていたころ、原発前の海上から約四五キロ南の南宇和郡城辺町久良にあるH巡査部長が勤務する愛媛県警・御荘警察署久良警察官駐在所の事務室奥の六畳間から、激しい銃声が響いた。妻が駆け付けるとH巡査部長が、左手にコルト回転式拳銃（三八口径）を手に倒れていた。銃弾は右額から後頭部に貫通、即死だつた。

事件を報じた九月一日付けの愛媛新聞によると、H巡査部長は「体が少し弱く、時々休むことがあつた」という。そして「私は自律神経が故障している欠陥人間です」との内容の遺書一通を残していた。ノイローゼ気味で自殺したものとみられたが、自殺する前の二六日から二八日までは風邪、二九日と三〇日は休暇をとり勤務を休んでいた。

しかし、同日付けの新愛媛、サンケイ新聞によると、自殺する二日前の二九日、つまり休暇を取っていたときっていた日、H警察官は千枚通しで左胸を刺し自殺を図つていた。ノイローゼになつた原因は不明だが、彼は五カ月前の異動で巡査部長に昇格し、八幡浜警察署警備課勤務から駐在所勤務になつたばかりだつた。前任地は毎日新聞（七三年二月二十四日）が指摘した原発反対派住民のチエツクが任務であつたにしても、普通は昇格した喜びがあつたはずである。こうした状況の中でノイローゼになつたことは考えがたかつた。

が、H警察官は警備課を外れ駐在所勤務になつて落ち込んでいたとの話を、筆者は当時の警察、報道関係者か

ら耳にしていた。警備警察官は、警察組織内ではエリートとされる部署だつた。

警備課の三羽ガラスの一人が

この自殺には、何年経つても筆者の胸に引っ掛かつて消えないものがある。それは、県警本部は数日前に千枚通しで自殺を図つた者に、なぜ拳銃を持たせていたのか。ノイローゼとわかつていた警察官に、長期休暇を与える治療の機会も与えず、なぜ勤務させていたのか。病気がちの者を、家族以外同僚もそばにいない一人勤務の駐在所に、なぜ勤務させていたのか。

「ノイローゼで、おまけに自殺未遂を図つていた者に拳銃を所持させていたのは、まるで『死ね』と言わないばかりではないか」。かつて肩がぶつかつただけでH警察官に逮捕された一人は、H警察官の死にそうつぶやいた。彼には、警察組織に抹殺された疑いさえあるH警察官への、同情が生まれていた。

余談になるが、筆者にはH警察官について忘れられない思い出がある。当時、八幡浜市に在住する記者たちと八幡浜警察署の警察官と親善ソフトボール大会が行われた。記者チームで出場した筆者は、そのころ友人とソフトボールチームを作つていたこともあって、記者チームの主軸打者として意氣揚々と試合に臨んだ。が、警察チームのエースだったH警察官に二打席連続三振に取られた。緩急を織り交ぜた頭脳的な投球だった。ポーカーフェイスで知られた彼の顔がニヤリとしたのと、打ち気にはやる気持ちを読まれ、こうした心理を巧みにつかれた悔しい思いが、今も筆者の胸の隅に残つている。

H巡查部長は、そのころ行動的なT、要領がいいと言われていたNとともに、記者たちに八幡浜警察署警備課の三羽ガラスと言つてゐた一人である。人の心理を巧みに利用して、「治安」という職務を遂行する警備警察官として、彼は優秀だつたはずだ。

死の直前、自分の手で反対派の住民を捕まえた伊方原発で、初めての核燃料が搬入され、そして騒動が起きて

いることを、H巡査部長は知っていたのだろうか。知っていたとしたら、彼は何を思つただろうか。

拳銃を額に当てた彼の姿と、裁判長に問われて返答できなかつた姿がまぶたに浮かび上がって重なつた。

■「辛酸入佳境」

伊方一号炉訴訟に

非良心的なウソ偽りの判決

原発反対八幡浜市民の会 西園寺 秋重

一九七八年四月二二五日、松山地裁は、伊方原発一号炉の設置許可取り消しを求めていた住民の訴えを全面的に退ける判決を下した。

*

当然のことを、繰り返し、くりかえし公正な裁判を訴えてきた。提訴以来、四年八カ月、原発の危険性について、条理をつくして訴えた原告の声には一顧だにせず、柏木裁判長は、国と四国電力の悪業を追認する判決を下してしまつたのである。

かつて、行政側や四電は、「原発は安全無害、放射能は一滴も出ない」とか、「出たくとも出れない放射能」等の類のことを、あらゆる機会、あらゆる機能を利用して、地元住民をあざわら、賛成へ導いてきた。一方、反対住民に対しては、「無知な者が、特定な「アオロギーをもつた者に踊らされているのだ」と決めつけてきた。しかし、住民たちは、誰いうとなく

「原発がほんとうに安全なものなら、電気を大分使う、大都会につくりやあそえ」と言い出した。

この素朴ではあるが核心をついた言葉に対し、政府も四電も、いまだに答えるよつとはしないのである。

そして住民たちは、専門用語こそつかないが、見るも聞くも、すべてモノを科学的に考えるようになり、生活をとおして原発の危険性を見抜いてきたのである。

住民でさえ困難のなかにも、よく理解してきたのに、柏木裁判長は、なにを調べ、なにを聞いていたのだろうか。住民たちがあれほど問題にしている、中央構造線についても、まったく国側、四電の言いなり。また、ECCS（緊急炉心冷却系）についても、「実験では失敗したが、本モンでは作動するといつから」と、国側、四電の言いなりである。「実験では成功したが、果たして本モンにも通用するだらうか」というのが、この世の常識であるが、柏木裁判長はこの常識さえもっていらないらしい。

藤田弁護士の説明では、判決全体をとおして、この類のモノがいつまじあると聞き、地元住民、あぜんとして声も出ないほどである。

こんどの判決について、国と四電、原発でもうけている者以外、納得できる者がいるだらうか。地元住民はむかひんこ国民多数に対しては、理解させようと努力もしない裁判は暴力裁判であり、やがて国民から裁判が見はなされてゆくであろう。

柏木裁判長は、証人や鑑定人に対し、良心に従つて、ウソ偽りのないよう宣誓を求めながら、自らは非良心的なつそ偽りの判決を行い、国と四電の利益を擁護した。しかしその代償は、裁判官の信用を著しく傷つけ、法を自らの土足で踏みにじつたことである。

わが八幡浜・西宇和地方で使う電力は、僅か五万一千キロワット。原発の一割にも満たないのである。範囲を愛媛県でみても、四国四県でみても、電力は大幅に余っている。また、不足する見通しは全くないのである。それにもかかわらず、わが地元へ原発をつくり、なぜ、地元住民に犠牲を強いのだらうか。しかも孫子の代まで禍根を残すことを。

この判決、言じよつのないほど口惜しい。

「辛酸入佳境」

正義の闘いは、勝利に至る道程が長く苦しいものほど、最後に得る喜びは大きいものであることを信じ、闘つ以外にない。

(『はんげんぱつ新聞』一九七八年五月号より)

II. 安全協定無視の3号炉増設

八人を逮捕したのは警察か海上保安部か

核燃料搬入阻止闘争

初めて伊方原発に核燃料が搬入されて四年経つた一九八〇年四月二四日、八回目の核燃料搬入が行われた。

この時も、最初の搬入時と同じく陸海で、住民の激しい搬入阻止が繰り広げられた。陸上は当時の社会党員をはじめ愛媛地評傘下の労働者、それに伊方原発八西連絡協議会員ら約一〇〇人、海上には漁船二三隻が原発を取り囲んだ。

この時も三三二体の新燃料は、一回目の時と同じく東海村の三菱原子燃料東海製作所からトラック八台に積み込まれ、陸路で山口県徳山市の下松葉港まで運ばれた。

核燃料は、港で山口県評の労働組合員二〇〇人の抗議の声を浴びながら徳山海陸運送のチャーターボート、能登丸（一六四六トン）に積み込まれ午前九時四五分、伊方原発へ向かつて出港した。

能登丸は第六海上保安部の消防船やモーターボートを含めた警備、巡視船一八隻、陸上では愛媛県警の機動隊一二〇人、さらには空からヘリコプター二機、飛行機一機に守られていた。
九月二十五日付けの愛媛新聞は次のように報じている。

「能登丸はタグボートに伴走されて午後一時半ごろ伊方原発沖六〇〇メートルにさしかかったところで、伊方原発反対三崎町民会議、磯津公害問題若人研究会などから出た漁船二三隻の激しい進路妨害に遭つて立往生した。約一時間後にやつと伊方発電所専用岸壁に向かつて移動し接岸を試みた。

そのさい能登丸と岸壁の間に、磯津公害問題若人研究会の会員八人が分乗した漁船二隻が割り込んで接岸阻止を図り、これを排除しようとする海上保安部のモーターボートと小競り合いを繰り広げ、同会員がモーターボートに乗り移つたり、棒でボートをたいたりした。このため、警備側から検挙の警告が出たが、抵抗をやめなかつたため、海上保安部は午後三時一五分、八人を公務執行妨害で現行犯逮捕した。

この間に能登丸は接岸し、新燃料三三一体の積みおろし作業を行つて午後五時二三分一号機補助建屋内の収納庫に運び込んだ」

後で詳しく触れるが、この時反対住民を逮捕したのは海上保安部ではない。新聞は警察発表を鵜呑みのまま報じたが、逮捕したのは八幡浜警察署の刑事である。海上保安部は、原発沖での騒動では逮捕の意思はなかつた。ここで、「八人を逮捕した」と新聞報道された後の経過を、当時現場に来て海上の姿をつぶさに記録していた「埼玉・伊方訴訟を支える会」の会員が、『会報』第一〇号に報じた記録を見ておきたい。

* *

24日
▲午後5時22分、燃料搬入終了。

▲午後10時すぎ松山海上保安部に8人が不当連行される。

支援部隊が駆けつけ、抗議のシュプレヒコール。

25日
▲八西連絡協の矢野浜吉事務局長ら第6海上保安部松山支部へ8人の即時釈放を要求。

26日
▲海上保安部、8人を松山地検へ送検。

27日
▲松山地検、8人を処分保留のまま釈放。

5月1日

▲八西協の代表4人、八幡浜警察署へ、連日の不当弾圧に対する抗議を行う。

5日

▲愛媛新聞が3号炉建設をスッパ抜き報道。

*

核燃料搬入から三号炉建設計画が明らかにされた流れを見ていくと、逮捕は三号炉建設計画をスムーズに行うために仕組まれた反対住民潰しだった、と読み取れる。この疑いは、警察の逮捕行動と、その後の反対住民への対応をつぶさに拾っていくと浮かび上がってくる。

「デッチあげ逮捕劇」

釈放直後の八人の証言によると、海上保安部、愛媛県警の八人逮捕には数々の疑問が浮かび上がっている。まず、逮捕場面だ。逮捕されたのは「豊丸」に乗っていた五人と、「大潮丸」に乗っていた三人だが、逮捕劇の幕を切つたのは「豊丸」に乗り込んできた八幡浜警察署の坂本刑事である。念押しするが、新聞報道のような海上保安部ではない。

坂本刑事は、阻止行動をした後、すでに能登丸から離れて二〇〇～三〇〇メートル沖合いに出ていた漁船「豊丸」を、警備のモーターボートで追いかけてきた。警備のボートを「豊丸」の左舷に横づけすると、船に飛び乗ってきた。そして左舷側に居た一人の左腕を掴んで、「八幡浜警察署の坂本だ。三時一五分、逮捕する」と叫んだ。しかし、このとき坂本刑事は逮捕容疑は告げていない。また、海上での操船行為に警察に逮捕権があるのか、との疑問も出てくる。

その時、船長の漁師が「船の上では逮捕させん。陸に上がつて話をつけよう」「逮捕容疑はなんだ！」と叫び、他の三人も一緒になつて「逮捕するのなら我々全員も逮捕しろう」と口々に抗議。坂本刑事は「わしにはわからん。上からの命令だ」と答えたのみである。

こうしたやりとりをしている時に、巡視船「伊吹」が「豊丸」の右舷に着けてきた。五人は話し合うために巡視船に上げられた。

しかし、五人はその後二時間ほども何も告げられず船上に“放置”されたままとなつた。この間、誰一人逮捕容疑も言われず、手錠もかけられなかつた。

「大潮丸」の三人も同じころ海上保安部の巡視船に停止命令を受け、二隻の巡視船に挟み込まれるようにされて束縛された。

三人は巡視船に乗せられた後、船内に入れられてすぐ手錠をかけられた。ところが、手錠が二個しかなく一人はかけられなかつた。しかし、逮捕容疑は告げられていない。

八人全員が巡視船「伊吹」に乗せられたのは、午後三時半から四時の間である。しかし、調べが始まつたのは二時間半後から三時間後の午後六時半ごろからである。

身柄を拘束されてから調べを受けるまでの二時間半から三時間、八人は海上保安部と県警に不法監禁状態にされていたのだ。

問題は、八人を船室に監禁したまま、海上保安部と愛媛県警は何をしていたのかだ。保安部と警察は、八人の身柄を巡つて論議していた。

「豊丸」に乗つていた五人の証言だと、巡視船に乗せられて二時間ほど“放置”されていた時、坂本刑事と中野と名乗る刑事が時々顔を見せて、「今、うちの幹部と保安部の幹部が話し合つてゐる。もう少し待て」と語つてゐる。

推測だが、「海上での逮捕劇」は事前に海上保安部に伝えられていくなく、保安部にとつては、突然、突きつけられたストーリーだつた。この警察独断の海上逮捕劇に「海上の治安を守ることが職務」である海上保安部が面子を潰された形となつたことから保安部が、警察主導で八人の身柄を束縛、処分することに抵抗したと見られる。

現に、八人の事情聴取は、県警と海上保安部の幹部たちの詰合いが終わつた後に始まつてゐる。それも、最初

に逮捕の声をあげた警察ではなく、海上保安部員によつて行われている。

そして、県警と海上保安部の幹部たちの話合いがつくまでの二時間半から三時間、巡視船「伊吹」は、エンジンを停止して瀬戸内海を漂流していた。

「巡視船なら一時間もかかるない」とされた伊方原発沖から、松山市の三津港に「伊吹」が到着したのは午後九時を過ぎていた。つまり、午後三時半に伊方原発沖で逮捕された八人が、松山の「陸に上がった」のは約五時間半後である。この時に、五人にも手錠がかけられ、海上保安部に連行された。

その後、保安部で別々の部屋に入れられ、ここでも二時間ほど放置された後、やつと検事調べが始まつた。すべての調べが終わつたのは、深夜の二時半ごろだつた。

この経緯を見れば、逮捕劇がいかにデツチあげられたものであつたか、明らかである。
事件がデツチ上げであることを語るもう一つの証がある。犯罪事実である。

釈放後警察のイヤガラセ続く

逮捕三日後、八人は処分保留のまま釈放された。しかし、警察のイヤガラセは止まらなかつた。

まず、逮捕二日後の二六日には八幡浜警察署員が、八人の自宅の家宅捜査を行つた。八人は警察が逮捕したわけではない。にもかかわらず、警察がドカドカと踏み込んでいた。

それだけではなかつた。八人が釈放された後、八幡浜警察署の警備課の警察官は、連日八人の自宅に顔を出し「事情を聞きたいから八幡浜警察署まで出頭してくれ」と執拗に迫つた。八人の家族の中には小学生の子供や六〇歳を越える父母がいた。家族は不安や恐怖を抱き、弁護士に警察の「権力の暴力」の取締りを訴えた。

住民の相談を受けた岡原宏彰弁護士は、警察の横暴さに四月三〇日に松山地方検察庁に「海上保安部以外が継続捜査をするのはおかしい」と電話で抗議を申し入れた。

しかし、それでも警備警察官のイヤガラセは続いた。それは五月九日に大阪から駆け付けた仲田隆明弁護士が、八幡浜警察署に乗り込んで抗議を申し入れるまで続いた。

出頭要請を止めた後、警察は今度八人の監視を始めた。農作業中の山漁業関係者の周辺に、警察・警備課員は頻繁に姿を見せた。そうしたさ中の七月四日、逮捕された一人の母親が水死体で見つかった。雨で増水した自宅前の川に転落した事故死と見られると、当時の新聞では報じられたが、発見場所が直線距離で自宅から四〇キロも離れた島近くの宇和海で見つかったことから、執拗な警察の動きに精神的に追い詰められた末の自殺との見方も語られた。

地域の催しや行事にもでしゃばらず、夫とともに農業を黙々と続けていた地味な母親は、息子が警察に捕まつたことに大きなショックを受けていた。だが、そうした母親の動搖は、警察にとつては“知つたこと”ではなかつた。いやそれどころか、警察は息子や親が逮捕された家族のショックや動搖を見透かし、そうした家族の心理に付け入り、家族の絆を破壊しようときえしているかに思えた。

検察が起訴できなかつた事件の被疑者、それも海上保安部が逮捕した人たちを警察が二週間にわたつて執拗に頭出するよう呼び出しをかけ、応じぬと見ると今度は監視活動を行つた。

けが人も、物損も、公務執行妨害さえも、何もない事件の犯人捜しをなぜ警察がそんなにもこだわるのか。こうした警察の姿勢は、五年前の七五年四月の「農協組合長傷害デツチ上げ事件」から、八八年二月の「反原発ステッカー事件」「針金一本切つて逮捕された事件」の時と同じ姿を見せている。それは住民運動弾圧の一貫した流れと見るのは考えすぎなのか。

かつて毎日新聞の菅田記者が書き記した「警察は公正なのか」との疑いは、激しい怒りとなつて沸いてくる。

使命忘れた報道機関の姿

話を元に戻す。この事件は報道機関への疑いも残した。

八幡浜警察署の土居通明署長が「八人を公務執行妨害、威力業務妨害などで逮捕した」と、記者発表したのは午後四時ごろ。しかし、この時点では、前述したように県警も海上保安部も八人を海上で漂う巡視船に監禁状態にしたまま、逮捕容疑も告げていなく取調べもしていない。県警幹部と、海上保安部幹部が八人の身柄の処分を巡つて、論議を交わしている最中なのである。

そうした状況の時に、警察発表を鵜呑みにしたまま記者たちは「八人逮捕」を本社に入電しているのだ。さらに、逮捕したのは海上保安部だったが警察が発表している。なぜ「海上保安部が逮捕した」のに警察発表なのか。記者たちは疑問をはさまなかつたのだろうか。

ちなみに海上保安部が逮捕を発表したのは、午後一〇時を回っていた。

仮に、逮捕したのは警察だが、身柄を海上保安部に渡したとしたと警察が説明していたとしたら、「警察が海上の船舶の違法行為を逮捕できるのか」「威力業務妨害とは、どの時の行為を指しているのか」などの突つ込んだ取材やウラ取りをしたのだろうか。

八人が公権力に束縛されるという重大な人権問題が起きているのに、ただ漫然と警察発表を鵜呑みにして書き飛ばす記者たちは、公器に身を置く者として許されるのだろうか。その取材姿勢は責められるべきではないか。くどく言うが、午後四時の時点では、警察の行為は明らかにデツチ上げを意図した、虚偽の発表である。それは警察官として犯罪的な行為である。

ちなみに、海上保安部が八人逮捕を発表したのは、八幡浜警察署長が八人逮捕を発表した七時間後の午後一時である。八人を第六海上保安部松山支部の拘置所に収監した後である。

さらにつけ加えると、二六日に八人を松山地方検察庁に送検したのも海上保安部である。警察は、「公式」に

は何ら関与していない事件なのに、である。

ところが、こうして警察と海上保安部が別々に逮捕を発表し、八人逮捕の責任所在がきわめてあいまいな状態なのに、報道機関はなんら疑問を挟まなかつた。

八人の身柄を拘束するという重大な人権侵害をともなう権力行使がなされたにもかかわらず、報道機関は漫然と見つめていたに過ぎない。

NHKは午後九時の総合テレビ「ニュースセンター9」で、警察発表のまま「八人が業務威力妨害で逮捕された」と全国放送した。

これを見た伊方原発反対八西連絡協議会の会員が、放送直後に松山市にあるNHK四国本部の報道部に「逮捕されているとは限らない。誰が逮捕したと言ったのか」とウラ付け取材があつたのかどうかの確認の電話を入れたことに対して、「竹中」と名乗った相手は「文句を言うな」との暴言をはいて電話を切つた。

その時点では八西協の住民には、仲間の漁船員から八人が拘束されたことは知らされていた。しかし、「逮捕された」との情報は入つていなかつた。そればかりではない、松山市の三津浜港で海上保安部の巡視船の到着を待つてゐる支援団体や労働組合員たちにも、NHKがニュースを流した時点はまだ「八人を乗せた巡視船は到着した」との連絡は入つてなかつた。

それだけにNHKが、「逮捕した」との情報の確認をどこで得たのか、疑問を抱いた。

権力機関のリーケを鵜呑み

しかし、報道機関の住民への偏見はNHKばかりではない。四月二八日付けの毎日新聞愛媛版の「支局長からの手紙／黄金週間スタート」で、山本昭支局長は次のように書いてゐる。

「原発反対の示威行為は否定できません。しかし、海上で、危険な、無謀とさえ思われるような実力行使は肯

定できません。県民一般の理解と共感を得られる運動でなければ、運動自体が先細りするだけでしょう。逮捕者を出したのは残念ですし、今後も定期的に行われる核燃料の搬入のたびに不測の事故を心配しなければならない、より厳しい警備態勢がとられるようになる、というのは何か割り切れないものを感じます」「また現在稼働中の各地の原発で核燃料搬入のさいに逮捕者を出すような阻止行動、トラブルを繰り返しているケースは、最近ほとんど聞かないといわれます。『体を張つて』危険を演出するのは健全な住民運動のワクをはみ出しているような気がします」

文面からは、警察、海上保安部側の情報を何の点検もせずに、そうした権力機関のリーケを鵜呑みをして報じている姿勢が窺える。

「なぜ、逮捕された者だけが責められなければならないのか。警察、海上保安部、四国電力の姿勢は問題はなかつたのか」「県民一般の理解と共感を得れる運動」「健全な住民運動」とは、どんな運動なのか。

「現在稼働中の各地の原発で核燃料搬入のさいに逮捕者を出すような阻止行動、トラブルを繰り返しているケースは、最近ほとんど聞かないといわれます」と、あたかも燃料搬入阻止行為が、全国の住民運動から逸脱したごとく書き記している。

この文章の中には、権力機関や、筆者（支局長）の手の内からはみ出た住民運動は、反社会的な行為とする管理者社会の視線がある。まさに、「原子力帝国」の一翼を荷うジャーナリストの姿である。

同じジャーナリストと呼ばれる者で、同じ毎日新聞社に席を置く身であっても、菅田記者とはそこに大きな違いがあった。

ここで、この日、四月二四日の核燃料搬入時の伊方原発現地での報道機関の姿を再び振り返つてみる。

伊方町九町越しの現場で、「能登丸」の入港を待つ新聞、テレビの記者たちは、ほとんどがゲートの中だつた。四国電力の構内で、警察や四電職員と並んでカメラを動かしていた。一歩も外へ出てこなかつた。そのアングル

は警察や海上保安部のカメラと同じだった。抗議の住民へ、搬入阻止する漁船へと向けられていた。決して、警察や海上保安部など権力者たちの行為へ向けられることはなかつた。

報道陣のカメラが海上保安部や警察の姿を捉える時があつたとしても、それは、住民や漁民の動きを映したファンダーレーの中に、たまたま映っていたに過ぎない。それは、警察や四電職員のカメラと同じ視線だつた。

そうした報道陣の中で、住民たちに取材していたのは愛媛新聞のM記者、日刊新愛媛の記者（名前は不明）の二人だけだつた。

三号炉建設へ

住民を欺いた安全協定書

伊方原子力発電所一号炉、二号炉の建設に伴う安全協定を、四国電力と愛媛県、地元伊方町の三者が締結したのは、一九七六年三月三一日である。全文一八条からなる「安全協定書」の第九条には次のようにうたつてゐる。
「丙（四国電力）は、発電所若しくはこれに関連する主要な施設を設置し、若しくは変更し、又はこれらの用に供する土地を取得しようとするときは、当該計画について、あらかじめ甲（愛媛県）及び乙（伊方町）に協議し、その了解を得るものとする。この場合において、原子炉総数は、二基（一基の電気出力が五六万キロワット級のもの）を限度とするものとする」

三者の協定で、伊方町への原発設置は二基までと、ハッキリと明記されていた。
ところが、この協定書は四年後に伊方原発三号炉増設問題が起きると、何の歯止めにもならず、いとも簡単に

破棄されることになる。

「原子炉総数は、二基（一基の電気出力が五六万キロワット級のもの）を限度とするものとする」の文字は、

画にかいた餅だった。さらに言えば、安全協定書は住民を欺くための騙しの『殺し文句』だった。
まず、この安全協定書を策定するために、四国電力や愛媛県、伊方町などが、どれほどの時間と策を労してき

たかを見てみたい。

八七年発行の『伊方町誌』は「安全協定」の項目で次のように書いている。

「原子力発電所に関する安全性の確保については、原子炉等規制法等により国が監督、規制を行い、一切の責任と権限を持つているが、地域住民の健康と安全および福祉を確保することは、地方自治体として当然の責務である」として伊方町は、この協定書を作成するため、協定を締結する三年前の七三年九月から町の立場での素案作りを始めていた。

同『町誌』によると、同町は翌七四年一〇月二一日に町内各界の意向を愛媛県に提出。七五年八月に伊方町と愛媛県は安全協定について協議。同年九月からは、四国電力を交え安全協定の当事者である県、伊方町の三者で本格的な詰めの協議を重ねた。

そして、原則的に合意した同年三月九日から一二日にかけて、伊方町は商工会や、自治会など町内の二八団体に安全協定の説明会を実施、この間には三月一二日には町議会にも提案された。

町議会では「福祉的な条項が不足している」とこれに不満を示し、愛媛県に福祉的な条項を付け加えるよう陳情し、これは覚書に明文化することとなり町議会は三月二七日に安全協定の締結を承認した。

つまり、「原子炉総数は二基までを限度とするもの」をメインにした安全協定の締結には二年半の時間を費して、住民団体や町議会の意向を汲み取り、何度も練り直しをして作成した。

新しい安全協定

「原子炉総数は、二基（一基の電気出力が五六万キロワット級のもの）を限度とするものとする」との明記を、伊方町はいかに重要視していたかは、当時の町議会に提出された「協定案要綱」の第一点として書かれていたことからみても明らかだ。「一基しか作らない」が、原発建設を認めた地元民や議会を、納得させる最後の“口説き文句”だったのだ。

ところが、こうして作り上げられた安全協定は、三号炉増設計画が浮上してくると、何の論議の根拠にもされなかつた。それも基數の制限ばかりではない。五六万キロワット級のものが限度とされていたにも関わらず、三号炉は八六万キロワットと、なんと安全協定に明記された限度規模の倍近い電気出力だつた。

そして、安全協定締結から九年後の八五年四月一九日には、「伊方町に設置する原子炉の総数は、三基を限度とする」（第一八条）とした新しい安全協定書が結ばれるに至つた。そこには、原子炉の規模の制限はなかつた。この新しい安全協定が“傑作”なのは、「原子炉設置は二基を限度とする」とした“旧作”を二者自ら足並み揃えて無視して、何の役にも立たない無用の長物であつたことを住民に知らしめながら、なおかつ「三基を限度とする」と書き改めたことだつた。

そこに、伊方町、愛媛県、四国電力の「形だけ作れば、住民の意向を無視してもいい」との考え方が見える。

それにしても、この三者の間で交わされた安全協定とはいつたい何だつたのか。二年半の時間を費やして作り上げた条文は、何の意味があつたのか。

素朴な疑問に、「安全協定書は住民を欺くための、騙しの“殺し文句”だ」との答えが返つてくる所以である。

町誌にみる住民の反発の姿

ここで、伊方原発三号炉の増設の経過を見てみる。

一、二号炉の安全協定が締結された四年後の八〇年五月七日、四国電力の山口恒則社長（当時）は、「伊方原発の増設に関するご協力のお願いについて」と題した一通の文書を持って、伊方町と愛媛県を訪れた。四電はその一二日後には「伊方町の皆様」とのチラシを同町全戸に配布する、早業だつた。

しかし、その二つの文書には「安全協定の改定」どころか、原発は二基と明記していることなどには全く觸れてもいなかつた。

こうした四電の協定を無視した姿勢に、住民が強い反発を示したのは、前出の『伊方町誌』にも滲み出ている。付け加えておくと、『伊方町誌』の編集顧問には福田直吉町長が座り、編集委員長は阿部嘉明教育長、編集委員会委員には当时町役場に再三抗議に訪れていた反対住民を排除するのに腕を振るつた舛田佳明総務課長たちが顔を並べ、四六人にのぼる委員や執筆者には反対住民、あるいはそう見られていた人たちは、一人としていなかつた。

つまり、原発推進派たちが町の出来事を後世に伝えるために作つた本だ。こうした書物にこうした、住民の声を十分聞こうとせず、駆け足で三号炉増設を決めた町政の姿、激しい住民の批判の声を記録せざるをえなくなつたのは、抹殺することさえできない強い拒否反応が町民の中についたことを裏付けている。

さて、少し長いが、当時の原発推進政権下の職員が、四電の三号炉増設申し込みをどのように受け止めたのか、窺い知ることができるので『町誌』を引用したい。

八一五ページ、「三号炉の増設」は次のように記述している。

「愛媛県、伊方町、四国電力の三者で締結した安全協定には、原発総数は二基を限度とすると明記しており、二号炉はいまだ建設途中であつた。そして五二年（七七年）七月一号炉がタービン加減弁からの蒸気漏れによる運転停止。五三年（七八年）一〇月一次冷却材ポンプ軸封部から冷却材漏洩のため運転停止。五四年（七九年の定検時）三月から五月制御棒クラスター案内管たわみピン、支持ピンの損傷発見。五五年四月（八〇年）一次

冷却材ポンプ入り口エルボスプリッタのひび割れなど毎年安全面で新聞をにぎわせていました。さらにTMI事故後一年二ヵ月日本中で原子力防災の見直しが論議されている最中であつた。

このような状況下で増設申し込みを受けた福田直吉は一年四ヵ月の熟慮の結果、五六年九月、伊方町議会全員協議会で三号炉増設の意思表明を行つた。

この間、敷賀発電所の放射能漏洩事故が発生し、相当厳しい環境にあつたが、五六年二月、議会内に政策懇談会、町長事務部局に政策委員会が設置され、三号炉増設に伴うメリット、デメリットなどについて検討されてきた。

五六年（八一年）九月一〇日から一三日までの四日間、八会場において町主催で三号炉増設に関する地区説明会を開催、終わると直ちに町議会臨時会を召集、三号炉増設促進決議を提案、全会一致の議決を得た。

その間わずか一日間という短期間ではあつたが、伊方町長は原子力発電所の安全に対する考え方と、地区自治助成処置を中心とする町の施策を説明した。これに対し住民側からは住民投票によつて決定すべきとの強い意見がだされた。伊方町長は住民投票については、議会制民主主義を尊重し、実施しないとしたが、地区自治助成措置については、その規模を一世帯当たり月額五〇〇〇円程度と説明したため現金バラマキの誤解を生むところとなつた」

TMI（スリーマイル島）原発事故をはじめ伊方原発で事故が多発している中、四電が「二基まで」と明示された安全協定を無視して、三基目の原発建設を申し入れてきたこと。それを、町長は受け入れを表明すると、わずか一日間という短期間で住民説明会、町議会での審議も済ませてしまつたことを、『町誌』は明記していた。そればかりではない。「住民投票によつて決定すべきだとの強い意見が出た」と、「現金バラマキ」の批判が強かつた事など住民の声も書き記された。それは、『町誌』という歴史書に書き残さざるを得なかつたほど激しい声だったことを物語つている。

さらに、言及すれば町長は一年半、「何を熟慮していたのか」である。

前章に記した通り、福田町長が一年四カ月熟慮していたのは、「住民の安全をエサにして、いかに金をむしり取るか」であったのだ。少なくとも、一年四カ月の町長や町議会などの原発推進の人々の動きは、そう読み取れるのだ。

付け加えておくと、八一年九月に起きた原発周辺の魚介類大量死の際も、影響を受けた関係漁協当たりに五〇〇〇万円の補償金が地元県議会議員の中取りで、四電からウラ金として出された、との話が漁民の間で流れた。この話は定かではない。が、当時、三崎町漁協に属する原発反対の漁民が、この問題で組合理事者を問い合わせしたことがある。

議論のないまま決まった三号炉増設

ところで、三号炉増設の申し込みを受けた福田直吉伊方町長や町議会は、「二基までが限度」と明記した安全協定をどう取り扱ってきただろうか。

町長や議員たちの動きを追つていると、彼らが、「安全協定」をどれほどの重みで受け止めていたか、浮かび上がってくる。

四電が愛媛県、伊方町に三号炉増設を申し入れた日の前日、八〇年五月七日、福田町長は伊方原発反対八西連絡協議会の住民に三号炉増設拒否を迫られた際、「安全協定は県、町、四電で決めるのだから、町だけでは決められない。四電から環境調査の申し入れがあれば、原発立地町としては、議会にはかり、住民サイドで検討したい」（五月八日付け毎日新聞）と答弁している。

その後、八西連絡協議会との再三の詰め合いの席上、住民から「伊方では、原子炉は二基までと限定しているではないか」と、問い合わせられた福田直吉町長が繰返し答えたのは「安全協定は紳士協定だ。法的な束縛力はない」との言葉だった。

そして、その後の町議会での三号炉増設受け入れ提案、それに続いての地区説明会などで語ったのは、原発は金になるとのメリット論ばかりである。たびたび事故を繰り返している一、二号炉への不安。TMI事故の説明など、何も語らなかつた。

町長の言葉は、住民の健康や命は金で賄えると受け取れる説明だつた。むろん、「安全協定には二基が限度と記されている」ことに触れなかつたばかりか、それを「改定する」とも語らなかつた。

八一年九月一九日、三号炉増設を決めた臨時町議会でも福田町長は財政的メリットは語つたが、二号炉までと限定されている安全協定についての考え方は明らかにしなかつた。議員の中から「七四・七%の反対が出た」と、自らが取つたとする住民アンケート調査を掲げて、町長の考え方をただす質問も出たが、それは数字を示し「もう少し考えては」と述べたに過ぎない。不思議なのは、なぜか二号炉までと明記されている安全協定を問題にする声は、議員から何一つ出なかつたことだ。

そして、議会の三号炉増設の採決は安全協定に関する質疑がないまま、議長の「賛成多数と認めます。異議はありませんか」との、挙手や投票など問うものではなく、議長が議会の「空気を判断」して結論を出すという異例の採決方法で決まつた。さらに驚くのはこうした採決方法に、議員は誰も異議を唱えなかつたことだ。

「二基までを限度とする」との一文は、「安全協定」のメインであつたにも関わらず町長や町会議員などは誰も触れようとしなかつたのだ。

「金という覚醒剤」が効いたのだ——と言えば、福田町長たちに怒られそうだが、なぜか鯨岡環境庁長官の「電力会社が金をまいて住民を納得させようとしているのは、根本的に間違いであり、人間の品性にもかかわる問題だ」との言葉が蘇るのだ。

安全より金を

「二号炉の『安全協定』の締結から、三号炉増設までの愛媛県、伊方町、四国電力の三者の動きを追つていくと、「二基までを限度とする」と明記された一文は、一、二号炉の誘致で激しく対立し沸騰した住民感情を沈静化させ、住民の目を欺き、密かに三号炉の増設の計画を継る布石のための文言だったと言える。

それは、県、町側の原発立地自治体からすれば、三号炉増設問題が起きた時に住民の安全を楯にし、電力会社、国から有利な条件を得るために工夫された一節である。

有利な条件とは、安全ではなく、金をむしり取ることである。

その証拠に「安全協定」を取り交わした後の愛媛県、伊方町は、「二基までを限度とする」との明記にもかかわらず、ともに電源交付金以外に電力会社、国から莫大なお金をせしめることができた（ちなみに三号炉増設で町財政が得た電源交付金は八一億円。一号炉約一四億円、二号炉約三三億円の合計金額の約二倍）。一方、電力会社や国にとつては、伊方町以外に新規立地が選定できなかつた場合に備え、三号炉増設計画の隠れ蓑とするための条項だつたと言える。

ちなみに、四電は新設用地として白羽の矢を立てた愛媛県瀬戸町（伊方町の隣接地）、徳島県阿南市、そして高知県窪川町ことごとく地元に拒否されていた。こうした状況を見通して、三号炉増設の最終的な保険として伊方町の安全協定に折りこまれたのが、「二号炉を限度とする」との、いつでも破棄でき、法的根拠のない紳士協定の一文だつたのだ。

伊方町、愛媛県、四電の三者が「安全協定書」にしたためた共通の利害、三号炉増設計画を継るための共通のカモフラージュ、住民を欺くための共通の一文が「原子炉総数は、二基（一基の電気出力が五六万キロワット級のもの）を限度とするものとする」だつた。

「安全協定」は、決して住民の安全を図る目的で設けられたものでないことは、「二基までを限度とする」とし

た取り決めをいとも簡単に破り捨て、住民の反対の声を無視して三号炉増設を強行した伊方の出来事が明確に物語つている。

それは、何も原子炉基數だけの問題ではない。安全協定書の中に書かれた約束事すべてに通じることもある。電力会社と原発推進自治体が取り交わす紳士協定とは、しょせん住民の安全と命を金で値踏みし、取り引きするためのものなのだ。

最後に、こうして建設にこぎ着けた三号炉はどうだったか。

運転を開始しはじめた九四年一二月一五日から約一年後の九六年一月一四日、一〇キロ先にも響き渡る大音響を上げる「湿分分離加熱器逃し弁損傷」を起こした。さらに一年半後の九七年六月五日には、原子炉補助建屋に燃料取り換え用水タンクのホウ酸水約五万立方メートルを漏れ流し、労働者が被曝覚悟で雑巾で拭き取るという作業まで行つた。

四電は、「この時の水に含まれた放射能量は四四〇〇万ベクレル、環境への放射能漏れはなかつた」と発表している。

これだけではない。三号炉は建設中の九一年には八月二五日から一二月一〇日までの四ヵ月間に、建設作業員が落ちてきた鋼材に挟まれたり、送電線鉄塔建設作業のヘリコプターが墜落したり、火災が発生するなど五件の事故が相次いで起き、三人が死亡、三人が重体、重傷を負つてゐる。

また、三号炉建設の始まつた九〇年八月には、一号炉、二号炉用の温廃水プールの点検作業をしていた潜水夫二人が死亡するという事故も起きており、魚介類の大量死やヘリコプターの墜落なども含めて、「三号炉増設の話が出はじめて、事件、事故、異変が続発している。三号炉は呪われている」との暗い、住民を不安に落とすむウワサが流れた。

金をめぐる争い、町議会と電力会社の癒着

町議会議員が四電から飲酒のもてなし受ける

伊方町が、四国電力から三号炉建設の申し込みを受けている最中の一九八〇年九月、同町の伊方原発立地地点から直線距離で約一〇キロの八幡浜市で発行している南海日日新聞社に、四電から飲酒接待を受けた同町議会議員たちを告発する文書が持ち込まれた。

「議員諸氏に警告する」と題されたB5判の用紙にエンピツ文字で書かれた手紙文は、次のように書き記していた。

「議員研修という名目で、松山市において七月二九日夕刻より深夜に至るまで、高級料亭において四電幹部より飲酒の接待を受けたことは、なにごとか？ 四電より三号機設置の申し込みを受けている現在、町を代表する議員としては誠に軽率な厚顎（顔）無知な行為ではないか（中略）今後の諸氏の行動如何によつては、一住民の立場として当局に訴え、当日の行動から高級料亭等の出費にいたるまで、明白なる調査を依頼すべく訴状も用意する覚悟でいることを、承知しておいてもらいたい。以上」と結んでいる。

同紙はこの告発文を、「三号炉計画に黒い霧／匿名の告発文書／町議員が四電と飲酒」との見出しを付け、九月二日付けに報じた。伊方町は、ハチの巣をつついたように大騒ぎになつた。

さらに、九月四日付けの同紙の報道では、接待を受けた場所は松山市石手川の「梅壇」。接待を受けた議員は、病気欠席の一人を除き、当時の辻忠義町議会議長ら一七議員。接待した四電側は、伊方原発三号炉建設担当の小野道男立地部長、河原愛媛支店副長、それに元四電労組出身で、民社党の県会議員も勤めた四電OBの岡本嵩さ

んの三人。岡本さんは、退職後は伊方原発一号炉の立地計画の時から、土地買収などに走り回った人である。

席上、「三号炉問題は二言も話さなかつた」と四電も辻議長も口をそろえるが、出席議員の中から「四電から『年末までになんとかしたい』との発言があつた」と、証言した議員もいる。また、会場で四電が来ていることを初めて知つて、五人の議員が途中退席している。

「やましいところはない」？

事件を報じる同日付けの毎日新聞は次のように書いている。

（前略）四電の小野道男・立地部長ら三人から飲酒のもてなしを受け、一部の議員はさらに二次会、三次会に行つたという。四電側は『日ごろお世話をなつてるので接待したものだ』と説明、辻忠義・町議会議長は『その場で三号機の話をした訳ではない。軽い気持だつた。やましいところはない』と話している

第二次会、三次会と飲み回つて、「やましいことはない」と、よく言えるものである。

町議会は、事件を南海日日新聞以外のマスコミにも報じられた四日、全員協議会を開き今後一度と疑惑を招く様な行動をとらないことを申し合わせた。申し合わせることもない、当たり前のことである。

当時の毎日新聞八幡浜通信部の檜垣哲男記者は、九日付け紙面のコラム「なもし」に次のような一文を書いている。

「三号炉増設是否の判断をゆだねられた町会議員が、四電幹部と酒を汲みかわす図は、町民感情からいつてもすつきりしない。まして、その場に三号炉増設に関連した立地部長が同席していたならば」

この事件を批判した投書もあつた。一三日付け愛媛新聞の投書欄に、松山市の元教師の川口寿夫さんは「（三号炉増設の可否）町議会の決定で決まる可能性が大きい。職務に関し、ワイロを供与すれば、贈ワイ罪（刑法一九八条）であり、收受した者は取ワイ罪（同一九七条）である。ワイロとは金銭に限らず、飲酒も含んでいる

のではないか。道義責任だけでなく、政治責任、刑事責任を問うべきである」と、告発している。

融心会が果たした役割

ところが、翌八一年一月、今度は町議会議員OBら町内有力者が中心になつて組織している「融心会」（菊池武夫会長・当時）に町が原発視察の補助金二百万円を出すことを決めたことが表面化した。

「融心会」とは、伊方町に原発設置の話が持ち上がつた当時、誘致運動を目的に結成されたといわれている会だ。ところが、さらに驚くことに、この「融心会」には福田直吉町長、木戸五郎助役ら町三役となんと四電・伊方発電所の長島修所長らも会員に顔を並べていることが明らかになつた。

町が融心会に、原発視察の補助金を出すことを決めていたのが明らかになつたのは、一月一二日に伊方町役場で開かれた同会の臨時総会の席上だつた。

出席していた関係者の証言から、菊池会長や福田町長から「三号炉をどうするかは近く決めたいと思うので、皆さんも先進地視察をして勉強して欲しい」との、趣旨説明があつた。

视察先は東京電力・福島原発と茨城県東海村の核燃料再処理工場。この旅費全額を町費で賄おうというものだ。しかし、この会は町議会議員OBが会員とされているにもかかわらず、原発に反対しているOBには、総会の案内状も出していなかつた。さらに、会員の実数は不明で明らかにされないなど多額の公金を得てている民主団体にも関わらず、会員の実態や活動内容が不明瞭だつた。

会員の資格は、前年（八〇年）春に「会員の資格は町議会議員経験者に限る」とされていた規約を改正、その後に町三役と四電職員（四人から一〇人と言われている）が加入している。

福田町長は、「会には個人の立場で入つていいつもりだが、元原発誘致委員会だとは知らなかつた」と弁明。木戸助役は、「融心会が旧原発誘致委員会だつたのは、私が町職員時代だつたのによく知らないが……。四電

の人が会員になつてゐるのは知つてゐるが、三役が入会したのは、町議O・Bと意見交換して、町政に生かしていきたいと思つたからだ」（八一年一月二九日付け南海日日新聞）と、コメントしている。

伊方原発八西連絡協議会は一月三日、融心会の有資格者である元町議會議員の井上常久副会長や矢野浜吉事務局町長らが、福田町長に面会して抗議したが、一、二号炉の誘致当時、町建設企画課長として、原発誘致の側で動いた元町議會議員でもある兵頭熊一さんも「規約を変え、町長や四電社員を会員にするにいたつては、会そのものに疑問がある」と、同会の不透明さを批判した。

金をばらまく電力会社

四電など原発推進側の、こうした金に飽かせぬやり方は、この時に、突然始まつたのではない。それなりに金権推進の下地がしかれていたのだ。

伊方町で融心会への町補助金出費問題が起きた前年（八〇年）、四電は当時、伊方町とともに四国の原発立地として白羽の矢が立てられていた高知県で、金に飽かせて住民を原発見学に動員していた。

「四電が『足代』を負担／中村・公民館主催の原発研修」（一〇月二二日付け朝日新聞）、「原発P・R、招待攻め／四電が無料で／五年間に三〇〇〇人以上」（同二三日付け毎日新聞）と、連日報じられたことがある。

その後も、四電のこうした体質は収まつていらない。

「須崎工業高校計画／四電丸抱えで原発見学／県教委・『誤解招く』中止させる」（九四年一〇月二六日付け朝日新聞）と報じられている。たぶん、こうして明らかになつたのは、ごく一部であろう。

ちなみに、九三年一〇月には電気事業連合会が自民党の機関紙に一〇億円にものぼる巨額な広告費を支払つていることが表面化。実質的な政治献金とみられる巨額な金額を、電力会社が与党に出していくことは、マスコミで連日批判された。

この時、電事連だけではなく九電力の役員二五〇人も自民党の献金窓口である国民政治協会に、三五〇〇万円もの献金をしていることも表沙汰になつた。社会的責任など意ともしない電力会社の、犯罪的とも言える金権体質が、どれほど日本社会を汚染させていつたか、四電や電力会社の姿勢から、窺い知ることができる。

こうした電力業界の原発推進のやり方は、一方では伊方町のような日本の片田舎の地域から、そしてもう一方は、政府与党である権力の中核から、金権意識を流し込み、今日の日本列島を汚染している「錢がすべての価値観を決める」との意識の構築の、一翼を担つた、と言えまいか。

そうした不安を抱いたのは、筆者ばかりではない。当時、政府首脳も堪りかねて原発の金権誘致を舌鋒鋭く批判した。

八一年三月一〇日、当時の鯨岡兵衛環境庁長官は閣議後の記者会見で、高知県・窪川町で原発反対住民の推し進めた町長リコールが成立した問題に触れ、「電力会社が金をばらまいて、住民を納得させようとしているのは根本的に間違いであり、人間の品性にかかる」と、四国電力や原発誘致派の姿勢を厳しくいましめた。

大臣が原発誘致の金権体質を公式に批判したことは珍しい。それだけに鯨岡長官の発言は、四電の「金にあかせた原発誘致工作」が政府部内でも問題視されたと見られた。

鯨岡長官は、「電力会社が金をばらまいて住民を納得させようとしているのは許せない。金を出せばなんとかなる、というやり方は、根本的に間違ったやり方だ。人間の品性にもかかる問題である。地域住民の理解と協力を得るためにも環境アセスメントの法制化を前進させなければならない」（同年三月一一日付け愛媛新聞、同日刊新愛媛）と発言、それは原発誘致が金で行われていたことを、閣僚自らが認めたものとして注目された。

金権批判も馬耳東風

ところが、これほど批判されていたにも関わらず伊方町や四電は、金による原発誘致の姿勢を、正そうともし

なかつた。馬耳東風の体だつた。

八一年九月二七日、伊方原発立地周辺の住民は、同日付けの読売新聞の一面トップ記事を目にして驚いた。
「愛媛・伊方町／住民に『原発手当』／月五千円（一戸当たり）10年間／四電・三号機増設条件に／協力金初の個人還元」の大きな文字が踊つていた。

記事は次のように書いている。「原子力発電所の立地促進にからむ“ばらまき”が問題になつてゐるが、愛媛県伊方町（福田直吉町長）で、一般住民を対象とした“個人還元”が初めて実施される。四国電力・伊方三号機の増設受け入れを条件に、同町が一戸あたり月額五千円の補助金を地区単位で支払うことを公約したもの。これまで公益事業中心だった原発メリットを、直接住民にも“おすそ分け”するもので、原発を抱える他の自治体への波及は必至」原発立地の自治体住民から、危険と隣合せなのに個人的なメリットがない——との不満が出ていた。伊方でも例外ではなかつた。国はこうした不満の声を静めるため、原電施設交付金制度を改正し、立地地域の住民には電気料金の割引を実施、個人的メリットがあるように改めた矢先のことだつた。

しかし、伊方町ではそうした“涙銭”は効果がなかつた。
このニュースに驚いたのは住民ばかりではない。

読売新聞は同日の社説で「そもそも、公共的な事業への地元の協力をカネであがなうことは、地域住民の公徳心を損い、社会の健全さを傷つけるもので、好ましいものではない。これまでも、原子力立地の補償をめぐり、地域社会や家庭の中できえ、き裂が生じた例は少なくない。地方自治体が先頭に立つて、このような傾向に拍車をかけるのは悲しむべきことである」と、伊方町と四電の姿勢を激しく非難した。

住民を金漬けにしなければ

さらに、八一年一〇月八日号の『週刊新潮』は巻頭のコラム「代表質問」で、福田直吉伊方町長を取り上げ「も

ういい『原発協力金』「国から電源三法交付金、電力会社からは何十億もの協力金。」「たかりではありませんか」の質問をぶつけた。

問 「国から電源三法交付金、電力会社からは何十億もの協力金。」「たかりではありませんか」つ配る方針だとか。これでは町ぐるみの『たかり』ではありませんか」

これに対しても、「福田町長は次のように答えていた。

福田直吉愛媛県伊方町長「私たち原発立地町村が骨を折つておるからこそ、東京をはじめ大都市に電気が送られるのですよ。(略)住民は個人メリットを求めていましてね。まだ、構想の段階で財源などは未定だが、合法的算出法で、伊方町二千五百戸になにがしのお金を出そうと考えとるんです。原発を持つた地域を預かる者の苦労をわかつてもらいたいですね。お金を出すのは安易だと、よくいわれるが、仕方のない事なんですよ」

福田町長は、住民を金漬けにしなければ、原発は地域に受け入れられないのだということを、赤裸々に語っている。金という『麻薬』漬けにして住民の恐怖心や良心をマヒさせなければ、原発の誘致はありえないのだと、彼は告白しているのだ。

ちなみに、筆者は八一年一月一日付けの南海日日に、この福田町長のインタビュー記事を紹介するとともに、「原発が農漁業に取つてかわり住民の生活を支えられるか」との見出しで、次のように書いた。

「数千億円の金を投入して建設された原発といえども、古来からこの地域を支えてきた農漁業の経済力に比べると微々たるものでしかない。(略)原発『エネルギー危機を救うために必要』なのなら、日本においてエネルギー危機よりもっと深刻なのは食糧危機であるはずだ。七八年三月二三日のNHKテレビは自給率が四〇%にも満たない日本の食糧危機は、外国から輸入がストップされをと、たちどころに国民の三分の一が餓死すると報じた。真に危機的瀕死の状態なのは、原発に代表されるエネルギーではなく、みかんに代表される農業なのだ」

何千年も前から、我々の生活を支えてきた農漁業に変わり、今後何千年、いや何百年、何十年さえ原発は我々の生活を支えることができるだろうか。

しかし、こうした声も麻薬漬けになつた人たちには馬の耳に念仏だつた。月額五〇〇円の個人への協力金は「直接住民に手渡すと違法になる」との自治省の指導で、「地域活動費」との名目で町内会を通して各戸に配られている。

しかし、原発反対を訴えつづけている広野房一伊方原発反対八西連絡協議会長らは、受け取り拒否をつづけている。

魚大量死

六〇種類以上の魚介類が死亡

愛媛県西宇和郡伊方町の伊方原子力発電所周辺の瀬戸内海域で魚介類の大量死が起つたのは一九八一年九月から翌年二月にかけてであつた。大量死は、原発立地地点を中心にして、豊後水道に細長くつき出た佐田岬半島の沿岸六〇キロ、五町にわたる広範囲の海で発生した。六〇種類以上の魚介類が、長期間にわたり大量に死に続けたのは、日本にはそれまで報告事例がない前代未聞の事件であつた。

おりしも、地元では原発三号炉増設の賛否が問われているさ中で、この魚大量死の原因をめぐつて、原発の犯罪性が指摘され、推進側の県政や電力は苦境に追い込まれていった。

ところが、こうした中で県が設置した大学教授たちの魚大量死調査グループは、わずか一回の会合で、それも

現地調査や漁民への聞き取り調査もなく、原発と魚大量死の因果関係を否定。三号炉推進に大きな力を与えたのである。

この大学教授グループの調査団は、原発と大量死の切り離しを行つたあと、肝心の地元漁民への対策などは全く示さないままピタリと活動を停止し、以後、休止状態である。学問の研究と教育を本分とするこの教授たちは、はたして何を目的に動いたのであろうか。天職である科学者としての責任から働いたとは、魚大量死の惨状を目があたりにしている地元住民としては、納得しがたいのである。

原発という巨大科学は、科学者の科学性じたいを曲げてしまう恐れがある——と聞くが、この県調査グループの科学性は、曲げられることはなかつたのだろうか。

県調査グループ登場の背景

魚大量死に直面して、原発から約一〇キロ離れた瀬戸町神崎の老漁師は、次のように語った。「ワシは、五〇年ここで漁をしているが、こんなことははじめてのことだ。原因は原発から何か毒が流れたのと思う。他には考えられん」。死んだ魚は、後の京大漁業災害研究グループ伊予灘特別調査班の調べでは六〇種にのぼる。われわれの取材では、同町足成地区の漁師は「海から、カニがいっせいに岸にはいあがつてきた。気持ち悪い光景だつた」とも語つた。死んだ魚は目が赤く充血し、飛び出しているのが特徴的だつた。また白くなり、身が曲がりくねつているのもみられた。なかには「目玉が飛び出したまま泳いでいる魚もいた」という。この事件が起きて以来、地元漁師が「魚を食べない」という悲劇が、三ヶ月にわたつて続いた。漁師は生活が追いつめられていくほど苦境に立つた中で問題の県調査グループが乗り出していくことになつたのである。

まず魚大量死の事件を中心に、伊方原発三号炉推進の動きと、伊予灘調査団の設立された過程をみていきたい。この流れを「過去」から現在へと追つてみると「県の調査団がなぜ結成されたのだろうか」という疑問は、おの

ずから明らかとなり、その流れの中から結成された意図までもが浮かび上がつてくる。

以下は、伊方原発一号炉の定検がはじまつた時点から、年末までの伊方原発三号炉関係の主な動きである。一九八一年九月九日、福田伊方町長が突然、三号炉受け入れを表明。一〇日後の一九日には町議会が賛否の意志採決がないまま、辻議長の議長“判断”で三号炉受け入れを決定。

同九月二十四日、伊方原発から約三キロの地点、瀬戸町の足成港で魚の大量死が発生。連絡を受けた県地方局が調査。その結果、酸欠死と断定。理由は不明。ところが魚の死は、同港内だけにとどまらず、その後原発を中心には、一月中旬まで、三カ月間にわたり佐田岬半島沿いの伊予灘、五町に及ぶ。後の調査で死んだ魚種はイワシ、ハマチ、ゲチなど回遊魚から磯魚まで六二種類にのぼる（京大漁災研調査による。県調査団は魚種の公表はなし）。

同一〇月二日、県議会が三号炉建設促進を決議。

同一四日、県は瀬戸町漁協の要求で県水産試験場へ調査を依頼。

同一六日、三号炉反対を表明していた伊方町を明るくする会が、白石知事と会見。知事に“ゲタ”をあづけ、要望提出。実質条件付き受け入れ派に転落。

同二〇日、瀬戸町漁協足成支所で、松山海上保安部の警備救難訓練の席上、漁協側から大量死について保安部に報告がある。原発の疑いの声も出る。

同二二日、白石知事が県庁で農業、漁業、商工業団体の責任者と県下一二市の市長、議長の意見を聞く。記者をオミットした秘密会のあと「全面的な協力をえた」と公表。定検中の一号炉で蒸気発生器の伝熱管九本が減肉しているのが公表される。

同二三日、県は魚大量死について、さらに県公害センターに調査依頼。この日、マスコミで大量死が報じられる。発生以来一ヶ月と一〇日のことだ。

同二四日、瀬戸町漁協は高知大の楠田理一教授に検体魚を持ち込み、原因の検査を依頼。楠田教授は、のちに

県調査団の中心的な役割をはたす。

同二六日、瀬戸町漁協理事会の席上に、高知大の楠田教授から電話で「魚の検体から連鎖球菌が発見された」と連絡。県の対応に不満が続出。騒然となる。一方、県と福田伊方町長は、原発の事故に備えた損失補償金制度をつくり、四電と交渉することを決める。

同二七日、社会党、共産党が現地調査。瀬戸町漁協が伊方原発敷地内に埋めたフジツボを掘り出し、持ちかえる。フジツボは、一号炉の温排水口の吸排水管に付着していたものを、定検中の九月一八日から三〇日までの間に除去。約五〇立方メートル分を採取して、三号炉予定地内に埋めていた。また瀬戸町が四電に対し、①定検中に何をどれだけ流したか、②吸排水管のフジツボを除去した方法。使用した薬品名、③定検で使用した洗剤類とその量——の三点の質問状を提出。

同二八日、瀬戸町、同町議会、同漁協の三者で「魚大量死対策本部」を設置。四電が同町に、①一号炉の定検に使った作業服などの洗濯のための洗剤と、試運転中の二号炉で冷却水用海水に微量の塩素、硫酸第一鉄、②フジツボ除去は、九月一八日から三〇日間で、潜水夫二〇人が棒でこすり落した。除去作業には塩素をふくめ、いつきい薬品を使っていない、③洗剤の種類は月星クリーナMで、定検中の九月七日から一〇月二十五日までの量は一日平均四・二キログラムで、排水口における洗剤の濃度（計算値）は、平均〇・〇〇二ppm程度で、きわめて微量——と回答。

この日、瀬戸町の対策本部が京大農学部水産学科の漁業灾害研究グループに調査を申し入れ。

同二九日、社会党が県に魚大量死の徹底調査を申し入れ。瀬戸町魚大量死対策本部が高知大の楠田教授に、死魚一〇キロを検体用に送る。県八幡浜地方局が、県水産試験場や県公害センターの行っている魚の分析結果を近くマスコミに公表。

同三一日、県が、愛媛大学、高知大学の教授八人をメンバーとする「三崎半島伊予灘海域漁場環境調査研究グ

ループ」を設置。魚大量死の原因を解明すると発表。グループの団長は愛媛大医学部の伊藤猛夫教授。高知大の楠田教授もメンバーに加わる。他は、愛媛大から環境化学の立川涼、放射線医学の浜本研、沿岸海洋学の樋口明生、薬理学の小川暢也の各教授と理学部付属実験所長の一階堂要助教授。高知大から水族環境水質学の畠幸彦教授。

一月一日、柏井誠農業部水産学科助手を代表とした京大調査班六人が現地入り。その日のうちに漁船で現場調査。

同二日、県の三崎半島伊予灘会員漁場環境調査研究グループ（以下、県の調査グループと書く）が初会合。県機関の調査した資料をもとに、そのうえマスコミをシャットアウトした秘密会の中で、「魚大量死は原発とは無関係。原因は連鎖球菌」と判断。が、病原菌の発生についてはふれず。しかしこの報告を受けた瀬戸町の対策本部は夜、対策会議を開き「県調査グループは現地に一度も足を入れず、それもわずか一回の会合で原因を断定するのでは信用できない」との意見で、対策本部としては京大調査の結論を待つことに決定。

同三日、伊方原発反対八西連絡協が、県の調査グループに質問状出す。①現地調査および関係漁民の意見や話を聞いたことがあるか、②仮に連鎖球菌が原因としてなぜ菌が発生し広がったのか説明せよ、③現在も魚介類が死んでいるがこれを防ぐにはどんな方法が出されたのか、④会合が開かれる前から、マスコミには結論が出ると報じられたが、その理由は、⑤県は伊方原発を安全といい推進しているが、こうした県関係や県のデーターが信用できるのか——などの七項目。

同四日、京大調査班は、調査の中間報告をまとめる。報告書は原因を特定しなかつたが「潮流の速いところで、このような急激な大量死は考えがたい。沿岸の生態系の慢性的な破壊や多様な魚種の衰弱が存在していたと考えないかぎり、連鎖球菌は成立しない」とし「原発温排水の徹底的究明と監視を通じて原発の環境への影響を少なくさせること」「海域に重大な被害を及ぼすのは、それは原発をおいて他に考えがたい」と原発への疑いの目を向けた。京大調査班、現地調査終了。

瀬戸町対策本部は「京大調査には納得。今後の調査を待つが県の調査グループの結論には了解しにくい」と県調査グループの現地説明を求める。

同一九日、県の調査グループの代表として楠田教授一人が、瀬戸町で現地説明会。地元漁民の「連鎖球菌の発生の背景が不明だ。おまけに現地調査もせず、一回の会合で結論を出すのは、だれが考えてもおかしい」との質問に、「今後さらに調査する」と述べたにとどまり、もっぱら連鎖球菌の説明に終始。説明会後、坂本繁睦瀬戸町長が一方的に対策本部の解散を通告。

同二五日、伊方原発反対八西協の代表二五人が愛媛大を訪れ、県調査グループの座長、伊藤猛夫教授に抗議。席上、伊藤座長は「原発の疑い（原因への）は第一番にもつていて」と言明。京大調査班の代表の二人が、瀬戸町漁協の要望で来町。同日夜、瀬戸町漁協足成支所で説明会開く。

同二六日、説明会が同町の三机と小島地区で開催される。

同二七日、京大調査班が県の調査グループに質問状。「多くの事実を正確に把握しようとするなら、媒体を介することによる誤りを避けるため、直接面談のうえ聞き取りする必要がある」「調査の結論は、漁民への説明を通して吟味され、漁民の納得を得るべきだ」と県調査班の姿勢を批判。さらに「加害行為がなかつたことを立証するのは、容疑者の責任である」と、水俣病や過去の公害事件の判例などをあげて、県調査グループが漁民への今後の対策を示さず、「原発シロ説」の結論を示したやり方に、厳しい注文をつけた。

この日、白石知事と四電の山口会長らが「伊方三号炉増設で合意した」と表明。

同二八日、瀬戸町議会議員協議会を開き、三号炉増設に協力合意を決める。

同三〇日、県調査グループが第二回目の会合。連鎖球菌原因説を再度強調。伊方原発に関しては「原発と結びつけて論議するデーターはなく学問的な立場から肯定も否定もできない」（二月一日付愛媛新聞）。

一二月二日、愛媛県議会開会。

同七日の県議会一般質問で、与野党議員の質問への答弁に立った白石知事は、県調査グループの連鎖球菌説を支持し、「現在のところ、生物環境に大きな影響を及ぼすほどのものは指摘されていない。今後とも自主的に調査研究を継続して頂き、その結果を踏まえて対策を講じていきたい」「原因は酸欠、連鎖球菌であり、補償は考えていいない」、「球菌の発生プロセスはまだ十分究明ができないない問題点がある。従つて、温排水影響調査などをふくめ周辺の環境調査については、グループの提言により適切に対処しなければならない」（同八日付愛媛新聞）。

三号炉推進の盾としての役割

以上が、伊方町と県が九月に三号炉増設受け入れを強行してから、年末までの主な動きである。この三ヵ月間が、三号炉増設決定を決める、最初の大きなヤマ場であつたが、こうした、一連の流れを県と県調査グループの動きにマトをしぼつて、一つ一つひろいあげていくと、その中から、県調査グループは、魚大量死を原発から切り離し、三号炉推進の盾とするために、設置されたのではないか——という疑いが浮かびあがつてくる。こうした疑いは、いさきか突飛で、学問研究を天職とする県調査グループの大学教授諸氏に対し、失礼であろうと思う。が、こうした推理を働かせて、三ヵ月間の“ストーリー”を読み進んでいくと、県調査グループに抱いていた数々の疑問は、見事に消え去るのである。

県調査グループが設置されたのは、突発的であつた。それは、調査グループの結成が公表される二日前の一〇月二八日に、県八幡浜地方局が「近く県水産試験場や県公害技術センターの分析結果が出る」（一〇月三〇日付愛媛新聞）とマスコミに明らかにしたが、それが実現されることなく、二日後には突然に県調査グループの設置が、県の上層部から発表されたのである。このことは、県調査グループの設置が、上層部で決定され下部機関にその意志が伝わらないうちに、行われたといふことがいえる。つまり、それほど県幹部は、県調査グループの設置を急遽行なつたということである。

そして、このことは、宮本県農林水産部長が自ら一月二日に行われた県調査グループの初会合の席上で明らかにしている。

記者や関係者に配布された「三崎半島伊予灘海域漁場環境調査研究グループ第一回集会における県あいさつ要旨（案）農林水産部長」によれば、会合の席上、宮本県農林水産部長は「まずもって、お礼を申しあげることは、先生方に極めて唐突なお願いにもかかわらず、今回の調査研究グループへの御参加を快く御承引賜わったばかりでなく、いろいろな御予定をお繰りあわせ頂き、本日の会合に御出席くださり、本当に感謝に耐えない。心からお礼申しあげる」「わけても、伊藤先生には学会御出席の東京のお宿まで押しかけ、大変失礼をいたしたにも拘らずこの研究グループを設けるお話をはじめ、各般のことについて御助言、御指導を承り、おかげをもつて本日のお集まりが実現したわけで、この機会に厚くお礼申しあげる」

いささか長い引用だが、この一文は県が、いかに急遽、調査グループを設立したかという動きを、明確に映し出している。とりわけ、座長に専任された伊藤教授を出張先まで追いかけ、伊藤教授の助言や指導で組織づくりをしたという点は、興味ある話である。

結論を出すための会合

九月二十四日に大量死が報告されてから一ヶ月以上も、ほとんどまともな調査もしなかつた県が、この時期、なぜ伊藤教授の出張先まで追いかけていくほどあわてふためき、急遽、大学教授たちの県調査班を結成したのか、その動きが突飛に映り、理解しがたかつた。が、県が県調査グループを結成する前の、地元や他の団体の動きを見ていくと、県がなぜ早急に県調査グループを結成したか、うなづけるのである。

大量死が発生して一ヶ月後の一〇月二三日、マスコミがいつせいにこの事件を報じた。この時点では、県は「原因は酸欠」として放置したままである。地元の瀬戸町漁民らだけが、死魚をもち、検査機関を求めて走り回つて

いた。そして、この日、県はやつと第三回目の調査を行つたのである。

さらに翌二四日には、独自の調査を行つていた伊方原発反対八西連絡協が、愛媛大学農学部海洋工学科の柳哲雄講師（当時）に、地元漁民が採取した海水を分析してもらつた結果として「大量死の原因是、伊方原発吸排水口管などに付着している魚介類を取り除くために、塩素を大量に使用したため起つた疑いがある」と公表するにいたつた。そして、県の無責任な対応に業を煮やした瀬戸町の対策本部が、二八日には京大漁災研に大量死の本格的な原因調査を依頼している。

こうした動きが、県が県調査グループを設置する前に、相ついで起きたのである。そして県は、瀬戸町の対策本部が京大漁災研に調査を依頼した二日後に、県調査グループの設置を公表するにいたつた。

こうした県の取り急いだ姿勢と“意志”は、県調査グループに反映されていく。初会合の席上、原因是連鎖球菌である——との結論を早々に出し、原発と魚大量死の関連も「死魚、海水から放射能はほとんど検出されず、塩素の使用状況・残留濃度にも問題はなかった」（一一月三日付愛媛新聞）と否定した。そしてこの結論は、京大漁災研が、現地調査に入つたその日に行われたのである。

しかし、この「現地調査もせずに、なぜ早急に原因が出せるのか」という瀬戸町の漁民に全く信用されなかつた県調査グループの初会合は「結論を出すために開かれた疑い」がきわめて強い。

初会合の日程を伝える一月一日付の朝日新聞、日刊新愛媛は、それぞれ「あす会合死因に結論も」「あす初会合、原因、対策を判断」と四段やトップで報じた。また同日付の毎日新聞も記事の中で「（県）原因についてのある程度の判断を示したい意向」と記している。こうして、新聞が足並みをそろえて「原因や結論を出す」と報じることは、事前に記者に対し、初会合の目的が伝えられた、といえる。そして、こうして記者が伝えられた「台本」を書くにいたるのは、伝えた“人物”が記者にとつて信じられる機関のスジであつたと読みとることができる。

後日、伊方原発反対八西協からこの「結論を出すための会合ではなかつたか」という抗議を浴びせられた伊藤

座長は「マスコミが勝手に推測したものだ」と、このことを強く否定した。しかし、疑問を取りのぞくほどの説得力がある言葉ではない。

設置や初会合の在り方から普通でない県調査グループの調査のあり方も不可解な部分が目につく。

漁民の声は馬耳東風

現地調査の要望が、地元の漁民の間から強く出された、そのうえ京大調査班の“助言”がなされたにもかかわらず、県調査グループは、いつこうに現地へ足をふみ入れることがなかつた。わずかに、一月十九日夕方、楠田教授一人が漁船で一時間あまり、足成港周辺を回つただけである。が、これも、もともとは現地での説明会に行つたついでに、『片手間』に行つた、としかみえない行動である。それは京大調査班が、現地入りしたその日から海にもぐり、三崎半島の隅々まで調べて歩いたのとは、あまりにも大きなちがいがある。さらに、連鎖球菌犯人説を早急に出しながら「その菌はなぜ発生し、どこからきたのか、これまでに例のない大量死だけに納得がいかず、あくまで原発による塩素が関係していると思われ、疑いは消えない。（一月二日付愛媛新聞の井戸元四郎さん＝瀬戸町漁協組合員の談話）」という漁民の素朴な声に全く応えようとしていない。

仮に、連鎖球菌が魚大量死の原因としたら、こうした病気が大流行した①感染源、②感染経路、③感受性――という流行病の三大要素の調査に手をつけるのは科学者として常識である。

この他、県調査グループの結論は「魚大量死は再び起らぬのか」「漁場の回復にはどうしたらよいか」「六〇種を越える天然の魚が、広域にわたりいつせいに同じ病原菌で感染し、死にいたるのは聞いたことがない」「大量死は、原発の定期検査のさい、フジツボ落としがされた時期と一致する」など、漁民から出された数々の疑問に、なんら応えるものではなかつた。が、とりわけ漁民が県調査グループに不信を抱いたのは、調査グループが原発と魚大量死を否定するほど、原発に“氣をつかつた”調査をしたにもかかわらず、漁民の生活を守るための、

魚大量死に対する対策や今後の対策など、漁民への指導や助言が全くなされなかつたことである。

破綻した調査グループの結論

前述のごとく、県調査グループが魚大量死と原発は関係ないと結論を出したことについて、県調査グループは京大調査班から「原因物質が特定できないことが、容疑のある加害者の加害を否定するものではない。加害行為がなかつたことを立証するのは、加害容疑者の責任である！これが水俣病をはじめとする、これまでの公害事件の苦い経験の上に確立された原因究明における原則である。このことに関するは、貴グループにおいても異存はお持ちでないものと考える。従つて原発が今回の魚大量死に全く関係がないことを立証するのは、四国電力伊方発電所の義務であると考えるべきである」との厳しい意見書をつきつけられている。つまり、県調査グループの出した「原発シロ説」は調査グループとしては「やらなくてもいい結論である」。が、県調査グループは、原発に対しても、「やらなくてもいい」おせつかいをしながら、逆に生活の糧を犯されて苦しむ漁民に対しては、なんら救いの手々のべていないのである。

県調査グループが、早急な結論を出した数日後、当時、瀬戸町漁協の理事であつた市村美登重さんは「県調査グループは何のために設置されたのか。県が私ら漁民の財産を守るためではなかつたのか」と怒りをふくんだ声で語つた。が、皮肉にも、この一人の漁師が発した疑問は、県がこの県調査グループに対して示した、対応ぶりを見していくと、おのずから明確になつていく。

県調査グループが、二回目の会合を開き「大量死は連鎖球菌」を確認してから七日後に開かれた、県議会一般質問の席上、白石知事は前述、経過日程の中で記したごとく、この県調査グループの調査結果を盾に、野党の魚大量死の追及をかわした。こうした白石知事の姿勢は、その後も続き、八二年七月二日に開かれた瀬戸町漁協の臨時総会の席上、原発の吸排水口で採取したフジツボの中から、有毒なTBT TO（トリブチル・スズ・オキサイ

ド）が検出されたと、京大調査班が報告したことに関連し、社会党の梅崎雪男県議（当時）が五日に開かれた県議会で、白石知事を追及したのに対し、知事は「県でも五月二〇日以降、周辺海域の調査をした結果、生物から有機錫（TBT）は検出されていない」「高知大の楠田教授も海域に溶けだした有機錫はイワシなどに影響しない」と述べており、魚大量死の原因とは考えていない」（七月六日付愛媛新聞）と答弁。もっぱら県と県調査グループの一人である楠田教授を“かくれみの”にした姿勢を保っている。

ついでにふれておくと、県や楠田教授をかくれみのにする知事答弁の滑稽さは、つぎのとおりである。まず第一は、八一年の魚大量死の直後に採取したフジツボから検出した京大漁災研の検査結果より“事件”後半年以上も時間がたつたあとに調査した県の報告を重視した点。第二は、県が自らズサンさを認めた県の調査をタテにTBTの検出がなかつた、と主張することである。知事の答弁は支離滅裂であるといわねばなるまい。

話をもとにもどす。こうした県議会で白石知事の魚大量死に対する答弁をひろつてみると、知事が県調査グループに、何を期待していたのか、その“心”的一端を垣間見る気がする。県調査班が全く現地調査をしなかつたこと、このことに対し県が、何らの“不安”ももたなかつたこと、そしてわずか一回の会合で早急な結論が出されたこと。こうしたことを考えつないでいくと、推測したくないが推理が働いてくるのである。

大学教授とは何なのか

県調査グループは、大学教授の権威をもつて、魚大量死を原発から切り離す目的で設置されたのではないか。そしてそれは、三号炉増設計画の中で、つづられていったのではないか。

三号炉増設を決めた白石県政にとって、増設を決めた昨年九月から県議会の終わる一二月末までの三ヵ月間の最大の課題は、新しくできた原発反対住民組織「伊方町を明るくする会」を取りつぶすことと、県下の市町村の首長と各種団体の同意を取り付けること、そして突如として起こつた魚大量死を、原発から切り離すことの三点

であつた、と考えられる。魚大量死をのぞいた二つの課題は、政治権力で容易に“解決”できるが、魚大量死問題は、政治権力が届きにくい部分であつた。そればかりか、逆に反原発の火ダネになる恐れが大分あり、現実に瀬戸町漁協は、七月の臨時総会で三号炉絶対反対を決議。県に対し抗議文を出すにいたついている。が、こうした政治権力の届きにくい場所で、県調査グループが三号炉増設に加担した、という推測は一連の流れから、否定することができないのである。

しかし、二〇年以上経つた現在でも、大量死の直接的な原因とされる連鎖球菌や吸虫が、伊方原発周辺に何故発生したのか——とのプロセスはなにも解明されていない。

二〇年の時間をかけても連鎖球菌や吸虫が発生して大量斃死を引き起こしたかわからない中で、なぜ二〇年前の大量斃死発生直後に「原発はシロ」と言えたのだろうか。

いつたい科学者、大学教授というのは、何なのか。魚大量死が起き続けている四国の片田舎でみた彼らの知識や才能、その生き方に戦慄したのは地元漁民や筆者ばかりではない。

学者や大学教授とよばれる人たちの学問や研究は、決して人々の安全や生活を守るために行われてゐるのではない。時によつて学者や大学教授によつては環境破壊や時には人々の生活や命さえ消すことをいとわぬ者さえいることを、伊方原発周辺で起きた魚大量死の中で、三崎半島の漁民や住民は不幸にして知ることになった。

伊方原発周辺の海域で、多数の種類の魚介類が、連鎖球菌で大量斃死（京大漁災研調べでは六〇種以上の魚介類）したとする県調査グループの調査結果は、それまで日本の海域では前例のない出来事として、水産魚病関係の学会、関係機関では注目された。

が、同調査グループの調べた大量斃死の起きた時点の、斃死した魚介類の種類、漁民からの聞き取り調査、さらに菌を検査した分析方法、状況などその詳しい調査内容や資料は、なぜか公表されていない。

水産、魚病関係の学会でも一部は報告されたとしているが詳しい資料は不明だ。

疑問に答へず

日本を代表する水産、漁病学界の研究者である江草周三さん（東京大学名誉教授）は、その著書『魚病学論考』（一九九〇年四月発行）で、八一年九月に伊方原発周辺で起きた魚大量死に触れて、一部は学会に報告されていることは認めた上で「上記の研究グループ（県調査グループ）の検討結果はなぜか公表されておらず筆者も納得している訳ではない。連鎖球菌による同様の大量死はその後起こつておらず、連鎖球菌を直接死因とした場合何故その年に限つてその水域で大流行があつたか説明がいる」と、研究者、大学教授たちの集団である県調査グループのあり方に不満をぶつけている。

江草さんの大量斃死情報は、ほとんど個人的に集めたものや新聞情報でしかない、という。

また、八二年九月に起きた「度目の伊方原発周辺の魚大量死（主にカタクチイワシ）」の原因を、県調査グループが「シユードアンソコチロイデス属の寄生虫」としたことに対しても、「日本ではかつて見出された例はなく（中略）、それがどうしてこの年に限つて、しかもこの水域に限つて大量発生したのか興味ある問題である」と書き記している。

江草さんの一文からは、伊方原発周辺海域で起きた魚介類大量斃死に、水産、漁病関係の研究者や機関が大きなショックを受けたことが想像できる。

しかし、その後、県調査グループの学者たちが、こうした江草さんの疑問に答えた調査資料や研究結果を公表しているとは聞かない。

なお、現在県調査グループの座長を務める柳哲雄九州大学応用力学研究所教授（八一年当時は愛媛大学工学部講師・八三年から同グループの一員に就任）は、八五年から「県調査グループ調査の活動の一つとして行つたものである」として八五年から「伊予灘三崎半島沖の漁場環境」と題した論文を幾つか発表しているが、これらの論文は平常時の潮流、水温の変化温排水の広がり、プランクトンの状況など調べたもので、七回の大量死が起き

た時に直接調査に入つて調べ分析したものではない。

また、県調査グループの魚介類大量死時の詳しい調査資料などにも、触れていないし公表もしていない。

八回にわたる大量死

伊方原発沖で、初めて魚介類の大量死が確認されて二〇年以上経つた。この間、同海域で起きた魚の大量死は明らかになつていてものだけでも八回にわたっている。

県調査グループの調べでは、直接的な大量死の原因是「連鎖球菌」（八一年）「寄生虫」（八三年）、「赤潮（ギムノデイムナガサキ）」（八五年）、「細菌性の類結節症」（八八年）、「連鎖球菌」（八九年）、「連鎖球菌」（九〇年）、「酸欠」（九二年）、「連鎖球菌」（九九年）などとされている。

しかし、こうした菌や寄生虫、赤潮などが原発周辺海域に、なぜ発生したのか——というプロセスは、未だに未解明のままである。

ところで、最初の大量死が発生した当事、「原因、対策の究明を行いたい」として設置された県調査グループの活動は、その後どうなつてているのだろうか。二度にわたり調査グループの事務局である県水産課水産栽培漁業係に問い合わせてみた。

担当者の話は以下のようなものだつた。

「グループは異常斃死とか不慮の事故に対処するための、研究グループだ。毎年年度末に検討会を開いている。しかし、検討会は研究成果を話し合っているもので、議事録とか報告書はない」

県としては「(異常斃死などの) 調査、研究をグループに委託しているもので、調査結果の成果は求めていない。職員は検討会の会合に出席しているので話の内容はわかる」としている。

確かに、設立当初の主旨は①魚類生態、魚病海洋環境などの漁業に関する科学的、総合的な調査研究②斃死魚

が発生した場合の原因と対策③漁場環境保全と対策（八一年一月一日付け日刊新愛媛）とされている。

しかし、設立当初、「県としては一日も早い総合的な結論を出したい。速やかに原因を明らかにして、周辺漁家の不安解消に努めたい」（当時の宮本県農林水産部長の記者会見のコメント・同日付け同紙）との談話を発表していた県当局の県調査グループの設立の意志は、「調査結果を求めない検討会」となつた今となつては、虚しい響きとして聞こえてくる。

伊方原発周辺海域で、二回目の魚大量死が起きた直後の八三年一〇月二十四日、八幡浜市昭和通りの四国電力八幡浜営業所で、「アドバイザーミーティング」が開かれた。

会議は四電が、電力消費者である地元の青年会議所婦人会、青年団、農業、漁業組合など民間団体の代表者から、注文や、希望を受けようというものだ。

席上、四電がその年の八一年九月に起きた伊方原発周辺海域の魚大量死について、「原因は連鎖球菌、吸虫だと、原発とは無関係であることを強調した。

ところが、出席の漁協関係の婦人から異論が出た。

「私たちとしては信じがたい。魚大量死の影響で八幡浜の魚市場では、魚の値が下がり、漁師は大きな被害を受けた」と、原発周辺海域で魚大量死が起きたことの重大性と、漁師の生活が追い詰められたことを訴えた。

魚が売れなくなつて、魚価が大幅に下がつたのは、八五年七月の三回目の大量死の時も同じだつた。

伊方原発周辺の伊予灘側を漁場にする保内町・磯津漁業協同組合の当時の大石俊夫組合長は「（大量死の原因は原発以外には考えられない。組合員の一〇人に八人はそう考えている。今回の大量死で魚価は一〇分の一に下がり、魚の引き取り手もなかつた」（八五年七月二二日付け南海日日）と語つている。

当時、同漁協では相次ぐ大量死の影響で組合員の水揚げが大幅に減少。このため漁協の収入も落ち込み、経営が貧弱化した。こうした経営危機を開拓するため、漁協では魚介類の取り扱い手数料を一二〇%まで大幅に引き上

げて、経営危機をしのいだ。

当時、原因不明の大量死に「漁師自身が気味悪がり魚を食べない」という状況まで、語られた。漁師は、自らのクビを吊りかねないほど追い込まれたのだ。

漁民に届いていない対策

こうした漁師に、「斃死魚が発生した場合の原因と対策」「漁場環境保全と対策」を目的の一つとして設立された、県調査グループの調査状況や調査結果は、どう伝えられ、どう生かされたのだろうか。大量死が起きた三崎半島沿岸の伊予灘側海域を漁場とする漁協に、大量死に対する再発防止などについて県からどんな注意や指導があつたか聞いてみた。

ところが、組合幹部と連絡の取れた三つの漁協は、大量死再発防止などについて、県から具体的な指導があつたかどうかは、ともに「記憶がない」「情報はない」と言うのみだつた。中には、大量死が何度も起きていることや県調査グループが現在も調査活動を続けていることさえ知らなかつた漁協幹部もいた。

県調査グループを設立した当初の目的だつた、「斃死魚が発生した場合の原因対策」や「漁場環境保全と対策」の主旨は、二〇年以上経つても全く漁民に届いていなかつた。

「今、明日にでも大量死が起こるのではないかと不安になる時がある」と、保内町の漁協組合員はふと漏らした。度重なる大量死が漁民に残した傷は、簡単に消えてはいない。

だが、漁民の不安や悲痛な叫び声は何時の間にかき消され、原発周辺海域で起きた魚大量死は、今では「調査結果を求めるない」学者の研究費かせぎの材料として、残つてゐるだけのよう見える。

■されど「げどう・がんご」に屈せず

伊方一号炉訴訟控訴審で不当判決

伊方原発反対八西連絡協議会 近藤 誠

一九八五年一一月一四日、香川県高松市の高松高等裁判所民事第四部の宮本勝美裁判長ら三人の裁判官は、愛媛県西宇和郡伊方町に運転中の四国電力伊方発電所一号原子炉の設置許可取消し請求訴訟について、原告の「控訴を棄却」した。この判決に対し、伊方町を含む隣接三町の農民・漁民が原告となつて、原告団と、原発反対四団体で構成する伊方原発反対八西連絡協議会のメンバーは、裁判所構内の庭で判決の結果を待つていた支援団体や報道関係者の前に「げどう がんごに屈す」「げどう がんごに屈す」

と書いた紙を示して、判決への原告住民の怒りを表明した。

「げどう」とは「外道」である。公正なる審理を義務づけられたはずの宮本裁判長らが、審理の半ばにも至らずうちに突然の審理打ち切りと結審の暴挙を行ない、六度にわたる原告の審理再開要求にも耳を貸すことなく判決を強行した、「道を外した」姿に冠した言葉であり、われわれの住む愛媛県西南部地域では「この げどされが！」と許しがたい敵に投げつける言葉である。

この「げどう」を屈せしめた「がんご」とは、これまでわれわれの地域で「巨大で、得体の知れぬ化け物」としてよく知られている怪物のことであり、当然にも、今日この地方で最大最悪の怪物である原発と、やうにその原発に群がり、それを陰に陽に支える巨悪な黒幕、横暴なる権力・金力を指したものである。

そう。これでおわかりのごとく、今回の判決で「負けた」のは、原告住民ではない。負けたものがあるとすれば、それは、原発を何がなんでも強行推進せんとする圧力に屈して裁判の公平さ、司法の独立性を守れなかつた宮本裁判長らである。

「されど眞実は執拗である」とは、原告団弁護団の藤田一良団長の判決前の言葉である。判決後の帰りの車中で、住民の一人が吐きすてるようにつぶやいた。「じつか第一のスリーマイル島原発事故が、必ずどこかで起きる。その時に宮本裁判長は自分の行為にシッペ返しを喰ひつけることになるせ。一審判決を書いて一年後に赤つ恥をかいた柏木裁判長のようにな。現実とはそういうものよ。」

公正さと正論のない「力」をどのように振りまわしてみても、一六年にわたる反原発の闘いと十一年余の裁判をつづけてきたわれわれ八西（八幡浜市、西宇和郡）住民をひるますこともへりますことはしない。原告住民は、即刻、不当判決を認めることがなく最高裁へ上告することを決め、表明した。原告のなかで最年長で八西連絡協の事務局長をつとめる矢野浜吉さんは、「なんとかは『大醫院』までものぼる原告ぞよ、ウォッホッホッ！」と、以前に倍する闘志の燃え方である。

（『はんげんぱつ新聞』一九八五年一月号より）

III. 出力調整試験

反原発ステッカー事件

原発の危険を訴えていたA子さんは犯罪人なのか

「異例の猶予付き罰金／行為は罰すべき」（一九九一年一〇月一五日付け読売新聞）、「反原発ビラ張りで逮捕／警察・検察の威圧認める」（同朝日新聞）

九一年一〇月一四日、愛媛県松山市の松山簡易裁判所（篠崎彰也裁判長）で行われた「反原発ステッカー裁判」の判決結果を報じる新聞の見出しである。

しかし、この裁判が明るみにしたのは、単に警察・検察の違法性だけではない。鉄骨やクギ、針金などに取り付けられた看板などと違い、誰にでも簡単に剥ぎ取れ、すぐにでも現状復帰出来るステッカーを貼つただけで有罪とした裁判所の姿勢である。

そこには軽犯罪法という軽微な法を使ってでも、『お上』に異議をとなえる者を弾圧することを容認する司法権力の姿を垣間見る。

まず、警察権力の違法から振り返ってみる。
本文は、次のように報じている。

「被告の行為は）違法行為とした上で、『電柱に種々雑多な広告が張られているのに、被告人の行為だけが特に検挙の対象とされたと思われる事情が認められる』と、警察・検察による反原発運動への威圧の意図を暗に認め、罰金四千円、執行猶予一年（求刑・罰金二万円）の判決を言い渡した」（九一年一〇月一五日付け朝日新聞）
「（判決は被告に）罰金四千円、執行猶予一年を言い渡したが、『街路に広告類が多数張られている状況の中で、被告の行為が特に取り上げられた事情が認められる』と、暗に警察側の反原発に対する意図的な威圧を認めた」（同日付け読売新聞）

そして地元紙の愛媛新聞記者の上野公裕記者は、解説で「無罪を主張していた被告側にとつては不満の残る結果だつたが、判決が示した量刑は求刑よりもはるかに軽く、被告に有利だつた点が注目される。罰金二万円の求刑に対し、判決は『罰金四千円、執行猶予一年』。四千円という金額は、刑で定めた罰金刑で最も軽い。また罰金刑で執行猶予が付くのも極めて異例な事に加えて、執行猶予（一年以上五年以下）期間も最少期間を選んだ。
（中略）判決は捜査機関の恣意性を指摘した。捜査機関は有罪判決を得た事を手放しで喜ぶのではなく、今一度、求刑と判決の隔たりの意味を考えるべきだろう」とした。

裁判所（裁判官）は、警察・検察に対して、「反原発運動を故意に弾圧している」と、差別的な捜査当局のあり方を批判したのだ。そして、警察・検察の偏見と差別の捜査を厳しく指摘した判決は、七五年四月三〇日、松山地方裁判所の鍵山鉄樹裁判長、田村秀作、伊東竹是の三人の裁判官が下した「農協組合長暴行事件」と同じだった。

警察・検察は二度にわたって、反原発運動への弾圧を、裁判所から指摘されたのだ。

A子さんの陳述で暴かれた卑劣な警察の本性

裁判所から警察・検察のあり方が住民運動への弾圧だ——と指摘された事件はどんなことだったのか、ここで

振り返つてみる。

新聞報道によると、一九八八年二月八日、「2月11日、12日は原発サラバ記念日全国の集い！」など、いわゆる「伊方原発出力調整実験反対集会」の呼びかけを書いた手のひら大のステッカーを、松山市湊町の四国電力松山支店（当時）前の歩道橋などに張つていた女性（A子さん）が、松山東署の刑事に現行犯逮捕され身柄を拘束されるとともに、翌九日には家宅捜索を受けた。

同日夕刻、松山簡易裁判所から罰金二万円の略式命令を受け、仮納付するとともに身柄は釈放された。しかし、女性はこれを不服として正式裁判を求めた。

裁判は二月二三日から、松山地方裁判所で始まつた。九一年一〇月一四日の判決まで、一ヵ月から二ヵ月に一度のペースで二七回に渡つて公判が開かれた。

A子さんは警察・検察の暴力を訴えて正式裁判を要求したのだ。裁判でのA子さんの最終意見陳述書で、逮捕当時の状況とA子さんの姿を振り返つてみる。

「突然三人の男があらわれて、半円形に私をとり囲み、警察手帳の消えかかった金文字のある表紙を見せて『警察の者だ』といいました。続いて田村刑事が『歩道橋にステッカーを貼つたらいけんじやろが』と言いました。『いけなかつたらはがします。』と私は言つて、歩道橋の方へ二、三歩歩きかけると、左端にいた田村刑事が両手をボケットにつつこんだまま胸で私を阻止しました。そして私の左肩に手を置いて『ちよつと話が聞きたい』と言いました。私が二、三歩後ずざると肩の手は自然にはずれましたが、田村刑事はすぐに私の左の二の腕をつかみました。一九八八年二月八日、四国電力愛媛支店前の路上でおこつた刑事との最初のやりとりはこれだけでした。これが事実です」

陳述書はそう書き出している。

ところが、この後、警察の行動はレイプ事件を思わせる乱暴な行動を見せる。

「これらの会話・動作は一分足らずの出来事です。あつという間に、何が何やら事情がよくわからぬうちに、大の男三人に囲まれ、引っ張られて、どこかへ連れていかれようとしている、このような時の恐怖感は女性なら本能的に誰でもわかると思います。どこにも行きたくない。白日のもとにいたい。通行人の目のある所にいたい。わけのわからない所へ連れていかれまいとして、支柱にしがみつきました。

私の恐怖感をわかつていただければ、しがみつくのも自然な行動であると判断していただけると思います。三人の男たちは寄つてたかって私を引き離そうとしています。引きずられたり押されたりしている頃から、しがみついた時も、三人の中の一人が『逮捕だ、逮捕だ』と言つていました。

悪夢をみているような恐ろしいこの状態から抜け出したい。恐怖感からおびえたようになつた私は、子どものように助けを求めました。

誰でもいいから助けてほしい。せめて知り合いに連絡してほしい。この混乱の中でも、この場から救われる方法を必死に考えました。（中略）支柱から私を引っ張つて一旦引き離しましたが、怖がつていてる私は再び陸橋の大きな支柱にしがみつきました。すると田村刑事はさらに三人の刑事を呼び寄せ、たつた一人の私を男性六人がかりで宙づりにしたのです。四電敷地内へそのまま引き入れた時、田村刑事が『守衛室の奥へ連れていけ』と言ったのが聞こえ、市民のいない『守衛室』であり、人目に触れない『奥』だということが、私の恐怖感をあおりました。『話ならロビーで聞いてください。』と私は叫びました。

この言葉のどこに拒否や抵抗がありますか。話をしましよう。その用意があります。人目のある所で公明正大に話しましよう、と言つてているのです。しかし、私の望みのかわりに『よし、逮捕だ』という声が聞こえ、その場に立たされて全員の手で、ポンチョ、布袋、面がたちまちとられて、気づいたら二人の刑事にはさまれて車の中にすわっていました』

正式裁判を求めた心情

A子さんをズタズタに傷つけたのは、それだけではない。連行された警察署内に待っていたのは恐怖だけではない。辱しめと屈辱である。

「松山東署に連れて来られてから、留置されるまでの間、休憩もなく、長い取り調べがありました。昼の逮捕時の恐怖感やショックで胃痛を起こして、しばらく抑え込んでいましたが、それも消えないうちから次々と質問され、私は衝撃から立ち直る間もなく、自らを保ち質問に答えていくのが精一杯でした。聞かれる事は、女の会、情報センターの結成について、参加者人数について、どこでビラをまいたのか等で、たまりかねて、どうしてスティッカーを貼つたことでそんなことを聞くのですかと、逆に問うようなことばかりでした。

私は何度も家に帰して欲しいとのみましたが、取り調べが済んでからということでした。しかし、長い取り調べが済んだにもかかわらず、その日は遅くなつたから泊まつてもらいますということで、帰りたいという望みはたたれました。

留置される前に規則だからと、二度の裸体検査がありました。丁度生理中でしたが、完全な裸体を要求され、下着から髪の毛まで調べられました。しかも、警察の手違いで二度までもです。逮捕で恐怖を与え、間断ない取り調べで極度の緊張を与え、心身ともに疲れさせ、最後に裸体検査で屈辱を与える。これが、警察のやり方でした。留置場のトイレは男性の監視員からよく見えるようになっています。

生命の危機を伝えようとしたステッカー二五枚で、私は犯人にされました。何も悪いことをしていないのだからと自分に言い続けても、手錠でなれない両手を前に突き出し、腰なわを引っ張られ、ひきずるしか歩けないゴムゾーリで歩いていると、みじめで絶望的な気持になり、だんだん頭もうなだれてくる情けなさ。顔写真を撮られ、指紋押捺を取られ、取り調べ室へ移動すると、事務所に待機している刑事たちがジロリと一瞥します。

逮捕時の恐怖、東署の屈辱。民主主義のもとで民主警察を自称する警察のしたことは、自分の意志で、自分の

信じることを伝えようとした市民の人間を貶めることでした。こうして犯人を作っていくのでしょうか。私は犯人ではありません。私は無実です」

A子さんが正式裁判を求めた心情は、この文面の中から痛いほど読み取れる。普通の主婦が歩道橋にステッカーを貼つただけで、これほどの苦痛と屈辱と恐怖を与えるのが警察権力なのだろうか。明らかに原発反対に立ち上がった全国の女たちに村する見せしめとしてA子さんを利用したに過ぎない。これに憲りて原発反対運動などもうやめるだろう、という警察や権力側の思惑は見事に外れた。女性を中心とした運動はこれよりますます大きな力となって脱原発への原動力になるのである。

A子さんが学んだこと

この不当な逮捕によつてA子さんが学んだのは卑怯な権力にも臆せず闘うことだった。法廷に自分を不当逮捕した警察官を引き摺り出し、追及することだった。反原発運動への弾圧のためのA子さん逮捕であつたが、警察権力は普通の主婦を不屈の闘士に育てる役割を果たしたことになる。事実、この日からA子さんは全人生をかけて最高裁まで闘うことになった。

松山地裁判決後、甲斐克則・広島大学法学部助教授は「美観の観念は、人により判断に差があるだけに、刑罰で対応するにはより慎重でなければならず、たとえば現状回復の困難性といった要件を加味して判断する必要があるように思われる。この観点からすれば、本件の場合、処罰に値するほどの違法性があつたかは、なお疑問の残るところである」（朝日新聞八八年一〇月一五日付け）と語つている。

つまり、張ったステッカーは、すぐ剥ぎ取ることが可能で、簡単に「美観」を原状回復することができる。そんなことくらいで違法だとされるのはおかしい——と指摘しているのだ。クギ付けされた看板類のように原状回復が困難な物ではない。そして、警察に注意された女性は張ったステッカーを、剥がそうとしていたのである。

そんな状況で美観を損うと有罪にされるのであれば、看板やポスター類どころか、廃棄物を積んだトラックが街中に駐車することさえも美観を損う犯罪になりえる。

最後に加えておく。A子さんの上告趣意書には「私の逮捕当时、愛媛県警警備部長だった梶原省一氏は、松山東署長を経て退職。四国電力総務部委託となりました。私を逮捕する事で反原発運動を一定停滞させた功劳だつたのでしょうか」と記している。

針金一本切つたとして逮捕

事情聴取もなく突然踏み込む

中学生の娘や息子たち四人と妻とで何時ものように朝食を囲んでいた伊方町九町のCさん（当時五二歳）宅へ突然、一〇数人の八幡浜警察署員が顔を見せたのは一九八八年二月一八日午前七時半ごろだった。

玄関の外に、人の居る気配にCさんは戸を開けた。すると三人の男が出入口をふさぐよう立ちはだかり、その後ろにも一〇人ほどの男たちが群れていた。「建造物侵入と器物破損罪で逮捕する」。彼らは逮捕状を取り出しそう言つた。早朝、多数の警察に踏み込まれる記憶はCさんには無かつた。

「何を言つていい!、ワシが何の罪を犯したら」と反論した。とたんに、一〇人を越す男たちが、いつせいに玄関の中に雪崩れ込んできた。そして、Cさんの腕を押さえ手錠をかけた。Cさんはまだ寝巻姿だった。「待て。用はわかつた。着替えくらいさせろ」。Cさんの声に彼らは素直に応じた。後に、警察官がCさんに語つたところでは、彼らはまだ二月の夜が明けるのには時間のある、午前五時からCさん宅の前に潜んでいた。

「二月の午前五時いうたら寒いですよ。何で針金を一本切った、道路から半歩ほど入つたこと調べるのに仰々しく人を騙し討ちや待ち伏せをせないけん。逮捕せんでも、『事情を聞きたい』言うたら、ワシは何時でも話しへ行こうが。逮捕するのならそれからでも良からうに……。警察官も、寒い目せんでもよからうに」Cさんは、微罪の疑いにも関わらず何の事情聴取もなく、いきなり多数の警察官が踏み込んで、家族の目の前で逮捕した警察の異常さを指摘した。

警察のCさんへの異常な扱いはその後も続いた。

当初、勾留した八幡浜警察署から松山地方検察庁に身柄を移すさい、同署内を署員で“バリケード”した中でCさんを車に乗せるという物々しさ。さらに地検までの約六〇キロの道はCさんを乗せた護送車の前後にボディガード用の車を付けるという警戒ぶりだつた。

「超大物扱いだつた」とCさんは後で苦笑しながら話した。が、それは「感覚として、これは警察だけが動いたのではない。検察の指示ではないかと思った」と、背後に大きな権力が働いていることを感じ取っている。

原発入口前で抗議行動

Cさんの罪状は、「四電所有地に無断侵入したことと有刺鉄線を切つた」ということだつた。しかし、Cさんは警察に踏み込まれる犯罪を犯した記憶がなかつた。ただ玄関に入りきれない警察官の数を目にして思い浮かんだのは六日前の一二日、伊方原発二号炉の出力調整実験反対を求めて伊方原発の入り口前の道路で抗議行動をした時のことだ。この際四電が作ったバリケードに張られた針金が、何かのはずみで切れた。

後でわかつたのは、逮捕理由の一つは、この針金を一本切つた——というものだつた。

もう一つの逮捕理由、「建造物侵入」も、侵入したとされる場所は、県道と原発ゲートへ通じる道とが交差している三差路だつた。その道路部分で四電所有の道路に「入つた」というものだ。

また、「侵入した」とされる四電の私道と県道部分は、普段から何の規制もされていない。ましてや県道と私道の間には、柵や門はおろか境界を表示したものは何もない三叉路だった。それだけに県道を通行する車などが、しおつちゅう「無断侵入」を繰り返している場所だった。

さらに、抗議行動当日、五〇人以上の警察官とガードマンが監視したり、阻止する中で、Cさんは誰にも「侵入」を注意されてもいなかつた。

Cさんは取り調べの時、「現行犯で何で逮捕せなんだ」と、抗議している。が、警察、検察はそれらには答えることができず、話をそらしている。

そして、何よりも不可解なのは、Cさんが「侵入した」としている四電の私道へは、前日にはCさんと同じく出力調整実験反対を訴える人たち数十人が、百メートル以上も突き進み、原発ゲートまで「侵入し」て抗議の声をあげていた。

しかし、誰も四電や警察から逮捕されていないし、「侵入」排除や抗議も受けていなかつた。

反対運動弾圧のための逮捕

Cさん宅に突然訪れた十数人の警察官は、驚きで混乱する妻と高校生と中学生の子どもの目の前で、Cさんの腕に手錠をかけた。その後、彼らは部屋の中を物色し作業服などを押収して昼前まで、三時間近くも後に引き上げた。

翌日、伊方原発反対八西連絡協議会の要請で、大阪から八幡浜市に駆けつけた藤田一良弁護士は、その日のうちにCさんが身柄を拘束されている松山地方検察庁に赴いた。

藤田弁護士から保釈請求を受けた松山簡易裁判所は一八日夕、松山地検から出された拘置請求を却下した。さるに検察側が簡裁に対し準抗告を出してきたことにも、拘置却下の執行停止をしなかつた。

このため、拘置期限が切れた一九日午前七時半、同地検はCさんの身柄を釈放した。釈放せざるをえなくなつたのだ。

裁判所のこうした処置は異例だつた。検察側の準抗告が出た段階で、裁判所の出した拘留却下の効力は一時停止され、弁護士と検察の双方が、Cさんの拘留の正当性を巡つて争う開示裁判が行われるのが通常の手続きだつた。

この場合、開示裁判の“判決”が出るまで、逮捕されたCさんは身柄を検察に拘束されたままとなる。

しかし、Cさんの場合は、こうした通例を破つた異例の処置だつた。

藤田弁護士は「経験がないことだ」と、弁護士自身が驚きの感想を漏らした。裁判所がこうした異例の処置をしたのは、Cさんを逮捕・拘置する必要性や理由が見いだせないと、判断したからだ。何よりも、警察や検察の主張はCさんに対する人権侵害の恐れがきわめて大きいと、判断したからだ。もう一つ言えば、Cさんへの検察、警察の権力行使を、裁判所がいかに乱暴きわまりない行為と受け取つたかを物語つている。

検察側も、逮捕から四六日後の三月三一日、Cさんを起訴猶予処分にした。

結局、犯罪を立証できないと判断したのだ。それは検察・警察が自ら、原発反対運動弾圧のためにCさんの逮捕という公権力を行使したこと認めることに他ならない。

付け加えておくと、Cさんの逮捕は地元に波紋を広げ、検察・警察の行動は住民の不信を招き、逆に反原発の動きに火に油を注ぐ結果となつた。

不当逮捕に地元住民主婦が抗議の声

Cさんが逮捕された一八日、伊方原発反対八西連絡協議会の広野房一會長や矢野浜吉事務局長らは警察署前に車で乗りつけて、抗議の声を上げた。

さらに、主婦たちの集りである「八幡浜・原発から子どもを守る会」の女性五人は、警察署に不当逮捕への抗議と、釈放を求めて駆けつけた。

子どもを背負つた女性たちの抗議に、応対に出た数人の警察官は、たじろいだ。

彼女たちが署内に入ることを拒む警察官と、押し問答が繰り広げられた。

「ここは公の建物でしよう。市民が訪れているのに中に入れなのは横暴でしよう」「警察は誰を守っているのですか、逮捕するほどの何の罪があるのですか」

寒風の吹きすさぶ中で、彼女たちは一時間近くも、警察の不当性を追及した。警察官は、自分たちの正当性が語れず、ただ、権力と体力という力で、彼女たちの抗議を拒むだけだった。そして彼女たちが差し出したCさんへの差し入れの品物の受け取りも拒否した。

普通の主婦である五人の女性たちは、警察に抗議や申し入れをすることなど考えても見なかつたことだつた。初めての経験だつた。中には、警察署に入るのさえ「高校時代から二度目」という人もいた。

そうした彼女たちを警察署に走らせたのは、「Cさんが悪いことをした覚えはない」との思いと共に、原発への恐怖心と不条理に対する怒りが、警察権力をも恐れさせなかつたのだ。

主婦の一人は「警察に行つてひどいところだと思つた。日ごろは、民主警察ですと言つているのに、威すようには高圧的な声で応対する。普段、駐在所でみるやさしい警察の人の顔は、仮面をかぶつたオオカミみたいだと思った。私は警察に裏切られた気持だつた」と感想をもらした。

Cさんの釈放を求める住民の行動はそれだけではなかつた。Cさんが住む町内ではCさんの釈放を求める署名簿が、素早く回された。六〇戸ほどの地区全戸ほとんどが署名した嘆願書は、翌日に八幡浜警察署に出された。

三〇年前の原発誘致話が持ち上がつた当初は別にして、三号炉も建ち始め、地区の人たちの中で原発反対の声を上げている人はもういなくなつていた。Cさんただ一人だつた。

しかし、そうしたもの言わなくなつた住民も、Cさんの逮捕には“不当”の声をあげたのだ。そして、普段、物言わない地区の人たちが声をあげたのは、Cさんが地元で、いかに信頼を集めている人物であるかとの証でもあつた。

当時の山口伊方町助役もCさんの身を心配し、逮捕された日の午後、伊方原発反対八西連絡協議会の広野会長宅へ電話を入れてきた。助役は職務上原発推進派だったが、Cさんと親戚関係にあつたこともあり、Cさんの身を心配したのだ。

その時、広野会長宅で受話器を取つた八西協の会員が「助役の電話」と聞いただけで、電話を叩き切つた。山口助役は後日、このことに触れて筆者に、「電話の相手の言い分も聞かずに入ることは失礼な。私は、身内として心配したのだ。狭い町では原発反対も賛成も言つとられん時がある」と地縁血縁者が身を寄せ合うようにして生きている、小さな町の事情を無視した“原発反対派”的行為に不満を漏らした。

Cさん逮捕への同署への抗議や釈放要求は、地元の人たちだけには留まらなかつた。

八幡浜警察署には一八日から一九日と連日、全国から抗議の電話や電報が殺到した。署の電話回線はマヒ状態になつた。相次ぐ電報も、受け取り拒否を続けたが、その応対に署員は振り回された。

一九日には、玄関ロビーに警備課の警察官四、五人が常時待機する警戒体制もしいた。同署は普段、玄関に警察官など待機させることはなかつた。が、抗議に備えて、署へ出入りする住民を一人一人チェックするためだつた。それには、常日頃から原発反対運動の情報を集め、常にその動向を監視している警備課警察官でないと、反対運動をしている住民と、そうでない人を見分けられないと判断したのだ。

『原子力帝国』の片鱗示す

Cさんが逮捕された約一ヵ月後の三月八日には、県議会でもCさんと、Cさんと前後して松山市内で逮捕されたA子さんへの警察の問題が取り上げられた。

伊方原発出力調整実験反対運動への、警察の姿勢が問題視されたのだ。

当時、社会党の成見憲治県会議員は「(Cさんの逮捕は) 犯行のあつた数日後だ。地元に永く住んでいる人で、逃亡の恐れもなく、逮捕は必要なかつた。松山の主婦(A子さん)もステッカーを貼つていただけで家宅捜査までされている。市民団体の運動に対する圧力が狙いだつたのではないか」と追及。

杉山県警本部長は「有刺鉄線を切斷した時は本人と断定できなかつた。後日の捜査で逮捕に踏み切つた。ビラ貼りの主婦は仮面を付けていて異様だつたので、上部団体などのつながりを懸念した」と答弁した。

この本部長発言で問題なのは、警察は「上部団体とのつながりを懸念して」 A子さんを逮捕したということだ。警察が言う「上部団体」とは、どんな団体なのか。警察がその団体とつながりがあるとの「懸念」を抱いただけで、住民を逮捕する団体とは、どんな犯罪集団か。

それより、警察は「上部団体」とつながりがあると「懸念」した住民を、逮捕できるのか。戦前、戦中の軍国主義社会ならいざ知らず、自由と民主主義がうたわれて五〇年が経つたこの国で、こうした警察権力の横暴は言論弾圧を繰り返した、かつての姿を彷彿させた。

しかし、こうした警察権力の姿は偶然でも、弾みで起きたことでもないのだ。

一九八〇年に来日、その際伊方の地にも訪れたドイツ工科大学教授のロベルト・ユンクさんは、その著書『原子力帝国』で、核・原発を扱う社会を形成するには権力者が強力な管理社会を築きあげ、住民の言論や自由な行動を束縛する必要がある、と説いている。

つまり、莫大な破壊力を持ち、その上、はかり知れない強力な毒性を抱え持つ核・原発は、人々が自由や民主

的な生活を送ることとは、相いれない存在であると、彼は指摘したのだ。

まさに、伊方原発出力調整実験反対運動の対応に見せた警察権力の姿は、『原子力帝国』の片鱗だつたのだ。それは、特高警察が横行した戦前、戦中の警察権力となんら変わつていなかつた。Cさんの場合も、杉山県警本部長は、「逃亡の恐れもなく、逮捕する必要はなかつた」と問う成見県議の質問には答えなかつた。まがりなりにも民主主義をうたう、公の席である議会では、「答えられなかつた」というべきだろう。

子供の目前で手錠！ 心の傷は消えない

釈放された直後、Cさんは反対運動の仲間へ支援のお礼と報告に回つた。この時、彼は「子どもたちの前で手錠をはめられたのが悔しかつた。子どもの気持を思うと警察は許せない」と目に涙を溜めて語つた。

その日から一〇年。九六年夏の会合で顔を合わせた筆者は、この本を書くための準備にCさんに逮捕された當時の模様を聞いた。

Cさんは「今でもあの時の子どもの姿がまぶたから消えない」と、怒りの表情を見せた。不法な権力に傷つけられた心は、一〇年以上の時間が経つても癒されていなかつた。Cさんばかりではない。父親が多数の警察官に囲まれて、手錠をかけられた姿を目にした子たちもまた、傷つけられた心は、警察は権力を力サに着た暴力集団として記憶に残つているに違ひない。けつして、法と正義と住民を守る存在として映つてはいまい。

原発真近への米軍ヘリコプター墜落事故

恐怖を通り越して怒りへ

「もし原発に落ちていたら」そんな恐怖が一九八八年六月二十五日、四国電力・伊方原子力発電所で、現実に起きた。原発から直線距離で約八〇〇メートルの山中に、米軍の大型ヘリコプターが墜落。文字通り降つて沸いた事故は、原発反対、賛成の立場を問わず全ての地元民を震撼させた。

墜落事故は、運転中のトラブルのみが大事故を招くばかりではないことを、改めて人々に知らしめた。原発は存在そのものが危険であることを浮かびあがらせた。

四国の西端、豊後水道を二つに割るようにして細長く九州に向かつて突き出た佐田岬半島のほぼ中ほどの瀬戸内海側にある伊方原発。

ヘリが墜落した年の一月から三月にかけて、全国に響き渡った「原発なくともええじやないか」とのかけ声は、「出力調整実験」の恐怖を抱えて野火となつて日本列島に広がつたが、その「出力調整実験」の批判と抗議のマトになつたのが伊方原発だつた。

香川県・高松市の四電本社は八八年二月一日に五〇〇〇人とも一万人とも言われた人々に取り囮まれ、「原発なくともええじやないか」との非難の声にさらされた。ヘリコプターの墜落は、再び伊方原発を火中に投げ込んだ。

六月二十五日のこの日、沖縄の米海兵隊普天間基地所属の大型ヘリコプターCH-53（乗員七人）が、山口県岩国市の米海兵隊岩国基地を飛び立つたのは午前九時五四分である。大型ヘリは、普天間基地へと南下した。この朝、空は青かつたが佐田岬半島はこの地域特有の濃い霧につつまれていた。瀬戸内海で発生した霧は、山

肌をはうようにして登り、そして山頂を抱きかかえるようにして宇和海に下つていった。その濃い霧の合間からヘリの残骸を発見したのは、南予用水事業の取り付け道路の確認のため山中を歩いていた農林省関係の職員だつた。

墜落ヘリコプターは、伊方原発二号炉から直線で約八〇〇メートル、原発敷地の境界線からすると約四〇〇メートル地点の標高二三〇メートルの山頂付近の雑木林をなぎ倒し、さらに山頂から南側の約一〇〇メートル下のみかん畑に突っ込んでいた。機体の一部は、山頂付近からみかん畑にかけての約一〇〇メートルにかけて散乱、みかん畑の中央付近には、わずかにヘリコプターの形をした鉄片が、スクラップの山のようになつて白煙をあげていた。乗員七人全員が死亡していた。

偶然にも農作業からの帰りに、事故直後の現場につき当たつた伊方原発二号炉設置許可取り消し訴訟の原告の一人である大沢喜八郎さん（当時五二歳）は、「霧が深く五、六メートル先までしか見えなかつたが、畑から帰る途中にガソリンの臭いが鼻をつくので、おかしいと思っていたら、農道に大きな鉄の筒のようなものがころがり、道脇にヘルメットがころがつっていた。これは何かある、と思つたら霧の中から突然姿を見せた警察が『タバコの火を消せ！』といつたので、ヘリが墜落したことを知つた。その時は身が震えるほどぞ一つとした。原発からわずか数百メートルのところだ。私が裁判している二号炉訴訟で、私たちは原発に航空機が墜落する危険があると指摘しているが、まさかそれが現実になるとは…』と、言葉をのんだ。

推進派の知事も衝撃受ける

原発近くにヘリが墜落したこと震え上がつたのは、大沢さんや地元伊方町民ばかりではなかつた。マスコミは「ミサイルを積んでいたらと思うと背筋が寒くなる」（七月四日付け毎日新聞）と、恐怖を隠さず書いた。それは原発推進に力してきた当時の伊賀貞雪愛媛県知事も例外ではなかつた。

事故直後の二七日の記者会見で「県民に大きな衝撃と不安をあたえ、遺憾千万だ」と、強い口調で語った。事故直後「原発は飛行機が墜落しても安全だ。今後特に対策を取るようなことはない」と言下に言い放った四国電力に対し、飛行機の墜落の対策や防止策を求めた質問状を提出、さらに墜落事故の確立は「二〇〇〇万年に一回だ」という電力会社や国の説明に対しても「それだからといって安心できない」と反論した。

伊賀知事のこの言葉は、県内の原発推進派が、この事故でいかに大きな衝撃を受けたかの証だつた。

しかし、住民の受けたショックは知事の比ではなかつた。伊方原発立地周辺の住民で組織する伊方原発反対八西連絡協議会、伊方原発から直線で一〇キロの町、八幡浜市の主婦らが集まつてゐる「八幡浜・原発から子供を守る女の会」、さらには原発から五〇キロ以上離れる「宇摩原子力発電を考える会」、「原発なくするまでガンバロウ会」「原発さよならえひめネットワーク」など、県下の一〇以上にのぼる民主団体が、四電や伊方町・県に対して、「不安の原因である原発をすぐ廃止の方向へ持つていくべきだ」と、抗議文や抗議行動要請文の提出など相次いで行つた。

こうした行動は、原発反対を日頃から言つてゐる人たちばかりでなかつた。三〇日には、原発建設問題が起つてからのこの二〇年間、ただひたすら沈黙を守つてきた伊方原発立地の九町地区にあるただ一つの農協、町見農協にまで口火を切らせた。町見農協理事一二人連名の福田直吉伊方町長への要請文は「ここは原子力発電所の立地場所であり、報道されているように墜落現場は原子炉に大変近い位置で、一つ間違えると大惨事になつていたと考えられ、精神的な面で住民の不安は一般に高まつております」と記してゐた。身边にある「危険物」への恐怖は、時間がたつにつれ、怒りへと変わつていつたのだ。

恐怖感を逆なでした四国電力の対応

ところが「危険物」を設置した四国電力のこの事故に対する対応は、こうした住民感情とかけ離れたものであ

るどころか、住民の恐怖感を逆なでするものだつた。

事故直後の記者会見で、山下一彦伊方原発所長は「原発の近くで事故が起きたのは残念だ。しかし上空に航空機は飛んでおらず、国の安全審査も通つていて」（六月二六日付け愛媛新聞）「原発に航空機が落ちる場合も考え、安全審査している。落ちても原子炉は頑丈な幾重もの壁にさえぎられているから大丈夫だ」（同日付け毎日新聞）と発言したのを皮切りに、「原子炉は五重の格納容器で保護されているので、ヘリコプターがぶつかつた程度なら、放射性物質が外に出るような事故にはならないだろう」（中尾邦之・伊方原発機械補修課長・同日付け読売新聞）と相次いで原発の安全性を強調した。ところが、これらの言葉は何の根拠もない真っ赤なウソだつた。

伊方原発周辺住民が松山地方裁判所で起こしている伊方原発二号炉許可取り消し訴訟で、住民側が一九八四年に提出した「二号炉への航空機等の落下についての安全性について、どう審査したか」との求釈明に村して、国は「航空機などの落下は想定しておらず、審査していない」と釈明しているのである。

詳しい記録は後で記すが、さらに九二年一〇月に行われた同裁判の口頭弁論で、国側証人の石川廸夫北海道大学教授（当時）は、原子力委員会の安全審査は「飛行機などの専門家はいなかつた」と証言。さらに審査委員の本人自身も「日米地位協定の言葉さえ知らない」（大分県にある自衛隊基地）新田原は何処にあるのかもしらない」と、ズサンな安全審査の姿勢をバクロした。

ちなみに、日米地位協定は日米安保条約下で締結されている協定で、この協定に米軍機は日本列島の上空を何処でも、どのような方法で飛行してもいいことが約束されているものだ。日本の全国に墜落を繰り返す米軍機の低空飛行訓練は、この協定で守られている。

安全審査員の石川教授はそれさえも知らず「飛行機の墜落の危険性も審査した」と、証言してはばかりなかつたのだ。これが、国側が証人として出廷させた科学者の姿だつた。

また、原発上空の佐田岬半島沿いは、七二年三月から四国（松山）—九州（福岡）間の民間航空機の定期航路

となつていた。これに対し安全審査は「墜落の確率は少ない」としていた事実も明るみに出た。そして安全審査後、さらに四国一九州間の空路は増設されていた。

「上空に航空機は飛んでおらず、国の安全審査も通つていてる」とする山下所長の発言は明らかに口から出まかせだつたのである。

さらにもう一つ、「厚さ八〇センチのコンクリート壁の下に、鋼板の格納容器が炉心を包む」（二六日付け愛媛新聞）とした山下所長の言い分も、四国電力が国に提出した二号炉の設置許可申請書によれば、航空機が落下してきた時、一番当たる可能性の大きい原発の天井部分は、厚さが二〇センチのコンクリートでしかないこともわかつた。山下所長が強調した「厚さ八〇センチ」は横面の壁の厚さで、その厚さも発電機のタービン翼が、壊れて飛んできた時に備えたものでしかない。

四電役員たちは、平然とウソを並べていたのである。

全く根拠のなかつた弁明

山下所長らの詭弁に追い討ちをかけたのは七月一五日に開かれた伊方町の定例町議会での福田伊方町長の答弁だつた。

議員の質問に答えて「原発は設計上、航空機の落下を想定したものではない。が、耐震性や放射能遮蔽を考え頑丈な構造に建てられ、相当程度の耐力は有している」と述べた。

つまり、原発は地震などは予想して造られているが、上空からの落下物を想定して建てられたものではないと言ひ切つたのである。この町長の答弁は、山下所長ら四国電力がくりかえし弁明している「原発は飛行機が墜落しても大丈夫だ」という言葉が何の根拠もないものであることを指摘する結果になつた。

町長に就任して一〇年、福田町長は一貫して原発推進を行い、反対住民や不安を述べる住民の声にはいつさい

耳を貸そうとしなかつたばかりか、今回の墜落事故直後の記者会見でも「特に原発とは結びつけて考えたくはない」と言つてはばかりなかつただけに、町議会での「原発は設計上、航空機の落下を想定したものではない」との発言は、事実の重さに耐えかね真実を述べたと言えそうだ。

これより先の七月一二日、ヘリ墜落現場と伊方原発を視察した日本社会党の国会議員調査団は、記者会見の席上、四国電力に村して「ヘリ墜落に原発がどれだけ耐えうるか、実験をしたわけでもないのに、原発に墜落しても大丈夫だ、と安全宣言したことは妥当ではない」と「抗議」を申し入れたことを明らかにした。

また、調査団に村して山下所長が「ヘリが原発周辺を飛ぶことは知っていた。飛んではいけないことも知つていたが、抗議はいつさいしなかつた」と、語つていたことを公表し、山下所長は事故直後の記者会見で、自ら述べた「上空は飛行機は飛んでおらず……」との言葉が真つ赤なウソであつたことをバクロした。

そればかりではなく、万一の事故が起これば地球的規模での被害をあたえかねない「危険物」を、外障から守ることも考えずに管理・運転していたこともあらわにした。

多発する米軍ヘリの不時着

山下一彦伊方原発所長が必死に否定しても、伊方原発周辺にヘリコプターや飛行機が、ひんぱんに飛んでいることは地元住民の多くが目撃証言している。

墜落現場のみかん園の所有者である森元修治さん（当時三七歳）は「農作業中、ひんぱんにヘリなどが飛んでいるのは見かけた。まさか自分の畑に落ちてくるとは……」と証言。大沢喜八郎さんも「今まで数えきれないくらい目撃している」と述べている。

二人の言葉を証明するように、この八八年の時点で、原発周辺の半島では七九年一二月三一日、八一年三月一日、八四年四月四日と三度も米軍のヘリコプターが、伊方町の隣接町の保内町や三崎町に不時着している。

八四年四月六日、あまりにも多い米軍ヘリの不時着にたまりかねて、筆者は山口県岩国市の米軍基地と沖縄県宣野湾市にある米軍普天間基地海兵部隊に電話取材した。この時、両基地では週に二回から三回、ヘリコプターが両基地の間を飛びかっているのを明らかにした。この際、飛行は計器を使わず、目視を行うとも、広報担当は証言した。

しかし、米軍機ヘリコプターの不時着は、その後も愛媛県下各地に頻発している。

攻撃目標に小学校、発電所

原発上空を飛んでいるのは、米軍機ばかりではない。自衛隊機も飛んでいた。一九八四年二月二七日、瀬戸内海の愛媛県喜多郡長浜町青島沖に墜落し、一二一人全員が死亡した海上自衛隊岩国基地所属の対潜飛行艇 P S I・3号機も、岩国基地から佐田岬半島を横断して高知県の足摺岬沖にある自衛隊の訓練海域であるリマ海域に向かう途中だつた。

墜落場所は伊方原発の北東約二五キロで、墜落するのが「一二三分遅かつたら、原発周辺に落ちていた」といわれた。ところが、そう思わせる墜落事故が、ちょうど一年後の八九年六月に起きた。

伊方原発から直線距離で南東約三〇キロの、東宇和郡野村町の野村ダムに米軍ジェット機 F A 18ホーネットが墜落した。乗員一人は飛び出して無事だつたが、音速の一・八倍のスピードで飛ぶこのジェット機が墜落地点から伊方原発へ到達するには五分もかからなかつた。

さらにその後、九四年一〇月一五日には高知県の早明浦ダムに、九九年一月二〇日には空中給油訓練中のジェット機が高知県沖の土佐湾にと相次いで墜落した。

こうして、頻繁に米軍ジェット機が墜落する四国には米軍機の低空飛行訓練ルートが存在することが判明していた。

ちなみに、高知県大川村役場の記録では、九五年一月から一二月までの一年間に役場から目撃された低空飛行の米軍ジェット機は一八四回に上っていた。

そして、九九年九月に米軍低空飛行の驚くような実態が、「リムピース」（事務局・遠藤洋一相模原市議会議員）の調べで明らかになつた。

市議会議員らで構成するリムピースは、インターネットのそのホームページに高知県沖の土佐湾に墜落した米軍機の事故記録の解析から、墜落した米軍機は低空飛行訓練中にルート沿いの小学校、発電所など六カ所の施設を攻撃標的に訓練していたことを明らかにした。

それによると、墜落した米海兵隊岩国基地（山口県岩国市）所属のF/A18戦闘機は、高知県沖の太平洋にある米軍訓練空域「リマ空域」（オレンジ565）で空油訓練中、寮機と接触。このため基地に帰還しようとして土佐湾へ墜落した。

この事故報告書で、墜落機のパイロット、ケビン・ペツォルド大尉は「我々は三つの攻撃目標について打ち合わせを行つた。攻撃目標はBポイントの曲がりくねつた道、Cポイントの発電所、Fポイントはもう一つの発電所だつた」と言う。

報告書の中に記された五万分の一地図に示されたポイントは、曲がりくねつた地は紀伊半島の切目崎、Cポイントは徳島県の甲浦変電所、Fポイントは愛媛県の西条市の加茂発電所（水力）だつた。

つまり、墜落機はリマ空域で空中給油した後、米軍が紀伊半島から四国－中国地方に描いている低空飛行ルート「オレンジルート」を飛びながら、ルート沿いの攻撃目標を攻撃する訓練を繰り返しながら、岩国基地に向かう訓練計画をたてていたのだ。

さらに、リムピースのホームページには、北海道桧山郡上ノ町の大崎小学校が米軍機の攻撃目標にされ、パイロットが「高度から降下しながら爆弾を投下する（訓練を行ふ）」はずだつたとも記されている。小学校も攻

撃目標にされているという、ショッキングな話である。

しかし、この衝撃的なニュースは、地方紙である九九年九月九日付けの愛媛新聞に「米軍機訓練／攻撃目標西条の発電所」と報じられただけだった。

霧の中の飛行訓練

一九八八年の伊方原発近くへの米軍ヘリ墜落事故に話を戻す。

米軍ヘリがなぜ霧の中に迷い込んだのかとの疑問だ。原発周辺の地理を知り尽くしている米軍ヘリが、誤つて霧の中に入つたとは考えられない。峰を這うようにして発生する三崎半島沿いの特有の霧は、標高二三〇メートルほどの山頂から二〇メートルも高く飛べば、十分避けられた。なのに、なぜ霧の中なのか——である。

米軍ヘリは、霧が出たのを幸いに霧の中へ飛び込んだ。山肌に沿つて飛べば、敵のレーダーから機体を消すことができた。そして霧は敵の目からもヘリを見えなくさせる。霧の中の飛行訓練を試みたとの疑いは強くなつた。その訓練目標に使われたのは伊方原発ではないか。

戦場は晴天の時ばかりとはかぎらない。したがつて、悪天の中の訓練も軍隊にとつては重要なことであるとの考え方につた時、濃霧の原発上空を低空飛行し、敵のレーダーや視界から身をかくしながら飛行する訓練をこころみた——という当初の疑いは、墜落から一〇年近くたつた九九年のリムピースの高知県沖の米軍機墜落の真相解明で、推測ではなく確信的なものとなつた。

原発近くに墜落した米軍の大型ヘリコプターは、決して飛行コースを誤つたのではない。原発を攻撃目標に、敵のレーダーから身を隠すために霧の中に突つ込み、山並みスレスレに、目視飛行を試みていた。そして誤つて山頂付近の雑木林に機体をひつかけ墜落した。

小学校や変電所、発電所が攻撃目標にされていていた例からすると、原発が攻撃目標にされていたと考えるのは、

決してうがつた推測ではない。

国会議員までが立入り禁止

米軍ヘリの墜落で、突然住民の前にあらわれたのは、原発の危険性ばかりではなかつた。日米安保条約という得体の知れない“もの”も、突然姿を見せた。四国の片田舎の住民には、無縁とも思われていたこの条約が、住民の前にどつかと立ちはだかり、土地所有者よりも強い管理権を主張したのである。

ヘリの残骸が落ち、三〇本にも及ぶみかんの木が切り倒された森元さんをはじめ、被害を受けた七人の地主は、事故後自分の畑に一步も近寄ることができなかつた。地主ばかりではなかつた。事故現場に通じる農道を使って農作業に向かおうとする多くの農民も、自分の畑へ近寄ることができなかつた。農道さえ通行を禁じられたのである。

立入り禁止は、農民だけではない。取材に向かつた報道陣、現場調査に訪れた地元の市議会議員、県議会議員、はては国会議員まで「日米安保条約の地位協定による日米合同委員会の合意事項による」との理由で、地元警察官に現場への立ち入りをはばまれた。

国会議員の中には、「米軍機が国内に落ちていているのに、国政をあずかる国会議員が視察できないのはおかしい。合同委員会の合意事項が、どの程度の権限があるのか、根拠を示せ」と、抗議して警察署長に迫つた人もいたが、地元住民にとつては住民の財産や生活を守つていると思つていた警察官が突然豹変し、外国人である米軍の利益のために働き、日本人である地元住民や報道人さえ敵視』したことに、ショックを受けた。

七月四日付けの毎日新聞愛媛版の「支局長からの手紙」で、中藤時昭支局長は「現場検証は米軍主導で行われており、付近は立ち入り禁止。現場の警察官に『われわれさえ現場に近づけない。記者がうろうろしていると撃たれてもしらない』と威嚇される始末。米軍のかさの下にある日本の現状を改めて認識させられた事故でもあつ

た」と記している。

日本の治安を守る警察官が、被害を受けた日本人に対し、どんな態度で接したかを想像させるに十分な一文である。この警察官の姿勢は、日本政府の我々国民への態度そのものであつた。

米軍ヘリ墜落も衝撃的だつたが、地元住民にとつてはこの警察官の豹変もショックだつた。

墜落現場を見たいが、警察や米軍が恐くて近寄れない、という地元伊方町の中年の男性は「今回の事故は異常時になつたら、警察もどんな動きをするかわからないということですね……」と、言葉少なに不安な表情をみせた。原発近くへの米軍ヘリ墜落が見せた、米国占領下時代を思わせる日本の実像だつた。それは、地元の人々にとつては思いもよらぬ国家の姿だつた。

神風さえも蹴ちらす

米軍ヘリの伊方原発近くへの墜落後、愛媛県や伊方町は、相ついで国や米軍などの関係機関へ「原発上空の飛行禁止」を要請した。さらに墜落事故一年後の一九八九年三月には、三基の原発建屋の屋根上に閃光式灯火を設置、定期的に空に向かつて光を点滅させ原発の存在を示す、方式を取つた。

ヘリの墜落事故は、「絶対安全」を強調してやまない原発を抱える電力会社が、その言葉とうらはらに自らが頭上の飛来物に怯えていることを、図らずもさらけ出したかたちとなつた。

飛行機や人工衛星が飛び交い、どんな大事故が起こるかもわからない科学技術文明優先の社会。大国の利益の下で複雑な関係をつづける国際社会の中で、一度大事故が起こると取りかえしのつかない破滅を招きかねない原発が存在しようというのが、そもそも無理な話なのだ。

米軍ヘリの伊方原発近くへの墜落は、そうしたこと暗示している。

二〇年来、伊方原発の地元で反対運動を続けていた、当時七〇歳を越えていた浪下繁春さんは、「これは神風だ。

きつと神風だぞ」と、墜落の恐怖からさめたあとに叫んだ。

その浪下さんも九一年に、反原発の志半ばで病死した。しかし、伊方原発はなくならなかつた。逆に、伊方原発は衰えるどころか、ヘリ墜落後に一基増設されて三基になり、ますますその恐ろしい姿を太らせていた。

ヘリ墜落は、浪下さんが叫んだ「神風」にはなりえなかつた。いや、神風さえも蹴ちらしたのだ。

あの日から一〇年以上の時間が経つても、今なお墜落の恐怖は語られているが、サタンの火と呼ばれる原発は、そうした地元民の悲鳴をも飲み込んでチエルノブイリの悪夢を高め続けている。

IV. 伊方原発のいま

金を巡つて四電ＶＳ県・伊方町がバトル

住民を人質にした金を巡る争いは、ついには四電と伊方町、県の内輪ゲンカに発展、原発を押し進める企業家や政治家、自治体の金への醜い欲望を白日のもとにさらすことになった。

一九八九年七月一四日、伊方原発実現の最大の功労者と言われる山本長松元伊方町長の頌徳碑除幕祝賀会が、伊方町湊浦の伊方漁協組合長（当時）の清水福道さん宅の大広間で行われた。祝賀会が行われた清水さん宅は、明治から昭和二〇年代ころまでこの地方の最大の資産家で、政財界の中心人物だった佐々木長治の自宅だった豪邸だ。

漁業のかたわら、原発労働者が落とす金を目当てに、民宿や飲食店経営に乗り出した清水組合長の原発成金を誇示する象徴的な建物だった。しかし、清水組合長はわずか一〇年でこの豪邸も民宿も手放し、破産に追い込まれている。原発成金は一代も続かなかつたのだ。

その話は置いておくとして、祝賀会に集まつたのは当時の四国電力の山口恒則相談役（前会長）らも含め愛媛県職員、伊方町、四電役員ら総勢六八人。その席上、挨拶に立つた山口恒則相談役は開口一番、福田直吉伊方町長を名指して「田舎の町長はウソをついて金をくれと言う。金をくれと言われてもそう出せるものではない」と、激しく非難した。

会場に居並んだ政財界人は、驚いた。福田伊方町長の言動を息をこらして見つめた。しかし、福田町長はそれに対することなく祝辞を述べた。

出席者の一人は「ああいう発言が出たのは町長にも責任があるが、山口さんの言葉は強い発言で驚いた」と漏らしている。

ちなみに、この頌徳碑は原発を誘致した当時の町長、山本さんの業績を称えるために、福田町長が委員長、山口相談役が顧問、委員三八人からなる建設委員会を発足させ、一八〇〇万円の寄付を集めて建立した。

原発を見下ろすビジターハウス近く峠の一角に建てられた、高さ一・五メートル、横二メートルの青石には、「礎」と刻まれ、裏面には「原発誘致のために筆舌に尽くし敷い困難を克服された」と原発誘致の業績を評価する言葉とともに山本さんの略歴まで記されている。

祝賀会の前に行われた、碑の除幕式では山口相談役は福田町長と肩を並べて出席、和気藹藹の表情だつた。この後に、「田舎の町長はウソについて金をくれと言う」と、激しい言葉が発せられるとは誰も想像できなかつた。

山口発言から一週間後、南海日日新聞の取材に福田町長は事実を否定せずに、個人的に要求したのではないことを強調したあとに、「祝賀会の席なので反論すべきではないと思い、反論しなかつた。いろいろな受け止めかたがあるかもしれないが、個人的問題なので」と、問題視しないとの考え方を示した。(八九年七月二〇日付け

南海日日新聞)

ところが、山口発言はその後長く尾を引く事になる。特に、原発立地の自治体として福田町長と同じ立場にある原発立地自治体の愛媛県の理事者は、山口発言はなぜか胸に突き刺さったようだつた。

県も伊方町と同じ穴のムジナ

山口発言から五ヶ月後の八月二三日、松山市の県庁で開かれた「伊方原発環境安全管理委員会」の冒頭、当時の高木副知事は「四電は下意上達ができるていないのではないか。原発で県や地元がどれだけ難儀しているか、上司に伝えていただきたい」と、四電を厳しく批判。さらに、委員の一人である四電の野中広常務が、県、伊方町と取り交わしている原子力安全協定書を持つていないのを知るや、「この場には来てもらつては困る」と激怒（八九年九月三〇日付け毎日新聞）と、四電の姿勢を厳しく批判した。

高木副知事の発言は、同じ原発立地の自治体行政者として、「金をせびつた」福田伊方町長をかばつて、山口発言の“シツペ返し”をしたものと見られている。

ちなみに、同紙は「尾を引く山口（四電相談役）『暴言』問題／副知事 四電役員を叱責／福田町長『手うちはまだだ』／反原発団体『しよせん金のトラブル』の見出しで、大きく報じた。

そして、「田舎町長は金をせびる」との山口発言に高木副知事を激怒させたウラには、県も伊方町長と同じく四電から「地域振興」の名目で、金をせびつていたためであることが、愛媛県議会九月定期議会の席上で明らかにされた。

金権が県議会でも問題に

高木副知事が激怒した日から二〇日後に開かれた九月県議会。九月一九日の一般質問で、梅崎雪男議員（当時社会党・後に社民党県連書記長）が山口発言を取りあげた。

「単に福田町長を罵倒したにとどまらず、伊方町民、原発推進に協力してきた県、ひいては県民をも罵倒したものと見ることもできるが、また、今回初めて明らかになつた四電からの三五億円にのぼる不明瞭な寄付金について、県は知つていたか。この寄付金の出所、使い道、さらに伊方町へ支払う根拠について、県民の前に納得出

来る説明で明らかにすべきだ。物もらい呼ばわりされてまで、県が原発推進に協力するほどの理由がどこにあるのか。三号機建設中止を県から四電に申し入れるべきだ」と、迫つた。

これに対し、当時の伊賀貞雪知事は「特別な権限もなく公人でもない立場の人物の発言なのであって、問題にする考えはない。しかし、率直なところ、かつて四電を代表する立場の人だつた訳ですから『どうしたことがな』という不信の念を持つている。寄付金は、四電と伊方町当局との問題ではあるが、関係者から事情を開いてみたい。三号機については四電側の全県的な立場と、地方振興に対する誠意を確認した覚書を締結した」など答弁した。

つまり、県は山口発言を問題にしていないが県も地方振興との名目で寄付金を四電からせびつてはいる——ということを、白日にさらしたのだ。

高木副知事が「田舎の町長は金をせびる」との山口発言に激怒したのは、何も伊方町だけにむけられた発言ではないと、感じたからに他ならない。

この九月議会では、四電らの伊方町への寄付金も問題になつた。

県議会総務調整委員会。成見憲治議員（当時社会党・現民主党）は「四電から伊方町に三五億円くらいの寄付の約束があつたというが、四電役員に聞くと、『そんな約束はしていない』と答えた。町の財政を調べると昭和五六年から六一年に約二四億円の寄付がある。県内市町村の寄付金は財政収入の平均一%田が、伊方町は七%から14%と異常に高い。寄付金のうち、四電からの分はどれくらいか。寄付金について県は指導しないのか」と、問い合わせた。

これに対して、当時の上関市町村課長は「寄付金は把握していないので、町から詳しく聞いてみたい。寄付金の運用は一過性のもので、特に指導していない」と、答弁したにとどまつた。

このやり取りで明らかになつたのは、伊方町は他市町に比べて七倍から一四倍の寄付金を受けていることだつ

た。そして、その寄付金の出所先は四電だった。

寄付金がなければ町財政は苦しい

ところが、福田町長は「金せびる」と指摘された姿勢は、「当然だ」として崩さなかつた。

県議会で問題になつた三日後の九月二三日、伊方原発反対八西連絡協議会（広野房一会長）や八幡浜地区労働協議会（富書崇議長）、八幡浜・原発から子供を守る女の会（斎間淳子・世話人）が伊方町役場を訪れ、福田町長に「山口四電相談役の発言は町長だけにとどまらず、町民や県民への罵倒、侮辱だ。が、こうした発言が出た原因は、金権に頼ろうとする福田町長らのこれまでの行政姿勢に下地がある」と、厳しく抗議した。

福田町長はこれに答えて、「山口さんは一、二号機についての金を求められたと、勘違いしている。私は三号機のことと言つてああいう結果になつた。私は自分個人のために言つたのではない。（寄付）協力してもらわねばと、今でも思つている。南予用水事業の農家の個人負担の軽減など、いろいろなことを町長として、町民に約束してきた。そのためには財源が必要だつた。それを今になつて田舎町長がと言われるが、言う方が非常識だ」と、山口相談役を公然と批判。自分の姿勢は顧みもしなかつた。

しかし、ここでも表面化したのは原発を誘致しても、けつして町財政は豊かになつていないことだつた。多額の寄付金を求めていかねば、町民に約束した事業はできることを福田町長は素直に認めていた。

一〇月一二日、原発の危険性を訴える「原発さよなら愛媛ネットワーク」の住民一〇人が、県都松山市にある四国電力松山支店に同社が愛媛県に寄付したとされる一六億円について、事実関係をただした。

しかし、応対に出た藤谷彰宏原子力広報課長は「この問題は、社としては答えない方針だ」と、金額や寄付行為の有無などを明らかにするのを拒んだ。

住民たちは「先に、伊方町に二四億円もの寄付金が流れていると聞き驚いている。そこへ県にも一六億円の寄

付があつたと聞いた。その時期はちょうど三号炉増設を進める時期と符合している。寄付金の目的に疑念を持たざるをえない。担当課はどこか」と質問。

藤岡課長は「本社に伝える」と、いつたん退席。戻ってきた後、「こうしたケースはケース・バイ・ケースで対応するので、担当課はわからない」と答弁、これに納得しない住民らが、「今相談した課はどこか。そこへ私たち自身がお訪ねする」とただしたが、「今申し上げること以上のことは言えない」と、沈黙を続けた。

■最高裁判決は判決の名に値しない

伊方1号炉訴訟原告 広野 房一

最高裁は本日、一九九一年一〇月二九日、私たちが訴えていた伊方原発一号炉の設置許可取り消し請求訴訟と、福島第二原発一号炉の同じ趣旨の訴訟について、ともに上告を棄却した。判決と言つても、法廷を開いて言い渡すでもなく、ミカン山に入つて仕事をしているところにマスクの人たちがやつてきて、裁判に負けたことを知らされたのである。

私たちが松山地裁に訴えを起こしたのは、一九七三年。同地裁は七八年、請求を棄却、高松高裁に控訴したが、八四年に控訴棄却の判決となつた。ただちに最高裁に上告。以後、八年近くの歳月、最高裁は何をしていたのか、私たちには不明の毎日であった。その間、弁護団と原告代表は、上京のつゝえ最高裁に赴き、そのつゞ審査の進捗状況をただしたが、明確な答は一度もなかつた。そして突然の判決に至つたことは、非常に残念である。眞面目に審理されていたならば、もう少し早く判決はなされたと思つ。

長い歳月をかけながら、最高裁は、一審、二審の結果を一方的に追認したにすぎない。私たち住民にとっては、絶対に承服できない判決である。旧ソ連の Chernobyl 原発の大事故についても、起こうしないはずの蒸気発生器細管の破断を起こした美浜二号炉の事故についても、裁判官はどう判断したのか。判決には何も記されていないという。裁判所として十分に審理をしたうえで判決をしたのでなければ、正しいものとして受け取ることはできない。

最高裁判決は明白な不当判決である、と私たちは言明する。

原発が安全なものならば、私たちは、当初から裁判は起こしていなかった。原告は、危険だからこそ裁判を起こしたのである。真実は一つであり、この判決が出たからといって、私たちは決して弱ってはいない。これからも、ますます反対運動を強め、目的達成の日まで行動することを、あらためて決意している。

（『はんげんぱつ新聞』一九九一年一一月号より）

伊方原発沖に横たわる活断層

A級活断層発見の論文

四国電力の三基の原発が立ち並ぶ、愛媛県佐田岬半島沿いの伊予灘海底に、A級活断層を発見したとの論文が月刊誌『えひめ雑誌』（愛媛新聞社発行）に発表されたのは、一九九六年五月のことである。執筆者は高知大学理学部の岡村真教授。発見された活断層は「一万年前から現在まで活動した形跡はない」とする四電の調査と相反し、「一万年前以降、二〇〇〇年周期で活動したと見られ地層の変化がある。地震の危険がある」とするもの

であつた。

『えひめ雑誌』五月一〇日号に続いて六月二日付け毎日新聞が一面トップで「伊方原発沖に活断層」と報じた。その後、県内のいくつかの新聞、テレビや雑誌に取り上げられたが、原発沖のA級活断層発見の重みと波紋は大きかつた。住民たちは「原発の安全を信頼する上から」四電や県に対して、独自の調査と確認を求めた。そうした声は、原発から遠く離れた高知県の住民団体からも上がつた。

筆者の取材に応じた地質学者は、「活断層や地震の影響の恐れは、事実は事実として見詰める必要がある。そうした調査結果を無きものにしようとするのは、一五〇万人県民の財産や命を軽んじることで、許されることではない」と、佐田岬半島沖の活断層の存在の市民生活への防災の備えに対し、行政や学者たちが力するよう語った。はたして、電力会社と愛媛県、そしてその後に設置された県活断層調査委員会、土木学会四国支部などは伊方原発沖のA級活断層の存在の事実を、しっかりと把握して、直視したのだろうか、その動きを追つてみた。

まず、A級活断層の報道に何よりも驚き慌てふためいたのは、四電だつた。毎日新聞などが報道した後の六月二七日、高松市の四電本社で開かれた定例株主総会で、脱原発株主に活断層の見落としを指摘された山下一彦常務原子力部長は「岡村教授の調査とは一部見解の相違はあるが、断層の位置や分布状況など基本的に当社の調査結果と同じである」と言つてのけた。

念押ししておくが、四電調査は「一万年前以降動いた形跡はない」としており、岡村教授らは「一万年前以降、二〇〇〇年周期に活動していて、その活断層はA級である」としているのである。

ところが一年後の九七年八月一一日、四電は、今度は「検討した結果、敷地前面海域に大地震が起きても伊方原発は耐震設計には余裕がある」との報告書を県と伊方町に提出した。

つまり、四電はこれまで、原発敷地沖の活断層を「過去一万年以内は動いていない」として、現実に起こりえない「設計用限界地震（S2）」として計算、現実に起こりえる「最大地震動（S1）」として耐震設計していな

かつた。が、岡村教授らの発見を認めてS-1として耐震設計を見直すと、十分余裕があつた——というものだ。それは自分たちの調査結果や、これまでの耐震設計の主張、さらにはS-2で耐震設計し申請された原子炉安全専門審査会の審査結果をも棚上げするものであつた。

が、この発表で、株主総会の山下原子力部長の見解も、原発沖敷地沖の活断層が一万年前から動いていなかつたとする四電調査の誤り、A級活断層の見落としもすべて「結果オーライ」になる。

原子力安全審査会に提出されて審議された耐震設計が、いとも簡単に手直しされ、それも電力会社自らの手で計算しなおされ、さらにそれが正論のごとく新聞紙面に報じられ、県や町に「安全だ」として報告されるものであつたなら、もともと原子力安全審査会など無用の長物と電力会社が言つているようなものである。

あまりにも、ご都合主義ではないか。科学技術とは、こんなものなのか——そう思つたのは筆者ばかりではない。

四電発表の一〇日後の八月二一日付け愛媛新聞のコラム「取材最前線」で、岡山直大記者は「計算と更新」と題して、次のように記している。

「伊方原発の耐震設計余裕はすごい。次々と数値が更新されていく。阪神大震災のあと間もなく、敷地付近で同級の地震が起きても大丈夫だと四国電力から広報された。一、二号機で建設に際して想定された最大の地震動は二〇〇ガルだったが、建設から二〇年近く経つて、大震災が起きて、あらためて大型コンピューターで計算してみると、実は、四七三ガルの地震動にも耐えられる最新の三号機と同じくらい頑丈な建造物だったということになつた。(中略) 将来、最新鋭の探査機が伊予灘に超A級の大活断層群を見つけた場合、それによつて起きるであろう地震動をも上回る耐震設計余裕を実は伊方原発は備えていたということが、数値上わかるかもしれない。計算方法次第では」

愛媛県は報道に罪をなすりつけ

一方、行政の動きである。こちらの方も、四電に劣らず慌てふためいた。しかし、愛媛県の方は四電と違つて、「原発敷地沖にA級活断層が見つかった」と報道したマスコミをターゲットにした。

七月一日の愛媛県議会一般質問の席上、伊賀貞雪知事は、一万年前以降、一〇〇〇年単位で三度も活動したA級活断層の存在を見逃していたことには触れず、四国電力の言い分をそのまま「伊方原発の耐震性には問題ない」と、答弁。そして、あげくのはてには、「(岡村教授は)先般の『えひめ雑誌』の扇動的報道に対しまして、不本意である旨を強く抗議しておられるわけでございます」と、「伊方原発沖にA級活断層」と報じた雑誌に罪があるかのごとくの答弁を行つた。

伊賀知事の答弁は、森高康行議員の「伊方原発敷地沖に見付かったA級活断層を、四電が十分把握しておらず、原発の耐震性の再検討が必要だとされているが、大丈夫なのか」との質問に答えたものだが、活断層の問題をとりあえず横に置いておくとして、なぜ突然、知事が「伊方原発沖の活断層の存在」報道したマスコミを悪玉のような言動をしたのか。

この「岡村教授は扇動的な報道は不本意といわれております」との知事答弁は、議会に答弁され、議事録に残されただけではない。その後、七月三二日付けの県広報紙『県民だより／いきいき愛媛』に掲載され、一五〇万県民にも配布された。

三年前のこの知事答弁に対し、さる八月一三日、筆者の事実確認の電話で取材に、岡村教授は「私が雑誌の報道の仕方について記者と意見を交わしたのは事実です。しかし新聞社はもちろん、記者個人にも抗議はしていません」と強く否定した。

さらに「行政は活断層の存在や、予測される地震の影響を、事実は事実として捉えるべきです。特に、一〇〇万人以上の人々の生命や財産を抱えている行政は県独自の判断ができるプロジェクトや研究機関を持つて、あら

ゆる防災を検討すべきです。私は原発があるから調査したのではありません。たまたま原発があつたに過ぎなく、マスコミが注目したことです」と語った。

岡村教授の考え方を知る上で、もう一つ付け加えておさたい。
「岡村教授は、扇動的報道をしたと雑誌に抗議した」と、伊賀知事が答弁した一年半後の九七年一二月三〇日、「愛媛の活断層と防災を考える会」（古茂田知子代表）の松山市内で開かれた講演会で、岡村教授は「伊方原発も危ないと考へている」「原発の安全上の問題から、県が海底活断層の詳細な調査をすべきだ」（九七年一二月一日付け朝日新聞）と、指摘している。こうした講演内容から、『えひめ雑誌』や記者に「扇動的な報道だ」と抗議したとはとても考えられない。

確かに、研究課題全般を視野にしている研究者と、限られた紙面の中で問題点をクローズアップして伝えようとする記者との間には問題の捉え方や意識にズレ、考え方の違いが生じるのは、時として否定できない。筆者もしばしば経験したことがらだ。

しかし、だからと言つて、報道の仕方のズレを埋めるため、取材記者と意見を交わした岡村教授の行為を、「抗議した」と議会で語り、県広報紙に流すのは、それこそ「扇動的」と言うべきだろう。

その扇動の狙いとは、「原発沖にA級活断層」を報じた報道機関を悪者に仕立てあげ、原発敷地沖のA級活断層の存在を無きものにしようとしたのではないか、との疑いさえ抱く。もしそうだとしたら、こうした県政、知事の行為は、原発のために、研究者の汗の結晶を無きものにして、一五〇万県民の命や財産を軽んじていると言える。

そこに見えてくるのは、原発立地県でありながら、ただ電力会社から多額な寄付金を取ろうとするだけで、原子力防災対策や管理に独自の研究機関や行政窓口も設けていない無責任な県政の姿が晒されるのを、必死に繕うとする貧しい政治家の姿だ。

さらに言えば、そこには、電力会社に“おんぶ”した原発推進行政の哀れさが、露呈していると言える。

「あんぜん四国委員会」の合点ゆかぬ動き

しかし、伊方原発敷地沖の海底にA級活断層が見つかったとの重大事に、理解に苦しむ動きを示したのは、伊賀知事ばかりではなかった。「土木学会四国支部あんぜん四国検討委員会（委員長・八木則男愛媛大学工学部教授）」や「県活断層調査委員会（会長・鹿島愛彦愛媛大学農学部教授）」も、研究者、科学者として中央構造線系のA級活断層の存在の事実把握に力している姿が見えなかつた。

まず、愛媛県がその調査結果次第で、伊予灘（原発沖）の活断層の存在の確認調査を示す意向を示していた「あんぜん四国検討委員会」である。一年半の検討結果として「地震防災上注意の必要な活断層系と中央構造線系」などとして七ヵ所を選んだ。しかし、佐田岬半島ぞいの伊予灘は、七ヵ所に入つていなかつた。四電の八四年の海底音波探査と岡村教授らの調査を列記していくに過ぎなかつた。

その理由をマスコミに尋ねられた検討委員会は、「伊予灘の海底断層の評価は、学者によつて見解が分かれています、定説を見いだせなかつた」とコメントしている（九七年五月一〇日付け愛媛新聞）。

つまり、見解が分かれたから重視しなかつた、というのである。

しかし、見解が分かれるほど把握できていない地域なら、確たる科学的権拠を掴み「危険なのか、危険でないのか」見解を統一する必要があるのであるのではないか。そのためにも調査地域として重要視されなければいけなかつたのではないか。

だが、こうした疑問は残されたまま、あんぜん四国検討委の意志は、県活断層調査委員会に引き継がれ、「防災上注意すべき活断層ではない」として、行政機関として伊予灘・原発沖の海底活断層の実態の把握は、調査対象から外された。

話が少し前後する。県活断層調査委員会は当初、県内の活断層の調査する意志はないと国の科学技術庁の地震調査研究交付金の補助金申請を拒否していた愛媛県が、三崎半島沖の活断層の存在が公になった後、県民の批判に耐えきれなくなつて、急ぎよ態度を一転して九六年九月一九日に設立した会だ。

五人の調査委員は、あんぜん四国の委員長だった八木愛大教授ら四人と、通産省の技官で占められ、岩石や地歴の研究者はいたが、地震や活断層の専門研究者はいなかつた。

陸上部五カ所の活断層調査を四年で行うことになつたこの調査委員会も、不思議な動きを示した。まず、委員会の手足となつて現地のトレーニング調査やデーター分析などを行う業者の選定で県民の疑問を呼んだ。

県は四国電力の関連会社「四電技術コンサルタント」に発注した。同社は資本金五〇〇〇万円のうち、四国電力が七二%を出資し、なおかつ伊方原発三号炉建設などの地質調査を行つた会社である。

市民団体の「調査が公正さに欠ける恐れがある」との申し入れや記者団の質問に、県は「指名競争入札はきつちりと行われた」と、通り一遍の理由を答えたにすぎない。

ところが、調査結果後に波紋が起きた。

佐田岬沖の活断層群につながつてゐる疑いが極めて高い伊予断層の調査結果について、当初の県調査委の見解は「一万年前から現在まで活動していないことを確認した」（九七年二月一六日付け愛媛新聞）だつた。

ところがこの発表からわずか三ヶ月後、「最新活動時期は約一万年前以降、数千年間隔で活動している。安心できる状況とはいえない。注意が必要な活断層だ」（九八年三月一八日付け同紙）に一転した。

調査内容が、わずか三ヶ月で逆転してしまつた理由は何なのか。調査委員会のメンバーの中でただ一人、佐田岬半島沖の伊予灘の海底調査の必要性を強調していた小松正幸愛媛大学理学部教授は、九八年八月五日に松山市で開かれた市民団体の講演の中では次のように語つてゐる。

「伊予灘の最新活動は六三〇〇年以降で、数千年（五五〇〇年より短い）の活動間隔と修正されたのは、広島

大学の伊予断層トレント情報が入ったからである。広島大学では、愛媛県の調査位置はおかしいと、県調査の直後に独自の調査を行い、新しい地層をも伊予断層が切っているのを確認した。（中略）結局は主断層の選択を誤っていたことになる」（伊方原発支援の会ニュース）第三〇〇号）。

県調査委がトレント場所の指示を間違つたのか、請け負つた四電コンサルタントが誤つたのかわからない。が、県調査委の調査は、対象にした中央構造線系の活断層の中で、伊方原発に最も近く、なおかつ、佐田岬半島沿いに五五キロに渡り存在しているA級活断層につながつてゐる恐れのある伊予断層の評価を、誤つていたのは事実である。

自然の本で原発PR

ところで余談だが、筆者が気になつてゐる一冊の本が手許にある。「愛媛の自然をたずねて」（築地書館）と題したものだ。愛媛県内の地質構造などをわかりやすく書いた本で筆者は重宝している。

気になるのは、この書の「佐田岬半島の自然と地質」の項である。一〇一ページ目に突然伊方原発の写真が出てきて、「コースの途中の伊方町九町には四国電力原子力発電所・同ビジターハウスがあり、原子力発電所についての勉強が出来ます」との観光案内コピーが掲載されていることだ。

二〇四ページにものぼる同書には、遺跡や考古館など自然や地質に関した同書の趣旨に沿つた内容の記述や写真はあるが、それ以外の観光案内に類する文章や絵は目にしない。自然や地質を語る本に、なぜ「原発が学べる」との写真や文章があるのか。なぜ紹介する必要があるのか。筆者の驚きと疑問だ。

百歩譲つて、「原発を学ぶべき」と考えたとしても、企業（推進）側の論理だけを語る場所だけを「原発が学べる」と紹介するのは自然科学者としての姿勢に疑いを抱かせる。

ちなみに、かつて伊方原発を訪れたドイツ工科大学教授のロベルト・ユンクさんは、このビジターハウス（P

R館)を指して「テンブル・オブ・デビル(悪魔の寺)」と語っている。

本の中に、突然「原発支持の地質学者の姿が現われた」と思った筆者の驚きと困惑は、可笑しいのだろうか。三人の著者のうち、鹿島愛彦・愛媛大教授と高橋治郎同教授はともに「県調査委員会」の主要なメンバー。高橋教授は「あんぜん四国検討委員会」の委員である。

さらに付言すると、高橋教授や鹿島教授らが九七年一月に創刊した愛媛地質学調査研究会の会報『愛媛の地質学研究』創刊号には、伊方原発沖の活断層の発見に関連して「活断層雑感として」次のような一文が掲載されている。

「前略」この問題は伊方原発が“活断層”上に存在する旨の識者の意見によつての調査結果であるが、核爆発の危険を強調する人々の間には“岡村判定説”を金科玉条のように原発廃止項目の一つに加えている。この考え方は明らかに“活断層＝生きている断層、活動する断層”的認識であつて、富士山を活火山と恐れるに等しい（以下略）」

この一文はたぶん、投稿とおもわれる。が、執筆者の名を記しているとはいえ、こうした乱暴な文章を掲載している地質学調査研究会のあり方に、同じように印刷物を編集、発行している者として驚きを禁じえない。地質学調査研究会とは、いつたい何を目的に設立したのかとさえ思つてしまふ。

崩れた安全神話

思い出すのは、原子力機器について語っていた安全神話である。

かつて、最大仮想事故が起きる確率は一〇〇万炉・年に一回とのラスマッセン報告をもとに、炉心溶融などの大事故が起きるのは巨大いん石が地球に衝突する確率より少ないと語られた。ところが、わずか三八〇〇炉・年でスリーマイル島原発やチエルノブリ原発で重大な事故が相次いだ。

チエルノブイリ原発事故が起きた直後の日本経済新聞など、マスコミは筆を揃えてラスマッセン報告などを用いた原発安全性の論理を激しく批判した。毎日新聞（一九八六年五月一一日付け）の社説は「いわゆる二重三重の安全設計とかフェイルセーフの設計というものも、いざというとき役立たない恐れがある。なによりも現実に大事故が起きていることが、その恐れを裏付けている」と、人間のもつ能力に完全なものはないことを力説した。

「フェイルセーフだから大事故は絶対に起きない」と、原発推進の学者や国、電力会社が繰り返し強調していた「安全神話」を、原発耐震設計の中に再び見る思いがするのは、筆者ばかりだろうか。

最後に言及しておさたい。

伊方原発設置許可取り消し訴訟で、国側証人として出廷した垣見俊彦原子炉安全専門審査会調査委員は、九七年七月四日の法廷で原告らの質問に、四電調査の不十分さを認めた上で、「岡村先生たちのグループを、非常に高く評価している」と証言した。

この証言を含めた同日の垣見証人の証言は翌七月五日付け各紙で、次のように報じられていた。

「四電の調査に間違い／元審査担当委員」（毎日「調査は不十分／垣見証人沖合活断層認める」（愛媛）「安全審査に誤り／元調査委員裁判で証言」（朝日）。

伊方原発敷地沖海底に発見されたA級活断層の存在と、それに対峙する愛媛県、そして県が設置した「県活断層調査委員会」、「あんぜん四国検討委員会」の組織や一部の学者の動きを追つていると、脳裏に浮かび上がったのは前述の伊方原発沖海域を中心にして起きた魚介類大量死だ。

一九八一年九月から九二年までに表面化しているだけで、七回にわたつて起きたこの魚介類大量死の異変に対応した時の白石県政と、県によつて組織された「愛媛県三崎半島伊予灘漁場環境調査研究グループ」（座長・伊藤猛夫愛媛大学名誉教授＝当時）の学者たちの行動である。

その時の県政と学者たちが取つた行動、結論は、ともに原発と無関係、ないしは原発に影響はないとしたもの

だ。原発の存在の不安を否定するものであつた。が、この後、魚大量死を原発の影響の疑いから遠ざけようとした学者の動きと、原発沖に見つかった活断層の存在を消そうという県行政、それに追随し研究者としての自尊心や良心を捨てた学者の動きは同じだ。

県は、活断層への対応は、大量死の対応に学んでいる。

町長選挙の裏に原発利権

投票依頼で現金配る

「買収は民主主義の根幹を揺るがすものだ。被告に、懲役一年、執行猶予五年を言い渡す」

一九九九年八月二七日、松山地方裁判所の磯貝祐一裁判長は、愛媛県西宇和郡伊方町のDさん（当時五四歳）に対して、選挙違反の判決を下した。判決文は初犯者としては厳しい内容のものであつた。

Dさんは、四月に行われた伊方町長選挙にからんで、現職の中元清吉候補派（保守系）の運動員として、一人で三九人もの有権者に現金八七万円を配つて回り、中元候補への投票を依頼したというものだ。

ところが、この選挙違反事件でDさんに金を渡したとされる『主犯』は、不明だつた。つまり、警察はDさんに金を渡した者は「氏名不詳の男」として、割り出すことができなかつた——としたのだ。

Dさんだけを逮捕、起訴、Dさんから数万円の金を受けた三九人も略式起訴したが、警察はDさんに多額の金を手渡し、Dさんとともに金を配つて歩いた主犯を追うこともなく捜査を終結させた。

こうした警察捜査には当然、中元派の対立候補、丸山栄二前町議会議長派（保守系）から疑問の声が上がつた。

「Dさんに金を渡した人物が誰かわからないなど、信じられない。Dさんが見知らぬ人物から金を渡されて、買収にまわるはずはない」

警察は、Dさんで事件を終結するように、故意に捜査を打ち切つたのではないか。警察に村する不信の声が上がった。

中には、激しい言葉で警察への怒りをあらわにする者さえいた。そして丸山候補派はDさんの公判が行われている最中の七月八日、松山地方検察庁に告発状を提出した。それは、「四月の選挙に、中元派の運動員が（伊方町住民に）茶封筒を置いて帰った。駐在所に届けたがその後、このことはどうなつているか調べて欲しい」との内容だった。警察に買収の証拠を渡しているのに何の捜査もしていない疑いがある、というものだった。

三人の告発者の一人は丸山候補の後援会長の安部安さん、もう一人はかつて親子で原発誘致に力した元町見漁協組合長の長男で建設業の松田文治郎さん、そして原発誘致当時の町長、山本長松さん。

三人は、丸山後援会事務局長の矢野博道さんとともに九月二二日、松山地方検察庁を訪れた。告発状提出後二カ月半近く経つても検察や警察に何の動きも感じられないからだ。

担当検事は、中元派の選挙違反事件の公判を担当した検事だった。二時間半の話合いの中で、四人は「中元候補を頼む」として手渡された茶封筒を、そのまま警察に届けたのに、何の動きも見えない警察が理解できないと、訴えた。

「買収資金を出した『氏名不詳の男を割り出せない捜査など、地元では笑いものですよ。これだつたらやり得だ、と地元では言っていますよ』と、検察官に言つたら『私らも困りました』と頭かかえていましたよ」と、矢野さんは検察官との話合いの模様を語った。

原発利権あらそう町長選

過去をひもといて見ると、原発誘致されてからの町長選挙は原発の利権を巡つて、骨肉の争いを繰り返してきた。今回の選挙も、住民同士が罵り傷つけ合う「血塗られた歴史」の一幕に過ぎない。元々は今回の町長選挙で対立した現職と新人は、身内同士だった。八年前までは、当時の現職、福田直吉町長の対抗馬として、二度も激しい町長選挙を繰り広げてきた中元清吉現町長の参謀の一人が、丸山栄一元町議会議長だった。

そして、中元現町長と福田元町長は、原発を誘致した山本長松町政権下でともに原発推進に力した者たちだった。

中元現町長は一九七一年五月から七五年四月まで町議会議長を務めた。当時から、町内の商工会の実力者で原発誘致を可決した議会に、大きな力を發揮するとともに、誘致直後の議長として山本町政を支えた。

福田元町長は隣町保内町の大手企業の専務から七五年五月から伊方町の助役に就任した人物。専務時代から、原発関係受け入れの用地のあせんなどに走り回った、とのウワサが絶えなかつた人だつた。

選挙で争つた人、検察に告発状を出した人、その人たちはかつては「原発賛成」を叫び、手を携えて原発誘致に走り回つた人たちだつた。

人口七〇〇〇人余りの小さな原発の町、この町では町長選挙のたびに繰り返される保守同士の激しい骨肉の争いは、町民ばかりでなく原発立地後、この町の政治経済に大きな影響力を持つようになつた四国電力、そして警察権力をも巻き込むものだつた。

争いの背後には、巨大な原発が生み出す利権を奪いあう政治家や人々の姿が、長い影を落としていた。話を元にもどす。

警察や検察庁まで、住民から不信な眼差しを浴びた今回の伊方町長選挙も、これまでの町長選挙と同じく、金権選挙や不法のウワサが根強くあつた。

中元町長の三選を伝える一九九九年四月二九日付けの愛媛新聞は、次のように報じている。

「一〇年前と一二年前の町長選挙でも、カネが飛び交っているとのうわさが流れ、当時から『金権選挙』ぶりをうかがわせた。汚れた土壤はそのままだつたのか、結局、今回も『またか』との思いを持つた町民は少なくない。一部に残る『カネはもらつて当たり前』という悪しき習慣をどう改善していくのか。町民に大きな課題を突きつけた選挙だつたといえよう」

不正転入事件

しかし、過去を振り返つてみると伊方町長選挙で行われてきたのは金権だけではなかつた。一票を稼ぐため、実際は伊方町内に住んでいない他市町在住の成人者の住民票を、町内に移して選挙権を得る「不正転入事件」も起きていた。

そんな「紙切れだけの伊方町民」が急増していたのが明るみに出たのは、一九八七年二月だつた。

二月一日付け愛媛新聞は、「町長選前に新住民急増／二七〇人、架空転入か／県選管など事態を重視」との五段の見出しで事件の発覚を次のように報じた。

「四月二一日告示の町長選挙を前に、現職と有力新人の保守系同士が町を二分する激しい前哨戦を展開している原発の町・西宇和郡伊方町で約二七〇人もの『新住人』が駆け込みで転入届けを出していることが三一日までにわかつた。県選管などは事態を重視『調査してみたい』と話している」

同紙によると、同町への転入者の増加は前年一〇月から目立ちはじめた。直前の九月には現職の福田直吉町長と、新人の中元清吉県商工会連合会長が、それぞれ立候補を表明していた。つまり、現職、新人が立候補表明した直後から、架空転入者が急増し始めたのだ。

それまでの同町への転入者は、一ヶ月間に一ヶタ台だつたのが、二月一八日付けの同紙の報道では一〇月には

一挙に三二人に急増。その後も一一月三〇人、一二月には四九人、そして告示三カ月前、つまり伊方町民として有権者となれる期限である翌年一月には、一ヵ月間で二二九人の大量転入者が伊方町に押し寄せていた。

伊方町の年間の新住民は、前年の八六年の一年間では転入者、出生者合わせても一一〇人。八五年も一年間の転入、出生者の合計は九四人。二年間の累計でも伊方町の新住民は二〇四人しか登録されていない。

こうした状況からすると、わずか四ヵ月間で三四〇人の転入者は、異常に多い数字だつた。

この異常事態を伊方町選挙管理委員会も、無視できなかつた。

事件が表面化したあとの二月一七日、前年九月二三日から町長選挙の有権者登録の期限となる翌一月二〇日までに同町に転入してきた成人三〇三人全員について、面接調査を行うことにした。

調査は、まず文書で所在確認をした後、引き続き町職員と町選挙管理委員会職員が転入者を戸別訪問し、転入理由や生活実態まで聞き取る調査を行う。その結果、架空転入が明らかになつた者は、自主転出を指導する、これに従わない者は職権による住民登録の抹消も辞さない、という強硬なものだつた。

ところが、「町選管が架空転入調査を始める」と報道されると、今度は伊方町内からの転出者が続発しはじめる。一週間後の二月二十五日までは二九人が、さらに三月五日までに三五人が同町を逃げ出た。

四月一七日に伊方町が発表したところでは、転入者三〇三人のうち四月一〇日までに一七九人が転出、残り一二四人のうち八十数人は「白」、四十数人が不正転入の疑いが残つた。

疑いの残つたうちの「容疑」が明確な一二人に、町は転出を求める催告書を出した。このうち、七人が四月一七日までにこの催告書に応じた。

余談だが、この架空転入には当時の現職で立候補した福田直吉町長の親族も加わっていた。

住民名簿が流出

ところで、この時の町長選挙で不正が発覚したのは架空転入ばかりではなかつた。八幡浜簡易裁判所調停委員、県人事委員会委員長を務める元町長の山本長松さんが、現職候補を応援していることも明らかになり問題となつた。

山本元町長は、一月に福田候補の後援会の席上、二度にわたり「自分の後継者だ。ぜひ支援して欲しい」と挨拶した。

新聞にこのことが報じられると、県や簡易裁判所も調査にはいつた。山本元町長は三月、町農業委員会長を辞職するとともに県人事委員会長職も辞表を提出した。

ところが、架空転入や人事委員の問題が出ている中、今度は町役場の住民名簿が大量に流出、選挙運動員らに使われていることがわかつた。

三月中旬、現職福田派の運動団体「伊方町融心会」が町内に配布した「四年前の町長選挙の密約を説明」した文書が、転入間もない新住民にまで配布されていたことから、「どうして新住民の氏名までわかつたのか」との声が上がり、住民名簿が流出していることが判明した。

町関係者らの話だと、三月一一日に当時の融心会の会長だった篠沢国照元町議会議員（故人）が町役場に全世界主の名簿閲覧を申し込み、そのうえで名簿のコピーを受け取つていた。

これについて、当時の町総務課の舛田信夫総務課長は「融心会という会は、町行政全般に協力する会であり、その目的達成に必要ということで（閲覧）申込みあつた。『閲覧目的以外には使わない』などの誓約書を取つており、私らとしては信頼する以外はない」（八七年三月二十四日付け南海日日新聞）と、言つてのけている。

「町に協力する会だから」「信頼したから」コピーを渡したというのである。だとしたら、町民のプライバシーを受け取ることができる、町に協力する会とは誰が判断するのか、町に協力する会とはどんな内容の活動をして

いるのか。そして「町民のプライバシーを渡してもいい団体」と、誰が信頼したのか。

町役場には、町民のプライバシー保護もくそもなかつた。町民の人権よりも、町長が選挙に勝つことが大切だつのだ。

この役場の姿勢に、対抗馬の中元派から当然抗議の声が出た。ところが、中元派の抗議も「一方の派に名簿を渡すのなら、我々にも名簿を渡すべきだ」と主張するものだつた。

両派の運動員たちには、住民の人権やプライバシーを守るとの意識はなかつた。

町長選挙密約事件

うんざりする話だが、伊方町の町長選挙にまつわる黒い話はこれで終わらない。「町長選挙密約事件」という、それこそ有権者や民主主義をないがしろにした前代未聞の取り引が行われていたことも発覚した。

「住民名簿の流出」の根源も、四年前の選挙前に密約が「あつた」「なかつた」との、両派の「罵り合い」から起こつた騒動だつた。

四年前の密約の話はこうだ。まず流出した町民名簿を元に有権者に送り付けられた文書から、ひもといていくことにする。

文書は一九八七年（昭和六二年）三月の日付けで、発送者の「伊方町融心会」の名と「伊方町民各位殿」とある。内容全文は次の通りだ。

「私達伊方町融心会は、伊方町町議会議員経験者で構成し、町行政に対して、建設的な意見を述べるなど伊方町の健全な発展を願う者で組織した会であります。

私どもは四年前、伊方町の平和と、秩序維持のため調停を提案し、福田・中元両後援会の間に立つて最後まで努力を致しました。

扱て、前回の選挙の際（昭和五八年四月）四年後、町長交替の密約があつたかの如き、調停がなされたと噂が流れております。

調停の内容について真実を明らかにしてもらいたい……との要請が福田後援会よりあり、また、同人誌21世紀の『四年前の調停の件については是非真意を問い合わせたとして欲しい』との要望がありましたので、以下調停の真相を申し述べます。

記

一、調停の成立については、条件のないことを本旨とする。

二、町長を選挙する主権者は、町民であることを認識し、調停者など一部の者で四年後を取り決めるなどの越権行為をしない。

三、調停の内容を明確にするため、本人・調停者・両後援会代表者は、政策協定を策定した。

以上三点が調停の基本事項で、別紙政策協定以外に何の条件もありません」

「平和と秩序のため調停を提案し、福田・中元両後援会の間に立つた」と言うのである。まさに、マンガに登場してくる正義の使者そのものだ。「別紙」は「政策協定」と題され次のような内容だ。

（1）健全財政の確立。起債の抑制を図り、町財政の改善を心がけ、財政調整基金の積立、基金化など、たえず町の健全財政をめざす。

（2）3号炉増設受け入れに往ふ条件整備。安全協定の改定は慎重に対応し、議会と相図り広く町民の意見を聴取し民意を反映する。3号炉増設に伴う広報活動、監視体制、保障積立金制度、発電税など五項目の町要望については全力をあげ努力し、其の実現を図る。

（3）行政と経済の一体化（相互協力）。農業、漁業、商工業の積極的な振興を図りその育成強化につとめる。町は商工業協同組合の育成強化を図り原電関係の窗口一本化のため積極的な支援を行う。

(4) 行政の公正化。和の精神を町行政運営の基本とし、町三役を含むすべての人事は勿論、行政すべてについて公正を期し、調停者の趣旨を尊重する。公共事業の発注は指名の公正さは勿論、地元業者の育成を図る。住民参加の町政推進に意をもちい、町政にたえず民意が反映するよう努力する」。

そして、文書の末尾には昭和五八年二月の日付けと、当時の町長福田直吉、そしてライバルの現町長、中元清吉、さらには伊方町の当時の県会議員、高門嘉夫留、町議会議長の松下鶴行ら九人の署名捺印が押されていた。

「政策協定」は、一目して内容は明確だ。三号炉増設を穩便に図ることと、原発建設に伴う金ができるだけ公平に分配しようという狙いだ。ちなみに、原電の窓口一本化のために積極支援することが明記された「商工業組合」とは、三号炉増設計画が明らかになるとともに、増設反対を旗印にして組織された「伊方町を明るくする会」が、三号炉受け入れ条件として県と取り引きし、「原発資材の販売を扱う業者」として設置した組合だ。

「明るくする会」は、当時の中元派が中心となつて組織した会で、事務局長はその中元と一六年後の町長選挙で、骨肉の争いをした丸山栄一だつた。

差出人不明の「怪文書」

話を再び元に戻す。

伊方町融心会が町役場の住民票を元にして、全戸に配った「政策協定」の文書は「同人誌 21世紀」名で伊方町内の主な人たちのもとに配布された、差出人不明の「怪文書」に答えたものであつた。

「怪文書」は、「魅力ある町ですか？伊方町」と題し、次のような疑問を呈していた。

「我々の故郷伊方町の汚名は、想像するに堪えられないほど、日本中に知れ渡つております。四年前の調停問題、架空転入、組織化された転入など新聞の記事は尽きそうにありません。

もうこれ以上伊方町を、汚されたくないではありませんか。

四年前の調停の件については、是非、真偽を聞いたとして欲しいではありますか。少数への欺きを許してしまえば、伊方町民はすべてを欺くことをもたやすくしてしまうでしょう（以下略）

この怪文書「同人誌 21世紀」の質問に、四年前の町長選挙前に行われた調停を、「平和と正義のため」行つたと大見えを切つた融心会は、投票の住民票を使い「政策協定だけで次回の町長選挙の取り引きはなかつた」とした文書を、全戸に送りつけたのだ。

ところが、「四年前の町長選挙前の調停には、政策協定のみで町長交替の取り引き条件はなかつた」とする融心会の文書配布に、中元派が激しく反発した。

彼らは「S五八年町長選挙時に於ける調停工作について」と題した文書を明らかにし、融心会に対抗して伊方町の全戸へ配布した。

文書は、調停者に西田司代議士（後に自治大臣・国家公安委員長）高門嘉夫留県議会議員（故人・当時伊方町在住）の二人の名前、両陣営の代表者として中元側松下鶴、高田、福田側菊池彦、矢野。七回に渡る会合の日付け。そして、「会議の焦点」として次のように書かれていた。

- (1) 四年後に福田直吉氏は立候補しないという条件で、本期（S五八一）は中元清吉氏が立候補を辞退する。
- (2) 次期（S六二一）中元清吉氏が立候補する場合は、福田直吉氏が協力する。

この二点を調停合意文書に文章化するのしないかの攻防であつたが、管理行政時代の高度な政治的配慮による調整と、調停者の意志を尊重して文書化はなされなかつた。（1／31、松山会議）調停役の高門嘉夫留県議会議員、西田司代議士のコメントも明記されていた。

「高門県議」道義的責任問題であるので、文書化するのはこらえて欲しい。（以下略）

「西田代議士」今回は譲り合い円満な形でおさめたいので、どうぞ私たちを信頼してまかせて下さい。（以下略）そして意見合意書として、(1) と (2) が明記されていた。つまり、次期町長選挙（昭和六三年）の密約があつ

た、としたものだ。

付け加えておくと筆者の元には、この文書とともに「五四年二月二二日」付け、出席者高門県議、西田代議士など九人の名前と他一七名とメモした会議の録音テープが持ち込まれた。

伊方町長選の歴史

ここで伊方町長選挙の歴史を少し整理しておく。一九七九年、原発を誘致した山本長松町長の引退と共に助役だつた福田直吉と、元町議会議長で商工会長だつた中元清吉がし烈な選挙を展開した。結果は二七八票の小差で福田が勝つた。

八三年の町長選挙は、四電が三号炉設置を申し入れた最中だつたが、福田が再出馬を明らかにすると、中元も再挑戦を表明した。が、前文のように密約説があつたため、中元が「原発誘致で混乱を起さないため」との名目で立候補を取り止めた。

しかし、八七年は福田は「密約はない。政策協定のみだつた」として三期目の立候補へ、それに激昂した中元も立ち、両者は三度目の激突。町を二分する激しい選挙戦が繰り広げられた。

選挙前に、住民の名簿が不正流用され、怪文書が飛び交い、大量の不正転入者騒ぎが起き、県人事委員長が選挙応援するなどの、不法や不正行為が噴出したのが八七年の選挙だつた。

結果はまたしても、福田が三選された。

九一年も福田は四選に意欲を示していた。しかし、体調を崩して出馬を断念。中元が無投票で念願の町長に就任した。中元は二期連続無投票となつた。

ところが、三期日の九九年には、直前まで元町議会議長だつた丸山栄一が立ち上がりつた。丸山は過去、中元の参謀として福田と血みどろの選挙をしてきたが、陣営には山本長松たち、かつての福田派が顔を並べた。

原発の町・伊方町は、原発誘致問題が起きた七一年には二人いた反対派町議会議員は、誘致が決まつた後の七五年以降は、立候補する者もいなくなつていた。町長選挙は反対派のいなくなつた町議会の中で、町政の権力の把握をめぐつて、醜い骨肉の争いが繰り返されてきたのだ。

原発で豊かになつたと語られる町は、「同人誌 21世紀」が書き記しているように「我々の故郷伊方町の汚名は想像するに堪えられないほど、日本中に知れ渡つていて」とことなのだ。原発がもたらした豊かさとは、不正と不法を繰り返す人々の知恵と策略なのか。汚れの豊かさなのか。

原発の町の町長選挙は、そんな疑問を残している。

使用済み燃料、六ヶ所へ

愛媛県伊方町の四国電力伊方原発から搬出された使用済み核燃料二八体（ウラン重量一一トン）は一九九九年九月三日、青森県六ヶ所村の日本原燃の再処理工場の貯蔵プールへ運び込まれた。この模様を伝える新聞、テレビは、「輸送容器データ改竄で中断していた使用済み燃料の搬入が再開された」と、いつせいに報じた。しかし、今回のニュースのポイントはそこなのか。

完成の見通しも定かでない六ヶ所再処理工場。そんな場所に大量の死の灰をふくんだ使用済み核燃料を運び込んだことこそ、人々に知らされなければいけないニュースなのではないのか。そしてもう一つは、そんな場所へ放射能廃棄物を運ばざるをえなくなつた、糞詰まりの伊方原発など全国の原発の切迫した「明日なき状況」が問題ではないのか。

「測定器の校正試験用」の名目で、伊方原発からいち早く使用済み核燃料が運び出されたのはなぜなのか。それは、伊方の実情を見れば明らかだ。伊方原発の一、二号炉の貯蔵プールはほぼ満杯で飽和状態。このままでは

定期検査の際の核燃料の取り換えもできない状態だ。地元ではマスコミが、この危機的状態を相次いで明らかにした。

せっぱ詰まつた四電は、三号炉の貯蔵プール内の使用済み核燃料の間隔を詰めて容量を二・二倍に増やし、一、二号炉の使用済み核燃料をそこに移す応急措置をすすめはじめた。詰め込まれると、死の灰の崩壊熱や地震の影響などで危険性が高まることを無視した暴挙だ。

六ヶ所には一〇月に九州電力川内原発からも使用済み核燃料を運び込むという。七月末でやつと二一%までしか工事が進んでいない再処理工場へ使用済み核燃料を運び込まざるをえないという状況。「完成など待つておれない」事態が、全国の原発で起きているのだ。

問題は、再処理や高レベル廃棄物の最終処分の計画図も見えないまま、全国の原発から使用済み核燃料を運び出さざるをえなくなつた、場当たり的な原子力行政ではないか。日本列島を放射能漬けにするしか見通しが立たなくなつた“糞詰まりの原子力行政”。かつて「絶対安全」を声高に掲げ、神頼みの科学技術に頼つた原子力行政が、この国に住むわれわれの生命や財産を脅かす存在になつてゐることが、ハッキリと見えてゐる。

JCO事故の後で

事故がマスコミに突きつけた事態

茨城県東海村で一九九九年九月三〇日に起きたJCO臨界事故は、取材の記者のなかに、事故後の健康診断で白血球中の好血球値が急激に上昇、被曝をした疑いのある者が出ていたことがわかり、報道機関は大きなショック

を受けていた。また、現場近くの支局を閉鎖して支局員を引き上げさせるなどの措置をとった報道機関もあり、事故はマスコミにも「客観」できない事態を突きつけた。

一〇月二六日付けの『新聞協会報』は、「事故を起こしたJCOは正確な状況把握が遅れ、報道対応も混乱した」「取材人に異常は出ていない」としながらも、「不安を持つ記者も出ており精神的なケアが必要になっている」と、事故の深刻な打撃を報じ、事故を起こした施設の情報処理の仕方で現場の取材記者たちにも被曝の危険性があることを示唆している。さらに朝日、読売などいくつかのテレビ局、新聞社は、核事故の取材体制、取材マニュアル、そして労使間の協定などの見直しの論議をはじめている。

取材記者で被曝の疑いが出たのは、地元、茨城新聞の写真部員。一〇月三〇日付けの日本新聞労連機関紙『新聞労連』や同社関係者によると、事故初日の九月三〇日午後、写真部員は「放射線量が下がった」との茨城県の発表を受けて、同僚記者と二人で、現場から三百メートルの地点まで取材に入つた。その七日後に、会社と労働組合との間で交わしている「原子力施設などの事故取材に関する協定書」に基づき健康診断を受けたところ、人體が被曝すると急激に上昇する好血球数の異常が見られた。

写真部員は、一九日の精密検査の結果では異常なしとされたが、強いショックを受けている。組合も事態を重く受け止め、会社側に継続的な健康診断を求めるとともに、今後の核施設、原発の事故取材について、取材体制を明記した協定の見直し、被曝した際の問題などの話し合いを行つていている。

同社では、事故後に現場から一二、三キロの地点のひたちなか市にある支局に撤収命令を出し、三〇日午後七時から一〇月一日の午後一時まで支局を閉鎖、支局員一人を水戸市の本社まで避難させた。東海村の核施設でもつと重大な事故が起き、本社のある水戸市も避難、被曝の危険範囲に入つたらどうするのか——との、真剣な議論が出て いるという。

こうした状況は、同社ばかりではなかった。事故の起きた施設近くの道路には、通報を受けてやつてきた報道

関係者が数百人いた。三〇人から四〇人の記者を派遣した読売、朝日など多くの報道機関は、県の屋内退避要請が出た時点で、現場から一〇キロ以上離れた水戸市などに記者を引き上げさせた。しかし、被曝への不安があつたため、「取材記者だけでなく、ハイヤーの運転手など全員の健康診断をした」（朝日新聞広報室）としている。

今のところ、主な報道機関は「全員に異常はなかつた」としているが、読売新聞の広報は「放射能防護服を購入する。各本社と原子力施設のある地域に常備する考えだ」「マニュアルは施設内部での外から取材する想定で、屋内退避要請が出るケースは考えていなかつた。関係部を集めて見直す」（いずれも、前出の『新聞協会報』より）と、ショックを隠しきれない。

某全国紙の広報担当者は、個人的な意見と断り、「教訓としては、（事故を起こした）大もの情報がしつかりしていないとヤバイ」と、JCOなど核施設の安全に対する姿勢いかんでは、核施設の労働者や周辺住民ばかりか、取材記者たちも被曝する事態になることを指摘していた。

公民館が原発の安全に疑問を表明

三基の原発が立ち並ぶ伊方原発から直線距離で約一〇キロの愛媛県八幡浜市で、日土公民館が、東海村・JCOの臨界事故後の一〇月二六日、伊方原発に対して六項目にのぼる質問状を提出した。また、一一月二三日に発行した公民館報では、原発の安全神話を厳しく批判している。

公民館は、市行政と関連した住民自治体組織。もちろん原発反対組織ではなく、日土公民館の関係者に反対運動に参加している者もいない。こうした公民館が、電力会社に質問状を出し、館報で日本の原子力行政を批判したのは、住民の原発への不安がそれだけ高くなっている、隠しようのない証である。

『館報ひづち』第五二号は八ページ。その半分の四ページを、質問状と回答および「特集・緊急リポート 伊方原子力発電所だより」にあてている。八幡浜市日土町や向灘地区は、伊方原発から一〇キロ圏内に含まれてい

るにもかかわらず、国の防災指針の「おおむね八キロから一〇キロ」という言葉によつて圏外扱いとなつてしまつた。

「ひとたび放射能漏れ事故が起つた際の危険性は分担させられながら、（中略）圏内でありながらも圏外とされている日土町や向灘地区に対しては避難訓練さえない」「『戦火は見えたが国境は見えなかつた』という言葉があるが、行政区画が違つてゐるからといって、日土地区には放射能は拡散しない、ということはあり得ないのである」

特集は、次のように結ばれてゐる。「放射能を含んだ核廃棄物を、電気と引き替えに日々作り出すことの是非は、社会的な合意なしに一握りの専門家で決定し、実行しても構はないのか。推進か撤退かという原子力行政は、国が決定し実行するのではなく、私たち国民が選択し、実行すべきことなのである」

われわれ地元で長年反対運動をしている者も尻を叩かれたほどの文章である。住民は国の欺瞞性、原発の危険性は見透かしている。もうだまされはしないのである。

ちなみに、公民館の質問と四国電力の回答の一部を紹介しておこう。「危険性に関する事実が生じた際に、発電所内において判断するだけでは隠ぺいされる可能性が多々あるように見受けられるが、外部機関によるチェックは行われているのか。またその機能がきちんと働くためにどのような機構になつてゐるのか」という質問に対して、回答は「伊方原子力発電所には、通産省から派遣された三名の運転管理専門官が常駐されており、（中略）また、通産省が定期的に発電所の保安に関する監査を行い、発電所の運営管理が適切に行われてることを確認いただいております。愛媛県および伊方町においては、安全協定に基づき、必要があると認めるときは発電所に立ち入り調査し、適切な措置を講ずることを求めることがあります」など、長々と記している。

今回のJCO事故を起こした根本的な原因是、安全審査も運転管理も、すべて原発推進の国、県、町そして電力会社自らがしていることにある、と指摘されている。にもかかわらず、四国電力は、そうした原発推進者たち

が安全管理をしているから安全と言つて恥じない姿勢を自ら暴露している。

■伊方2号炉訴訟に判決

安全審査の誤り認めながらなお適法と誤判断

愛媛県松山市 中野 正明

四国電力伊方原発一号炉増設許可の取り消しを求めた行政訴訟で、松山地裁は、一二年間の審理の末に二〇〇〇年一二月一五日、原告住民の訴えを退けた。

判決は、「本件許可処分が違法と解される可能性があるのは、昭和五二年当時の科学技術水準に照らし本件安全審査が不合理であった場合のみならず、現在の水準に照らして安全審査の……判断の過程に看過し難い過誤、欠落があつた場合であること……」。そして、前面海域断層群について「本件許可処分後の平成八年に発表された岡村教授の調査等に基づく知見により、現在では、沖積層……の堆積以後（一万年前以降）の断層活動もあると考えられてるのであるから……活動性に関する本件安全審査の判断は、結果的にみて誤りであったことは否定できない」としながら、「……本件安全審査は、具体的審査基準として立地審査指針を用い……敷地前面海域について、当時の科学的、専門技術的知見に基づいて審査を行つており、これをもつて不合理であるということはできない」と判示した。

立地審査指針は「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかつたことはもちろんであるが、将来においても考えられること」と定めている。

前面海域断層群の活動性に関する判断が誤りであるなら、現在の科学技術水準に照らし安全審査の過程には明らかに

看過し難い過誤・欠落があり、立地審査指針に違反し、許可処分は違法である。前面海域断層群の活動度は、岡村教授の知見ではA級とされ、耐震設計審査指針（昭和五三年策定）によれば、活断層による基準地震動はS1として評価すべきであるのに、判決はS2だけ評価すればよいとする誤った判断をした。

伊方原発二号炉は、活断層に起因する地震被害を想定した場合、現時点での存続が許容されるかどうかという観点から判断されるべきであった。

（『はんげんぱつ新聞』一〇〇一年一月号より）

V. 原発と地域

人手不足と原発

一九九二年一〇月二七日、愛媛県八幡浜市の市庁舎で開かれた八幡浜地区雇用促進協会設立総会の席上、山泉真也八幡浜商工会議所会頭は、「八幡浜地区は、伊方原発三号炉の建設中」という事情もあり、深刻な人手不足になつてている」と述べ、原発建設による地場産業へのマイナス面の影響を指摘した。

他人への気配りが深く、自己主張をあまりしない人といわれる山泉会頭が、こうした発言をせざるを得なくなつたのは、「一つは、八西地方は過疎化でただでさえ労働力が減つているという事情がある。その上に原発に追い討ちをかけられている。このダブルパンチで如何に地元企業が人手不足に泣かされているかという証拠だ」と、商業関係者は語る。

原発に労働者を取られ、人手不足になつている——と訴えたのは八幡浜商工会議所の会頭が初めてではない。九月一八日、保内町にある西宇和青果保内撰果場の生産者総会でもあつた。

二宮不二男運営委員は挨拶の中で、「撰果場従業員の確保に東奔西走しているが、人手不足に陥つていて。伊方原発の影響がある。撰果場の運営ができるかと心配している」と語つた。

八幡浜市内の建設会社役員は、「原発に取られるのは一般作業員だけではない。せつかく確保したり、育てた大工や型枠職人も引つ張っていかれる。このため、計画通り進まない。ヘタをすれば受注はしたが工期に間に合わない、ということや大幅赤字を出す恐れがある」「仕事はあるのに、人手不足で倒産するという事態も起こりえる」と話す。

そして建設労働者の原発への流出は「三号炉建設にはいつて特にひどい」と訴える。

労賃の高騰

八幡浜地方の経済界が原発に追い込まれているのは、人手不足だけではない。労働賃金の高騰という経営面でも影響を受けている。

同地方の建設会社役員は、次のように話す。

「原発（三号炉建設）の賃金は働く場所や、大工仕事や左官仕事か、それとも作業員か、によつて違いがありますが一割から六、七割ほど向こう様（原発）がたかいですね。とても太刀打ちできません」

「原発が来れば、労働者の雇用促進が図れる」とした当初の原発誘致の説得話は、たしかに実証された。が、その雇用の“吸引力”は誘致者の予想をはるかに通り越し、地元企業の労働者をも吸い取り、さらに労働者の賃金まで引き上げる——という、当初語られなかつた事態を生じさせた。

そして、八幡浜、保内を含め、建設関係業者から聞いたのは、「労働者の引き抜き、労賃の高騰のうえに、原発からの地元企業への仕事は、ほとんどない」「あつたとしても、元請けのピンハネが大きく、労賃の高騰と相まって赤字になる」というものだつた。

伊方町商工会の報告書

原発は地元に賃金の上昇や人手不足をもたらし、地元工業の発展の手かせ足かせになつていて――四国電力の伊方原発一二二号炉が建つ愛媛県伊方町で、地元の商工会から一九九四年五月、そんな主旨の報告書が出された。伊方では折しも三号炉が翌年春の営業運転を前に試運転をはじめているが、当初の「原発は町の発展に役立つ」というバラ色の夢とは裏腹に、蟻地獄のような穴の中へじわりじわりと陥れられている原発立地町の地元産業の実態を、報告書は浮き彫りにしている。

報告書は、『伊方町地域資源調査報告書』と題されている。A4判七〇ページにものぼる一部カラー印刷。第七章までにわたり、町の産業や人口を分析している。

それによれば、温州みかんを基幹産業としてきた伊方町は、一九七〇年代から原発を中心に、関連の三次産業が基幹産業となつていて、原発が主な雇用の場となり、昼間人口が夜間人口を上回る、県下でも数少ない町となつた。

ところが、「大型企業立地を図つたが人口減少と高齢化の進展を食い止めるに至つていない」「原子力発電所に頼る構造から抜け出しておらず、課題が多い」。

人口は、一号炉の建設がはじまつた七三年当時に九〇〇〇人ほどだったが、九一年には七八〇〇人に減少。一方、老年人口比率は増加している。

工業は、従業員一〇人以下の零細工場が多く、工業の八四パーセントが建設業である。

三号炉の建設で、小売業、卸売業とも、八三年当時に比べて年間販売額は増えているが、「他市町村に比べ『大幅増』といえるほどではない」。内容的にも、小売業ではガソリンスタンド、卸売業では建設材料業者と、三号炉の建設に関わる特定の業種に限られている。こうした伸びについても報告書は、「原発が既に完成しているため、今後も継続する需要とは考えられない」と、一時的な『儲け』でしかないことを明記している。

こうした反面、町内の商店は、零細経営の状況は変わらず、逆に、原発立地とともに国道が整備されたため、町内の購買力は他市町へ流出、経営環境は厳しい、と指摘。「町内にショピングセンターの建設計画があるものの商業活性化には課題が多い」と、暗い見通しを示している。

原発推進者らが、原発労働者の流入で原発立地町は「うるおう」としたPRの言葉は、まつたくウソに満ちた言葉だということを、図らずも立証した形の報告書だ。

地元産業にと特に深刻なのは、労働者不足である。報告書でも、原発が来たために、賃金が高騰し、地場産業は人手の確保が困難になつていると訴えている。

こうした訴えは、地元商工業者だけではない。先に見た八幡浜市とも同様に、伊方町に隣接する保内町では、農協の役員会や総会の席上、「原発に労働者をとられ、みかんの採り入れや出荷作業ができなくなつていて」と、しばしば対策が話し合われている。

伊方町の商工会が出した報告書は、こうした原発立地の近隣市町村の地場産業の「原発に潰されかねない」という危機感を抑えきれなくなつた証拠だ、と言える。

ちなみに伊方町商工会は、二〇年前に原発推進の原動力となつた団体。当時の町議会議長で原発誘致に力をふるつた現町長が、町長になるまで会長をつとめていたところだ。口が裂けても原発誘致のマイナス面を語れる団体ではない。その商工会がこうした報告書を出さざるを得なかつたところに、バラ色の原発推進のウソと、そのウソによるツケが大きくなつてきつていている。

原発を推進した人々が、原発の暗部の重さに耐えきれなくなつてているというのが、伊方原発が運転されはじめで一七年の状況だ。

建設が終わつたら

原発の賛成反対などで大変な苦労をしたのに、原発関係者は町外へ出ていくばかりだ——「原発の町」愛媛県伊方町では、最近になり、町内の原発関連会社の従業員アパートが引き払われたり、本当なら町内に建つていいはずの研修施設が、隣町に建設されたりする事態が続いている。町では、町内へとどまるよう要請もしているが、流出は止まらない。

原発関係者らが、町の過疎化防止に寄与するどころか、促進に一役買いつめでいるような事態に、原発推進の議員らも苦々しい表情だ。

同町の湊浦には、原発関連会社の一つ、四国計測工業がアパートを社宅として使用。九世帯が入居していた。しかし、同社は一九九七年三月に同アパートを引き払い、全員が保内町や八幡浜市などの貸家へ転出してしまつた。また、四電エンジニアリングは、原発の補修に従事する技術者養成のための研修寮を隣町の保内町に建設を進めている。

こうした事態に、同町内の議員の一人は、「民宿も利用が少なくなつて折り、定期検査中でも利用が前に比べて少ない。四国電力の社員も、子供が小さい時は町内の社宅にいても、中学生になると、皆、勉強させたいと言つて、八幡浜へ出でていく。四電は現在は、こうしたことについて、『伊方だけが地元ではない。八西地区全体が地元だ』と言つて町外に出るのを正当化している。原発が来るときは、共生共栄でいきましょう」と言ひながら、今では『伊方だけにいい顔できない』と手の平をかえしている感じだという町民の声も聞く」と憤慨氣味に語つてゐる。

消える地場産業

町の基幹産業の農業就業者は過去五年で二一%以上も減り、水産業に至つては七年間で七〇%以上も経営体数が減り、工業もわずか五年間で従業員は六〇%以上、出荷額は七〇%以上も減り、町の産業が消えていきつつあ

る――という、原発の町、愛媛県伊方町の産業の危機的状況が、同町発行の冊子で明らかになつた。

同町が、このほど発行した『伊方町総合計画二〇〇一』の冊子で、同町の産業の現状を示した資料では、同町の農家数は一九九〇年から九五年までの五年間で一二・三%減り、就業人口は一二・六%も減つてゐる。

また、漁業では、九二年から九八年までの六年間で経営体数は七二%減り、三分の一以下になつた。

工業では、九三年から九八年までの五年間で、工場数は一九カ所から一〇カ所へと半分近くに減り、製品出荷額は七割近い減少になつてゐる。

商業も、九四年から九七年までの三年間で商店数、就業人口とともに約二〇%減少した。

町民アンケート結果でも、サービス業への挑戦希望がある一方で、肝心の柑橘生産には、拡大意欲は弱く、現状維持か縮小予定が多いという、一次産業の衰退傾向がはつきり出でてゐる。

こうした現状に対して、同書では「個別の産業分野での努力だけでは厳しい環境にあることから、各業間の連係を図り、全体の振興を進める必要がある」としてゐるが、住民からの「原発に関するお金や交付金、寄付金に頼りすぎた結果、肝心の地場産業への取組が疎かになつた結果、町の発展という謳い文句と逆の結果になつた」という指摘については、全く、顧みる文章も視点も見あたらない。

事件・怪奇な出来事

鉄塔倒壊事件

一九九八年二月二〇日午後一時二〇分ごろ、香川県坂出市坂出町の聖通寺山（標高一一六・七メートル）の中

腹にある四国電力の高さ七三メートルの送電線鉄塔（一四号鉄塔・約四〇トン）が、根元の部分から突然倒れた。

鉄塔は公園化されている山腹に通じる市道を、遮断するようになだれ倒れたがこの事故のため、一八万七〇〇〇ボルトの高圧線一本が切斷され、約二〇〇メートル北東にある瀬戸自動車道に垂れ下がり、同道路の坂出—児島間は五時間半にわたり交通止めになつた。

幸い死傷者や塔以外の建物、自動車などの損壊はなかつたが、事故の影響で送電線から電力の供給を受けていた坂出工業地帯（番の州工業団地）や坂出市丸龜市それに綾歌郡宇多津町の工場や住宅一万七〇〇〇戸が停電。工業団地内の三菱化学からガス供給を受けて、高松市など三市約九〇〇〇戸の家庭に都市ガスを送っていた、四国ガスの供給もストップ。幸い公共施設や病院などへの影響は少なかつたが、県立高松病院や高松ワシントンホテルなどは、一時はプロパンガスや大型鍋を構えるなどの騒ぎになつた。

事故は、特に番の州工業団地内の工場へ大きな打撃を与えた。工場地帯内にある四電坂出火力発電所の発電機三基は、事故のショックですべてが自動停止、事故後四六時間も使えなくなつた。このため、コスモ石油のプラントや三菱化学坂出事業所など五社の操業がストップ。一週間もまともに操業できない工場も出た。その被害額は、四億円とも五億円とも騒がれた。

送電線の鉄塔崩壊という事故は、一つの電力会社の供給、大電力に頼つた近代社会の弱点を吐露したといえる。当初は機器の劣化などが原因と見られたが、事故原因は意外な方向へと展開しはじめた。

まず事故後、二日経つた二二日には「土台ボルトの緩みが原因か／坂出署補修点検で四電聴取」（二月二二日付け愛媛新聞）、「鉄塔固定方法にミスか／ボルト大半損傷なし／香川県警実況検分／強風で緩み、抜ける？」（同日付け読売新聞）と報じていた。

「ボルト外された可能性も／四電『損傷なし』と発表」と報じた同日付けの朝日新聞は、ただ一紙、二日に記者会見した灘四国電力副社長の「ボルト、ナットが倒壊前に外されていた可能性がある」との言葉を大きく見

出しに掲げていた。

しかし、本文には「香川県警は署員八〇人を動員して実況検分を始めた。故意、過失、自然災害のいずれかが原因とみて二三日以降も実況検分を続ける」と報じている。つまり、朝日新聞は、警察が調べはじめたばかりなのに「外部に犯人がいる」と他人に鉄塔倒壊の責任をなすりつけようとする四電役員の言葉を重視したのだ。

警察が捜査に入つたばかりで、それも何のウラ付け証拠もない四電役員の「ボルトが外された可能性がある」との言葉を、大きく報じた朝日新聞の報道は四電の管理責任の追及を、外部の犯行に目をそらそうと言う意図的なものさえ感じられた。

ところが、各紙はこの朝日新聞の報道姿勢にいつせいに足並みを揃えていった。二四日の紙面になると「故意にボルト外す？／香川県警鑑定進める／補強用材も散乱」（愛媛新聞）、「故意の可能性強まる／資源エネルギー庁『ボルト穴、破損ない』」（毎日新聞）、「通産省、人為否定せず／ボルト、ナット『緩められた可能性』」（朝日新聞）と一転する。

そして、二五日になると「鉄塔倒壊は故意／香川県警断定／八〇個中七六個外す／付近の山中に捨てる」（読売新聞）、「ナットに不自然な損傷／香川県警／人為的犯行と断定」（愛媛新聞）。

ところが、朝日新聞だけはなぜか、香川県警が「人為的な疑い」と断定したニュースを、他紙より一步遅れた二六日に「鉄塔倒壊『故意』と断定／香川県警／ナットに新しい傷」と報じた。「ボルトが外された可能性がある」と、四電副社長の四電の管理責任を外部に向けたと見られるコメントを、警察捜査を無視して大きく報じて、事件の指向性をリードした朝日新聞が、警察の捜査結果の報道を他紙になぜ遅れを取つたのかとの疑問は置いておくとして、事故発生から四日間の新聞紙面を追つていくと、なぜか四電、通産省の事故断定に香川県警が追随した形だった。

まともな捜査や調査もしていない段階での四電、通産省が、警察を差し置いて事故原因を予測して公表すること

と自体異常である。

そのこと事態も異常だが、もう一つ異常なのは警察の動きを無視して四電・通産省の言い分を大々的に報じるマスコミの姿である。なぜ、マスコミは捜査機関の警察の調べを待たずに倒壊の原因の断定を急ぐのか。それは客観的事実を集めて、真実の解明、事故の原因に一步でも近づこうとする報道機関本来の姿から遠かつた。むしろ、報道機関として疑問を深めた。

一例を出す。二三日付けの朝日新聞は、調査に坂出市入りしたばかりの通産省資源エネルギー庁が、三日前に四電副社長が語った言葉と同じ見解を述べたに関わらず、三日前の紙面と同じような「人為的にボルトを外す」との、大きな見出しで報じた。

つまり、朝日は警察がまだ捜査している段階、事故についての判断を出していない先に、二二一日と二五日の二度の紙面にわたって、ほとんど同じ文字で「ボルトは外された」と報じたのだ。

不思議なことは四国電力も被害届けを出していない段階で、「外されたボルト」は、電力関係者以外の者によつて外された疑いの方向へと報道がなされ始めていく。ちなみに、四電が被害届けを出したのがわかつたのは三月三日である（三月四日付け朝日新聞）。

ボルトを外した者がいるとしたら、あるいはそうした疑いが生じるとしたら、『犯人』は第三者はもちろんだが送電線の構造や、鉄塔のボルトの管理に使う特殊な機械器具を手にしている電力関係者の疑いも否定はできない。だが、こうした四電の管理の問題に結び付く可能性についての報道は、ほとんど紙面に載ることはなかつた。そして「ボルトが外された」と報じられた後の新聞紙面は、もっぱら犯人は電力に恨みを持つ者や不満分子などの一般住民犯人外部説が語られる。新聞は犯人像を矢継ぎに載せ始める。

「個人的動機と政治的動機の二つが考えられる。個人的動機は何らかのうつせきした感情が原因で、それを發散させて楽しもうという愉快犯の可能性がある」（福島章上智大学教授）「だれかが故意に鉄塔を倒したとしたの

だとしたら、弱者の復しゅう感情を感じる」（野田正彰京都造形大学教授）＝ともに二月二五日付け読売新聞。『犯行声明や第二、第三の事件がないならば、組織的な犯行ではなく、電力会社や工業地帯の企業に対する個人的な恨みではないか』（作家の佐木隆三さん）＝三月三日付け毎日新聞＝と大学教授や作家まで駆り出しての犯人探しとなつた。

付け加えておくが、二五日付けの紙面は、警察が倒壊は「人為的犯行と断定した」と報じた段階に過ぎない。その同じ紙面で、作家や大学教授と肩書のある人たちを動員して、早くも犯人像を描き出そうとしていた。

しかし、これだけ連日大きく報じられたにも関わらず事件は迷宮入りの様相を見せ始め、事件から二年半たつた二〇〇二年一月現在、まだ解決を見ていない。

ところで、一年後の九九年二月二〇日付け愛媛新聞は「坂出の鉄塔倒壊一年」との見出しで次のように報じた。
「香川県警は」犯人像について 電力会社に恨みを持つ者 内部関係者による犯行 組織的テロなどあらゆる可能性を視野に入れて、捜査本部内に『関連会社班』『電力関係班』『団体班』などの班を設けて捜査している」と報じている。

警察は、必ずしも電力関係以外の外部者の犯行と断定しているわけではないし、証拠も出てきていない。

そして、九八年一二月二一日には兵庫県淡路島にある関西電力の鉄塔のボルトが抜かれていたのも見つかつた――と報じている。

ちなみに、送電線鉄塔のボルトが引き抜かれていた疑いは、四国電力では九七年五月に香川県東部の山中の鉄塔のボルトが一八本抜かれていたのをはじめ、中国電力では八五年に徳山市内で、九四年一〇月と九五年四月に広島県美土里町の鉄塔のボルトが、抜かれていた、という。いずれも倒壊には至っていない（九八年三月一〇日付け朝日、毎日、読売各新聞）

新聞報道では各電力が過去のこうした事態に、今回と同じく「電気事業法違反」や「威力業務妨害」で警察に

告訴していたかどうか不明だ。

福井県で伊方原発の下請け企業の経営者が原発労働者を殺す

一九九四年一一月三日、愛媛県西宇和郡保内町在住の会社経営者Eさん（当時五八歳）が福井県敦賀市内のビジネスホテルで徳島県板野郡青野町の建設作業員Fさん（当時五三歳）をナイフで刺して殺した。

Eさんは千葉県木更津市出身だが、保内町で伊方原発関連の下請け工事会社を経営、同町の商工会の会員になっていた。敦賀警察署の調べではEさんは事件前日の二日に敦賀市内に入り、午後後三時半ごろホテルにチエツクイン。殺されたFさんは三日午前八時五〇分ごろ、Eさんの部屋を訪れた。

事件は同午前一〇時一〇分ごろに起きた。直後Eさんはフロントに行き「警察を呼んで欲しい」と自ら連絡。管理人が敦賀署駅前交番へ通報した。

FさんがEさんの部屋に入った後、Eさんがフロントに来て警察を呼ぶよう頼むまでの一時間二〇分、二人の間に何があつたのか、新聞報道ではわからなかつた。

しかし、EさんとFさんは伊方原発で働いていた時の知り合い。Fさんは敦賀市内の原発で働いていたが、Eさんに「仕事の世話をきてやる」と言つて、Eさんを敦賀に呼んだらしいが、仕事上の事でトラブルとなつたらしい。

四日、同署刑事課は筆者の電話での取材に、「殺されたFさんは原発で働いている。仕事の話がこじれたのが理由と思うが、内容についてはわからない」と答えている。

Gさんは保内町商工会の会員になつていた。職員は、Gさんについて「あまり知らないが、目立つような人ではなかつた。こちらから会員に入つてくれと誘つたのか、向こうから言つてきたのか、それとも紹介者があつたのか、わからない。こちら（伊方原発）に仕事が切れたので敦賀の方に行つたのかも知れませんが、どんな仕

事をしているか内容も十分知らない」と、驚きを隠さず話していた。

Gさんの自宅といわれる八幡浜市内の新しくもないマンションを訪ねたが、カギが掛けられたままとなつていた。が、部屋のドアの前には家族の生活を思わせる衣類や道具が、雑然と置かれていた（九四年一月四日付け福井新聞参考）

原発に爆弾仕掛けた！

一九九三年六月三〇日午前九時二〇分ごろ、香川県高松市の四国電力本社に、何者から「伊方原発に爆弾二個を仕掛けた。一〇時に爆発する」との電話があつた。

愛媛県西宇和郡伊方町の伊方発電所では中央制御室の運転員を除く全所員、関係者ら約三五〇〇人が建物から出て構内のグラウンドなどに一時避難。連絡を受けた八幡浜警察署員一〇人と発電所所員が、正午過ぎまで約二時間半近くにわたつて、一、二号炉の建屋など調べたが不審な物は見つかなかつた。また、爆発も起こらなかつた。

所員は正午過ぎに、平常業務に戻つた。

同日は高松市内で、四電の株主総会が開かれていたが、イヤガラセと見られている。同電力では、電話の主は新左翼と呼ばれる団体の名乗つた、と発表している。

原発見学者も一時避難

ところで、事件を報道したどの新聞も当日、原発構内に見学者がいたこと、この見学者も一時避難させられていたことを報じなかつた。

ところが事件から一年近く経つた翌九四年四月、「伊方原発に爆弾を仕掛けた」とのイタズラ電話があつた時、

原発構内を見学していく、バスの中に一時避難させられていた人たちがいたことが明らかになった。

八幡浜市が発行した『まなび』第一七号に寄稿した、八幡浜市内の高齢者教室のお年寄りが、「原発爆破の緊急情報のため説明を一時中断し、バスに退避しました」と、伊方原発構内を見学中だった時に、事件に遭遇した不安を記していた。

このお年寄りの一文は、原発見学者が、原発事故に遭遇する危険性を明確に指摘していた。現実に、九一年二月九日に福井県の美浜原発二号炉で蒸気発生細管破断事故が起きた時には、原発構内に五〇人以上の見学者がいたことがわかり、後日、問題になつた。

しかし、伊方原発を「監視」する立場の愛媛県交通消防課では、「伊方原発を爆破する」との脅迫電話があつた時、構内に見学者がいたと明らかになつたことに、「原発構内見学者の避難については、防災対策では具体的に明記していないが、第一次対策としては構内に居るものと同じ形です。四国電力の方で、見学者への対策をたてているかどうかは聞いていない」（九四年四月一四日付け南海日日）と話している。

このイタズラ電話事件は、報道機関の取材のあり方をも浮き彫りにした。

愛媛新聞は電話の主を「口▽派」と警察、四電の言うままで報じたが、筆者の知る限り、同紙が「□▽派」に確認取材をした事実はなかつた。警察、四電発表をウラづけ取材しないまま、あるいは犯行を名指しされた団体の言い分を聞かないまま報じている。

そして同紙はその一方では、事件発生時に見学者が構内にいたという、住民の安全につながる問題も報じなかつた。

当時、こうした愛媛新聞の報道を全国紙の記者は、「警察や四電の言つてていることしかわからない。見学者がいたかどうか確認できない」と、警察、四電サイドのタレ流し報道を弁明したが、この新聞報道は、「原発構内の見学時に事故や、それ以外の事態が発生した時の恐ろしさ」は消し去られ、ただ反原発を訴える「過激派は怖

い」との印象だけを強めた。

原発労働者の自殺

一九九二年六月一九日午前一一時すぎ、愛媛県八幡浜市昭和通りの「コー・ポ浜上」の三階で、三光設備（本社東京）の社員Gさん（当時二三歳）の部屋の浴室で、Gさんが血まみれになつて死んでいるのを、訪ねてきた同僚が発見。

八幡浜警察署の調べでは、Gさんは全裸で浴槽の中に倒れていたが水はなかつた。左手首に長さ五センチ、左首に一〇センチの傷があつたと発表。しかし、刃物を持っていたかどうかは警察発表では不明。

Gさんは愛媛県内の出身、伊方原発三号炉建設の配電工事をしていた。

ところが、この事件も愛媛新聞には報道されなかつた。ちなみに、一八日に同じ八幡浜市内で起きた女性の鉄道への飛込み自殺は報じられていた。

八幡浜市内に奇怪な落書き

一九八八年七月一一日、目覚めた八幡浜市中心街の人たちは、電柱や橋の欄干などに、異様な光景が在るのを見てビックリした。一四八ヵ所に「人ハシヌモノ／ビクツクナ」の文字が、放射能を示す三つの三角印の標識マークとともにペンキで塗られていた。

南海日日新聞社の直ぐ近くの電柱にも、塗りつけられていた。それを見た近所の人が事務所に飛び込んできた。「なんじゃ、これは！」筆者もその異様さにビックリ。文字は電柱の一・五メートルほどの高さに書かれていた。調べていると、今度は、当時、朝日新聞八幡浜通信局の白方信行記者が自転車であたふたと走ってきた。「町中、至る所にありますよ！」いささか興奮気味に叫ぶように言つて彼は文字を確認、「他のものと同じですね。これ

は印刷みたいですね」と、再びベタルを踏んで駆け去った。彼は、現場を一つ一つ確認していたのだ。こちらも、自転車に飛び乗つて調べに走った。

落書き個所は当時の市役所（旧市庁舎）を中心に直線距離で約一・五キロ範囲内の路地裏まで、アトランダムに塗られていた。その数と場所は四国電力所有の電柱五五本、NTT所有の電柱八九本、この他に神社の鳥居の柱に一ヵ所、コンクリート製の二本の橋の欄干、さらに漁業組合所有の倉庫のドア。

落書きは縦四〇メートル、横一〇メートル大のスペース内に赤で書かれ、いずれも同じ大きさ、同じ文字であることから、文字とマークをくり抜いた厚紙のようなものを当てて、スプレー状の塗料を吹きつけたか、ローラーで塗りつけたものと見られた。一夜で出現したことから犯行は一〇日夜から一一日早朝にかけて、数人がかりで車を使って行われたと推測された。

八幡浜市、四電、NTTは業者に頼んで一週間がかりで落書きを消したが、八幡浜警察署は悪質なイタズラと見て軽犯罪法の疑いで捜査に入った。しかし、今もつて犯人は不明。

落書き事件が起きた年は、四電が伊方原発二号炉で出力調整実験をしようとしたことが発覚。落書き事件の五カ月前の二月には、実験に不安を訴える五〇〇〇人以上が、四電本社を取り囲むなどの出来事が起こった。

伊方原発の地元住民の他、全国の人々が四電本社内に座り込み実験中止を訴えた。反対運動は、この抗議行動をきっかけに野火のように全国に広がった。

そして六月には伊方原発近くに米軍ヘリコプターが墜落、伊方原発立地周辺の住民を恐怖に震えあがらせる大事故が起きた。それは落書き事件の起きる一ヵ月前のことである。

落書き事件が起きたころは、地元住民にとって原発の存在への恐怖は、ピーカクに達していた。「人ハシヌモノ／ビクツクナ」の文字は、そうした地元民の不安な心理を、巧みに突いていた。誰が書いたのかわからないといふ不気味さが、いつそうの不安を煽つた。そうした落書きが、一夜で街中に多数書かれたという不気味さは、誰

が書いたのか、誰が書かせたのか——という、文字通り「原発にまつわる闇の世界」の存在も思させた。

落書き事件を報じる翌一二日付けの愛媛新聞を初め、全国紙などはいつせいに「反原発運動のいやがらせか」と報道した。しかし、住民は必ずしもそう受け止めてはいなかつた。「どうせ人は死ぬのだから、お前らは犠牲になればいいということなんだろう」。原発立地住民に刹那的な生き方を強制していると、憤慨した。

ところで、電柱に落書きを書かれた“被害者”の四電八幡浜営業所は、突然降つてわいた事件に次のようにコメントしている。

「弱りました。イタズラだろうとは思いますがこんなことは初めてです。伊方原発に対してのものかどうかは、判断つきかねますが……」。

一方、同じ被害者のNTTは「被害届けは原発の関連が強いと思いますので、そちらの方も検討し結果を出したい」(ともに八八年七月一二日付け南海日日新聞)。

取材に応える四電職員は、被害者か加害者なのか判断つきかねない困惑の表情。NTT職員はニガ笑いの中に迷惑顔と対照的だつた。

四電寮の強盗事件

一九八三年三月四日午前〇時一五分ごろ、愛媛県八幡浜市新港にある「コープ玉岡」の二階の二〇二号室に鉄パイプを手にした覆面をした男が侵入。部屋で就眠中の五〇歳代と四〇歳代の姉妹二人を脅してタオルで縛り、一人に暴行しようとしたが失敗、結局二人から現金一一万五〇〇〇円を奪つて逃げた。

同コープは四国電力が、主に原発労働者の単身者や独身者の寮として、民間から借り受けていたもの。女性二人は炊事担当として住み込んでいた。二人は数十分後に自力でタオルを解き、五階の四電職員宅に駆け込んで事件を通報した。

ところが、四電から八幡浜警察署に通報があつたのはなんと事件発生から八時間以上も経つた午前八時一〇分。この間に犯人は悠々と逃走していた。

当然ながら、捜査の第一線の警察官はカンカン。「四電は八時間もの間、何をしていたのか。事件が表沙汰になるのを隠そそうとしていたのではないか」との憶測が警察内部や記者たちから流れだが、真相は不明だ。原発事故や労働者の死亡事故の通報遅れをたびたび繰り返す四電の体質がここでもいかんなく発揮されていたと言るべきか。

犯人は、二人の女性の「年齢三〇歳くらい、身長一六五センチほど、小太りで薄茶色のジーパン姿だった」との目撃証言以外、何の手がかりもなく迷宮入りを思わずたが、一日半後の五日に、二〇歳代の男性が、なんと広島県の警察署に自首してきて解決した。

犯人は漁業の手伝いをしていた船が八幡浜港に入港、停泊中にシンナーを買うお金欲しさにコーポに侵入した。ところが、広島県の実家に帰宅後にこの男性が落ち着きがないのに不信を抱いた父親が問い合わせ、犯行が発覚。父親が広島県警・中央署に自首させた。

事件から半年後に、強盗犯は松山地方裁判所（福家寛裁判長）で懲役四年二カ月の実刑判決を受けた。判決はこの事件の重さを示していた。それは同時に、事件を八時間も警察に届け出なかつた四電という会社への罪の重さも思わせた。

海中に友人残したまま逃走

一九七六年三月二一日午前七時二〇分ごろ、伊方原発から直線距離で一〇キロの街八幡浜市の旧港の海底に、普通ライトバンが沈んでいるのを通行人が発見。通報を受けた八幡浜警察署が、潜水夫を入れてレッカー車で引き上げてみると、車内から伊方原発建設労働者で伊方町湊浦、日本建設社宅に住む当時三一歳の男性Fさんの溺

死体が見つかった。

同署は翌二一日、同町に住む同じ伊方原発建設現場に働く岡山県の当時三四歳の男性Gさんを過失致死の疑いで逮捕した。

警察の調べでは、FさんとGさんの二人は、二〇日午後八時ごろライトバンで宿舎を出て、八幡浜市内の飲食店でビールを飲んだ。二人で十数本飲んだ後、Gさんが車を運転して深夜に帰宅中に旧港の海に面したT字形の三叉路で、運転を誤つて車ごと海に落ちた。

Gさんは車内から這い出て助かつたが、Fさんを残したまま、助けも呼ばずに約一〇キロはある伊方町まで歩いて帰つていた。

Fさんは、他市から伊方原発に働きに来つていての悲劇だつたが、原発労働者として同じ釜のメシを食つた仲の繫がりは薄かつた。仲間を見捨てる、文字通り見殺しにしたこの事件は、あまりにも刹那的過ぎるとして、地元の人々に暗い影を落とした。

あとがき

二〇〇〇年一二月十五日、二三年間に及んだ、愛媛県伊方町民を中心とした住民が国を相手取つて起きていた四国電力伊方原発二号炉設置許可取り消し訴訟の判決が、松山地方裁判所（豊永多門裁判長係）で行われた。判決は、最大の争点だつた「原発敷地沖のA級活断層」の存在を認めながら「原子力機器の安全を脅かすものではない」と、国側が活断層を見落としたズサンな安全審査を支持し、住民側の訴えを退けた。原告は判決後ただちに「司法悪政に屈せど民意滅びず」との声明を出し、判決を「矛盾に満ち、文章にもなつていない判決だ」と裁判所の姿勢を厳しく批判した。

判決終了後、松山市民会館で催された原告団と支援者の集会の席上、原発に最も近い地域に住む大沢喜八郎さんは「原発は金をバラ撒き札束で人の心を傷つけてきた。行政や政治家も同じで地域の人々の生活や心を踏みにじつてきた」と激しい怒りの言葉をかくさなかつた。同じ伊方町の根来兵衛さんは「原発が建てられた岬は大きな松が立つていて見晴らしが良く風景もいい場所だつた。それが原発の来たおかげで岬が削り取られ、今では私たちが憩うこともできない」と住民の心の安らぎの場も奪われた悔しさをにじませていた。

伊方一号炉訴訟弁護団の藤田一良団長が、その準備書面の中で「サタンの火」と称した原発は、その指摘通り、莫大な金と巨大な権力、そして現代の魔術というべき科学技術を駆使して住民の生活と心を

ボロボロに踏みにじり、立ち上がりがないほどに傷つけ、その後に進入してきた。それからは放射能汚染の恐怖、そして司法や行政による住民管理社会への移行、原発の金をめぐつての政治権力争奪のドロ試合と続く。

かつてドイツ工科大学のロベルト・ユンク氏が著わした『原子力帝国』（山口佑弘訳、一九七九年、アンヴィエル発行）に書かれていた内容の一場面が、伊方で実証されたのだ。象徴的な出来事は、八八年、全国の反原発住民五〇〇〇人とも一万人とも言われる人々が、香川県高松市にある四国電力本社を取り囲み、実験中止を訴えた伊方原發出力調整実験反対運動の際、ステッカーを張つたり、針金を一本切つただけで反対運動をする人が警察に逮捕されたことだ。それは、ユンクさんの著書の指摘そのものだつた。

そしてこの年、筆者は、原発誘致の時に伊方町の要職にあつた人物から「マル秘」の印が押された書類を渡された。その書類を一枚一枚めくりながら息をのんだ。ユンクさんが恐れた、為政者や企業警察など核開発をもくろむ者たちによつて住民を管理、弾圧して原発推進を進めるということが、伊方町でも行われてきたことが克明に記されていた。『原子力帝国』では次のように記している。「原子力施設の周辺三〇キロ～五〇キロの区域と、核物質が運搬される沿道の一人一人について、当局は詳細な情報を入手しようとする。彼らは、住民の政治的関心を調査するだけでなく、個人的な傾向や性格についての詳しいデータを得ようとするのである。当局はこうした措置を当然の事と考へている」

伊方では、まさにユンクさんが指摘したこれらのことを行っていたのである。これは単なる偶然と考へるべきなのか。

かつて、戦前の為政者が戦争への準備を整えるため、特高や憲兵という官憲組織を作り、戦争に反対し、平和を訴える者たちのプライバシーや思想を侵した上に、弾圧し、大戦への道を切り開いて歩んでいた結果、数えきれない命を奪い、環境を破壊していくたのように、核開発をするために官憲である警察権力と行政権力を使い、同じようなことをしようとしているのではないかという危惧を抱く。

思うに、伊方に原発が来て三〇年、原発反対運動は、原発立地周辺に居住する我々の生活権やプライバシー保護、さらには平和な社会生活と暮らしを獲得する歴史であつたともいえる。「バラ色の産業」として入り込んできた原発は決して伊方を豊かにはしなかった。道路や建物は立派になつたが、人々の心は傷つき、人間の信頼は失われた。虚構の町に変わりつつある。伊方住民は日々不安と鬱えの中での暮らしを余儀なくされた。原発事故を絶えず心配しなればならない子供の未来は哀れである。

この伊方の歴史をどうしても残さなければならない。原発がどのようにして建てられていつたかを伝えなければならない。サタンの火は伊方に如何にして入り込んできたかを多くの人に知らせたい。三十年前の報道や当時の町や電力側の内部資料を元に「原発の来た町・伊方町の三〇年」の実情を語ろうと決心した。こうして、二〇〇〇年一一月から南海日日新聞への連載が始まつた。反対運動者の立場からというより、一人の記者として、見てきたこと、開いたこと、調べたことを忠実に書いてきた。この本はその連載をまとめたものである。したがつて、これは伊方原発反対の闘争誌ではない。

従つて、この連載に書いていない重要な伊方の戦いがある。磯津公害研究若人会による一〇年以上に及ぶ原発周辺の海底のドロと海草の育成調査。そして一号炉、二号炉裁判の記録がそれだ。一号炉裁判は、

強勒で且つ良心的な弁護団と科学者が伊方住民と力を結集して起こした、わが国最初の反原発裁判であつたが、最高裁で敗訴になつた。二号炉裁判は弁護団をおかず、住民自身による本人訴訟として起こされた。筆者も原告に加わり二三年という長きを戦つた。しかし、原発推進を進める被告国側に肩入れし、司法の独立性を逸した判決は、住民の訴えに耳を貸すことなく一審で敗訴が決定した。長い裁判の過程で伊方住民の原告の多くが亡くなつた。

今、その一人一人の顔と、怒りの声を思い出さずにはいられない。しかし裁判の記録と住民の主張は、この反原発裁判運動を担つてきた一人として改めて書き記すつもりである。

今、為政者や企業側は莫大な金と巨大な権力を駆使して利潤の追求と戦争に備えた国造りへとまい進しているかにみえる。住民への弾圧や自衛隊という軍隊の動員の計画も想定されていることなども考え合わせると、核という地球規模の破壊的な兵器の原料となる原発を阻止することは、反戦活動にもつながつていくものであるともいえるのではないか。この本を読んでくださった方々にこのような筆者の思いが伝われば幸いだと感じている。

最後になりましたが、伊方原発の三〇年を現地で見つめ続けてきた生き証人ともいえる八西協会長の広野房一御夫妻をはじめ、伊方反原発にかかわった多くの方々の故里を思い、日本の未来を思う真摯な生き方に励まされ続けてここまでやつてこられたことに深く感謝しています。本当にありがとうございます。

二〇〇一 年三月
齊間滿

【著者】

齊間 満（伊方原発反対八幡浜連絡協議会会員・一九四三年生）
(さいま みつる)

伊方原発建設当初、地方紙の記者として取材したのが伊方原発との関わりの始め。取材していく中で地元にあるローカル紙が原発の危険性に少しも触れないことに疑問を感じて焦りを覚える。経験も知識も資金も貧しい中ではあったが、地元で原発を批判していく必要を強く感じて一九七五年「南海日日新聞社」を立ちあげる。以来一貫して原発反対と匿名報道を貫き、伊方町を含む周辺の町や八幡浜市の人々に原発の危険性を伝え続けてきた。

伊方原発二号炉設置許可取消裁判は、本人訴訟として起こされたが、原告の一人に加わり二三年間法廷で闘った。しかし、二〇〇〇年一二月判決の四日前に持病の心臓病が原因で脳梗塞を発病し、左半身不随車椅子生活の身となる。現在施設に通いながらリハビリに励む傍ら、原発を止めるまで南海日日新聞を発行し続けることが自分ができる反原発運動であると考え、同じ原告、反原発の仲間であり社員の一人である近藤誠さんの助けを得ながら残された右手でワープロを打つ日々である。

二〇〇六年一〇月一七日永眠。

■南海日日新聞社

〒 796-0047
愛媛県八幡浜市白浜通り 2
TEL・0894-24-3674 TEL・FAX 兼用 0894-24-2316
<http://www.hime.ne.jp/~nankai/>

原発の来た町

—原発はこうして建てられた／伊方原発の30年

齊間 満 著

南海日日新聞社 2002年5月27日発行

【再版】

反原発運動全国連絡会 2006年10月31日

<http://www.hangenpatsu.net>
